

第1次新城市総合計画 前期基本計画

目次 & 構成

第1章 基本計画の役割、構成、期間

1 役割	1
2 構成	1
3 期間	1

第2章 基本指標（将来推計）

1 総人口	1
2 年齢構成	2
3 世帯数	3
4 地域別人口	4
5 産業構造	5

第3章 行政経営ビジョン

1 財政ビジョン	6
2 行政改革ビジョン	17
3 人材育成ビジョン	26
4 情報ビジョン	31

第4章 基本計画（まちづくり編）

1 計画の体系	34
2 基本戦略別計画		
（1）市民自治社会創造	39
（2）自立創造	52
（3）安全安心の暮らし創造	85
（4）環境首都創造	101

第5章 基本計画（行政経営編）

1 計画の体系	109
2 行政経営ビジョン別計画		
（1）財政	110
（2）行政改革	112
（3）人材育成	118
（4）情報	121

第1章 基本計画の役割、構成、期間

1 役割

基本構想に掲げた市の将来像「市民がつなく 山の湊 創造都市」を実現するための「4つの基本戦略」や「行政経営の基本方針」を具体的に進めるための目標と進め方を示します。

2 構成

基本計画を定める上での前提条件となる基本指標（人口や世帯、産業構造）を示すとともに、財政・組織・人材・情報についての行政経営のビジョンを明らかにします。

また、基本構想を具体的に進めるにあたって必要となる施策を体系別に示し、それぞれの施策の基本方針や成果目標、課題、さらに施策を達成するための主な事業と成果指標（または活動指標）、市民との協働の度合いを示す協働指数などを明らかにします。

3 期間

この基本計画（前期基本計画）の計画期間は、目標年度を平成22年度とする3年間（平成20年度から平成22年度）とします。目標年度を平成30年度とする11年間の計画である基本構想を達成するために、この3年間に実施する施策及び事業についての計画を掲載します。

第2章 基本指標（将来推計）

計画の前提となる基本指標として、過去の推移や社会経済情勢の変化等を踏まえ、人口の推移と推計及び産業構造の変化を示します。

1 総人口

平成17年国勢調査によると、本市の人口は52,178人です。市町村合併前を含めると、昭和60年の54,965人をピークに減少の傾向となっています。また、最近では、出生数に対して死亡数が増加していることに加え、これまで転入転出者数が均衡であった社会動態も転出者数の増加となっています。

なお、愛知県全体では、平成27年に739万人でピークをむかえ、その後、減少期に移るものと予想されます。

現在の年齢構成、男女別構成などから推計すると、平成27年は48,477人、平成32年は46,121人であり、計画の目標年度である平成30年は47,000人程度と予測されますが、まちづくり目標として平成30年の目標人口を50,000人とするものです。

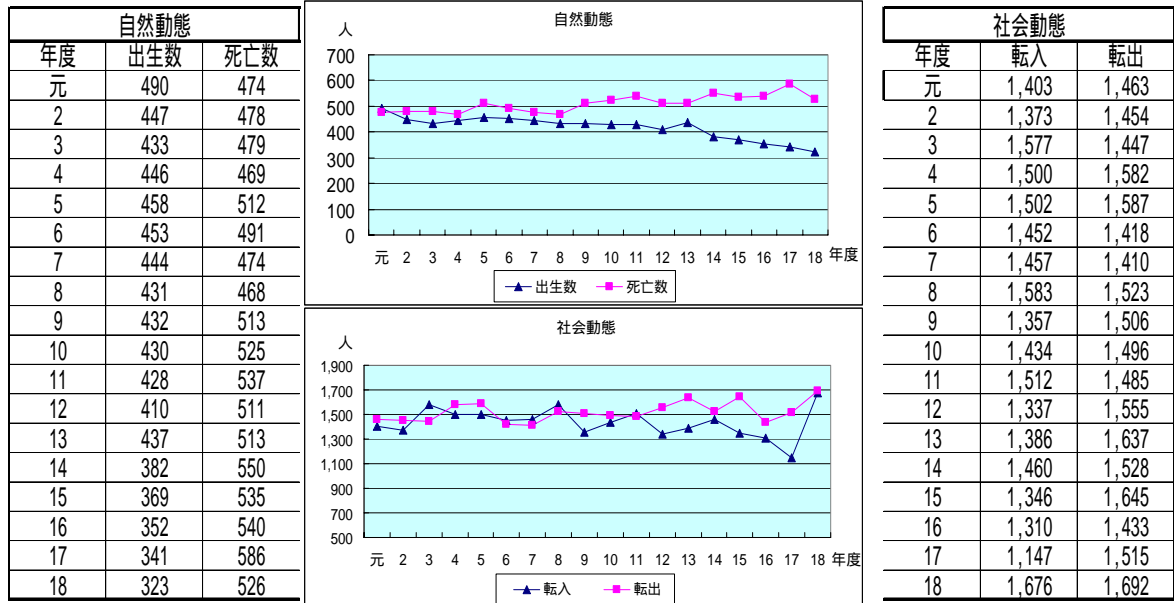
【図表 1】人口の推移と推計

	実数値					推計値				
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	
新城市	54,965	54,583	54,602	53,603	52,178	50,458	48,477	46,121	44,419	
新城地区	35,373	35,633	36,147	36,022	35,730	34,919	34,014	32,903	31,682	
鳳来地区	16,000	15,498	15,142	14,355	13,382	12,291	11,360	10,458	9,617	
作手地区	3,592	3,452	3,313	3,226	3,066	2,934	2,733	2,527	2,340	

国勢調査結果による。

推計値は、コーホート要因法による推計。各地区の人口推計は参考数値のため新城市の合計と一致しません。

【図表 2】自然動態と社会動態の推移



住民基本台帳人口

2 年齢構成

本市の年齢構成は、年少人口比率が平成 17 年に 13.6%と全国平均程度であるのに対し、老年人口比率が全国平均より高くなっています。

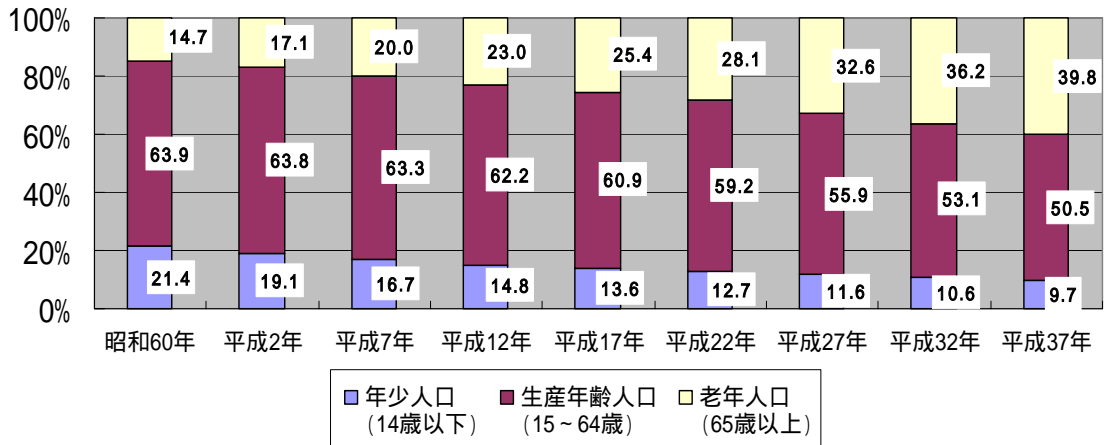
将来推計では、老年人口比率は、平成 17 年の 25.4%から平成 32 年には 36%程度となり、老年人口が加速的に増加します。

一方、生産年齢人口比率は、平成 17 年の 60.9%から平成 32 年には 53%程度に減少するものとみられます。

【図表 3】年齢 3 区分の人口推移と推計

区分	実数値					推計値				
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	
年少人口 (14歳以下)	11,785	10,415	9,129	7,946	7,091	6,418	5,610	4,895	4,298	
生産年齢人口 (15～64歳)	35,119	34,835	34,546	33,320	31,769	29,856	27,087	24,508	22,437	
老年人口 (65歳以上)	8,061	9,328	10,927	12,337	13,266	14,184	15,780	16,718	17,684	

年齢3区分人口の推移と推計

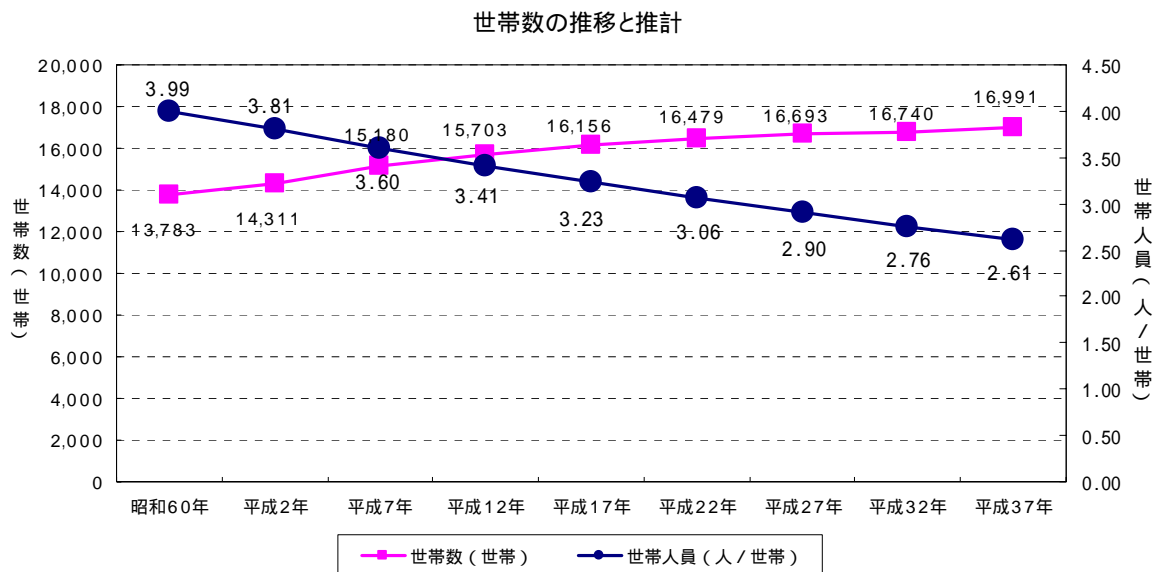


3 世帯数

平成17年国勢調査によると、本市の世帯数は16,156世帯で、1世帯あたりの人員は、3.23人です。平成32年には世帯数はおよそ16,700世帯で、1世帯あたりの人員は、2.7人程度と予測されます。

【図表4】世帯数の推移と推計

区 分	実数値					推計値			
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
世帯数(世帯)	13,783	14,311	15,180	15,703	16,156	16,479	16,693	16,740	16,991
総人口(人)	54,965	54,583	54,602	53,603	52,178	50,458	48,477	46,121	44,419
世帯人員(人/世帯)	3.99	3.81	3.60	3.41	3.23	3.06	2.90	2.76	2.61



4 地域別人口

平成17年国勢調査によると小学校区別の人口は表のとおりとなります。国勢調査の結果を基に、小学校区単位での人口を推計しますと、東郷西小学校区以外の全ての小学校区で人口の減少が予測されます。このことは、将来的に地区内での社会的な共同生活の維持が困難となる集落が発生することを予測させるものです。

そのため、目標人口である50,000人を達成するためには、いかに本市全体で、現在の人口を維持するかという視点が重要です。

【図表5】小学校区別の人口推計

小学校区	新城小学校区	千郷小学校区	東郷西小学校区	東郷東小学校区	舟着小学校区	八名小学校区	庭野小学校区
平成17年	7,314	11,314	5,185	4,653	1,655	4,650	959
平成30年推計(1)	6,730	11,220	5,690	3,800	1,390	4,280	770
平成30年推計(2)	7,200	11,700	6,060	4,000	1,450	4,500	900

小学校区	鳳来中部小学校区	鳳来寺小学校区	鳳来西小学校区	海老小学校区	連谷小学校区	山吉田小学校区	黄柳野小学校区
平成17年	3,454	1,152	1,025	869	344	1,549	279
平成30年推計(1)	2,940	900	840	570	220	1,520	270
平成30年推計(2)	3,130	950	880	600	250	1,650	300

小学校区	東陽小学校区	鳳来東小学校区	菅守小学校区	開成小学校区	巴小学校区	協和小学校区	新城全体
平成17年	3,571	890	457	887	1,153	530	51,890
平成30年推計(1)	2,930	800	410	720	1,040	380	47,420
平成30年推計(2)	3,040	870	440	760	1,190	410	50,280

推計人口について

- 1 平成17年は、国勢調査人口から高等学校寮生の数を除いた数値。
- 2 平成30年推計(1)は、国立社会保障・人口問題研究所の小地域簡易将来人口推計システムによる予測値。
- 3 平成30年推計(2)は、推計(1)を基準に、人口50,000人を想定した場合の各地域を予測したものの。

5 産業構造

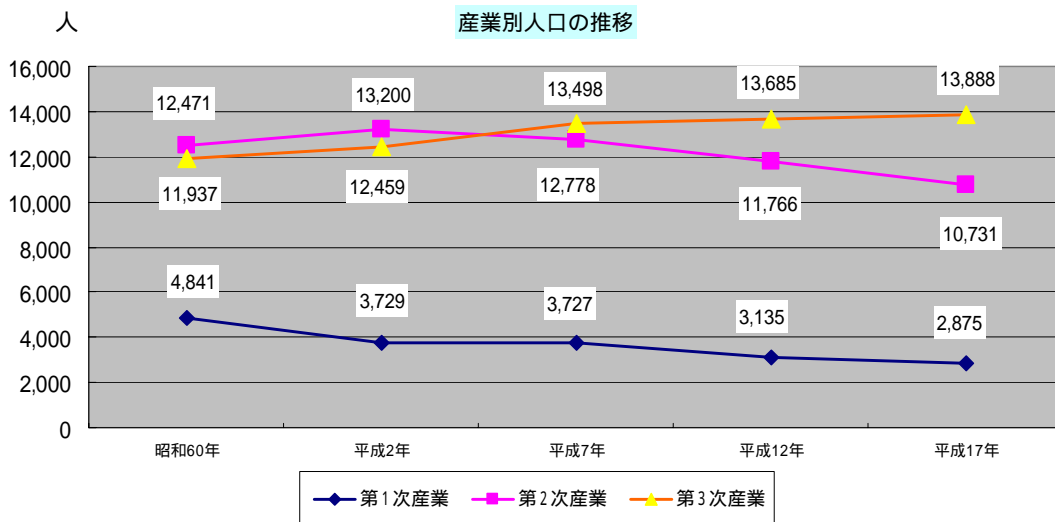
本市の従業者の産業別構成をみると、第2次産業と第3次産業の従業者数は、産業のソフト化・サービス化に伴い、第3次産業の従業者数が伸びる傾向にあります。また、平成2年から第2次産業の従業者数は減少の傾向にあり、平成7年では第2次産業従業者数よりも第3次産業の従業者数が多くなっています。

第1次産業については、従業者数、構成比とも減少する傾向にあります。

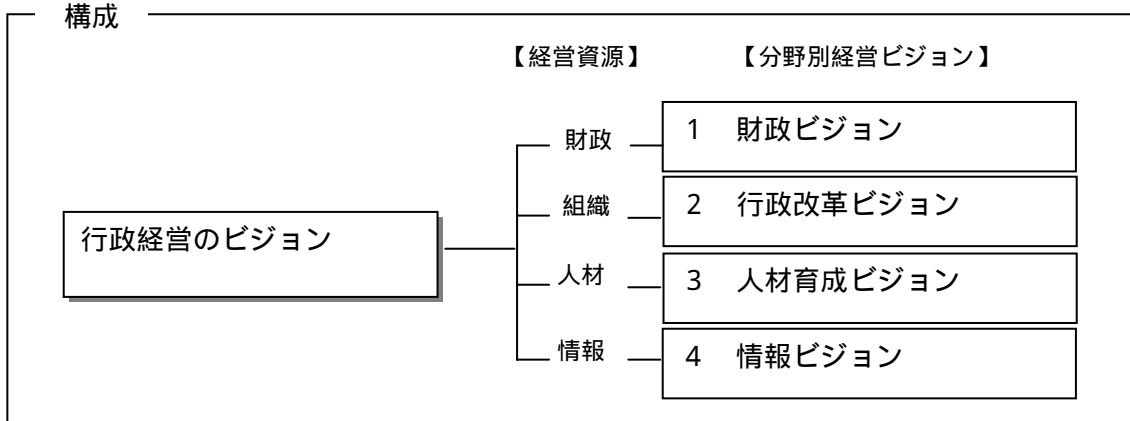
【図表6】産業別人口の推移

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第1次産業	人	4,841	3,729	3,727	3,135	2,875
	%	16.5	12.7	12.4	10.9	10.4
第2次産業	人	12,417	13,200	12,778	11,766	10,731
	%	42.6	44.9	42.6	41.1	38.9
第3次産業	人	11,937	12,459	13,498	13,685	13,888
	%	40.8	42.4	45.0	47.8	50.4
総計		29,281	29,415	30,021	28,646	27,572

総計には分類不能の産業を含む



基本構想に掲げた行政経営における「経営資源の分野別方針」を受けて、分野別経営ビジョンを以下の構成のとおり定めます。



1 財政ビジョン

(1) 財政ビジョンの役割

これまで、地方交付税の削減や市債残高の増嵩など厳しい財政状況を踏まえ、市行政改革推進計画に基づき、各部局ごとのマネジメントによる予算編成制度の導入や補助金等の見直しなど事務事業の見直し、使用料の見直しや有料広告の導入など歳入の確保、に取り組んできました。しかし、少子高齢化の進展など社会経済情勢のめまぐるしい変化のなか、厳しい財政状況は依然として続いており、本格的な地方分権時代に対応できる持続可能な財政基盤を確立していくためには、さらなる取り組みと規律ある財政運営が必要です。

そこで、基本構想に掲げた「経営資源の分野別方針」の「財政」分野に係る経営ビジョンとして「財政ビジョン」を定めます。近年の財政の状況及び課題を示したうえで、「取り組みの方向」、「財政指標の設定」及び「財政推計」を明らかにし、絶え間なく改善に向けた取り組みを進めていきます。

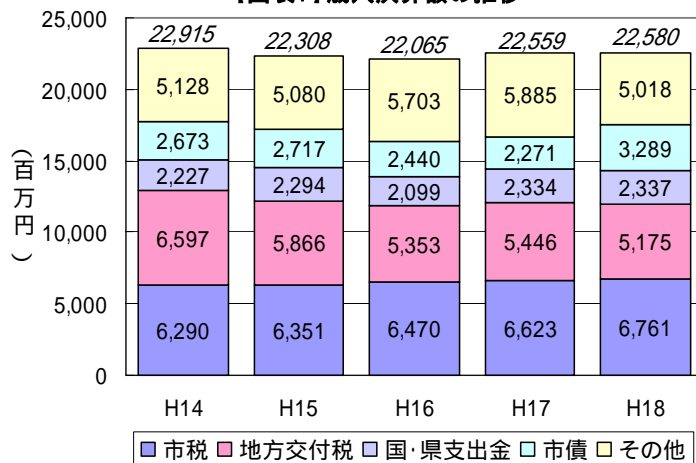
(2) 財政の状況（普通会計）

ア 歳入決算額の推移

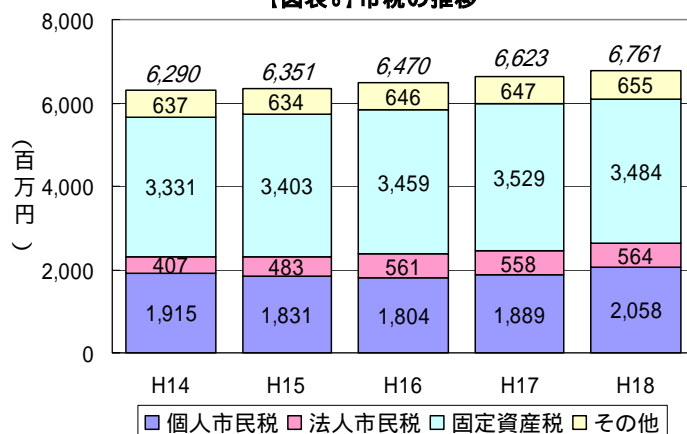
歳入総額は、平成17、18年度においては合併直後の臨時的経費に対する国・県補助金等の特例措置により若干の増があるものの、減少の傾向にあります。この主な原因は、合併市町村への普通・特別交付税措置はあるものの、いわゆる「三位一体の改革」による地方交付税総額の減少に伴うものです。一方、市税は堅調な増加傾向にあります。地方交付税の減額を補う規模にはなっていません。今後はこの市税を中心とした自主財源の増加策が重要となります。

また、市債は、平成18年度においてまちづくり基金造成のための合併特例債を発行したことにより増加しています。実質公債費比率等の財務指標や市債残高に注意しながら、市債の発行額を調整していかなければなりません。

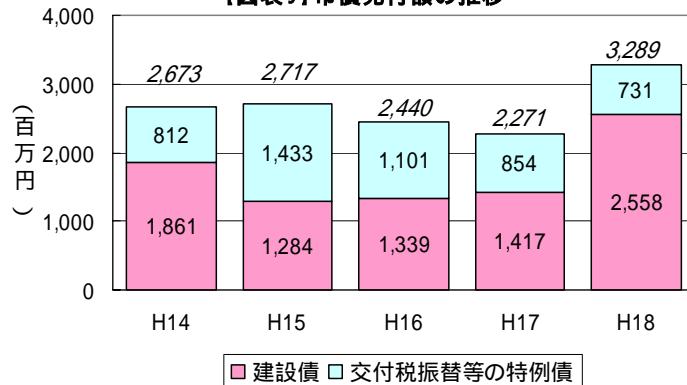
【図表7】歳入決算額の推移



【図表8】市税の推移



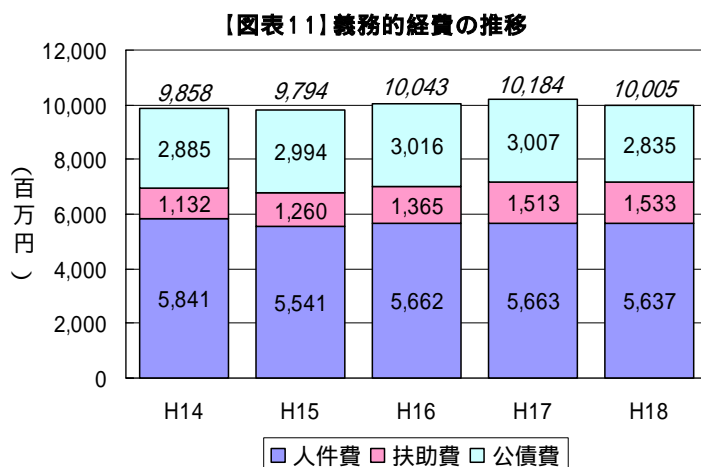
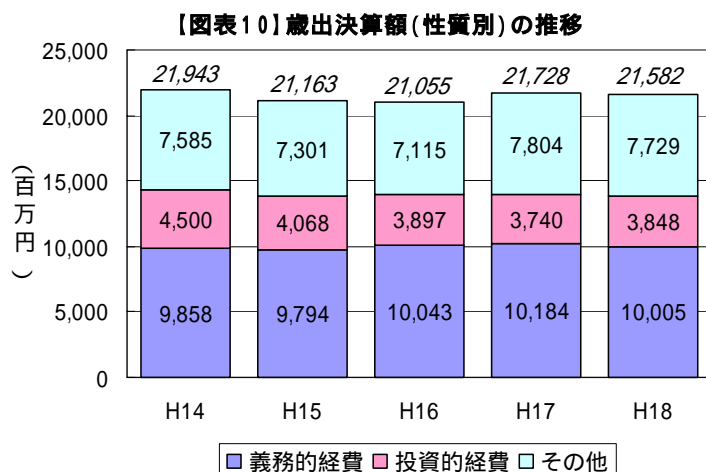
【図表9】市債発行額の推移



イ 歳出決算額の推移

歳出総額は、平成17、18年度においては消防防災関連施設・設備の整備やまちづくり基金の創設といった合併後の一体性を確保するための事業により、若干の増があります。中期的には減少傾向にありますが、今後は合併によるスケールメリットを早期に実現し、健全で持続可能な財政運営ができるよう適正な歳出規模にする必要があります。

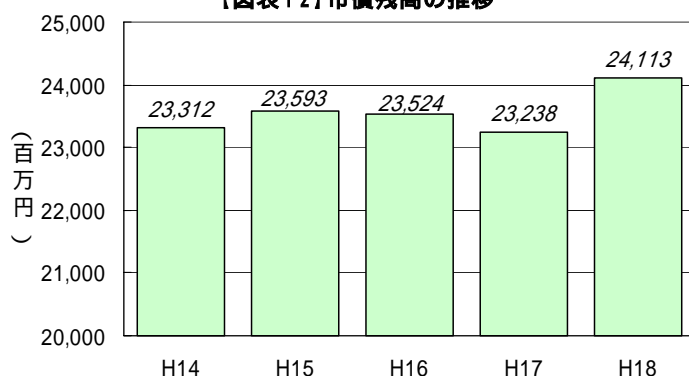
特に、人件費を中心とする義務的経費の削減、補助金の継続的な見直し、公営企業への繰出金の適正化等が必要です。



ウ 市債残高の推移

市債残高は、消防防災センター、義務教育施設などの公共施設整備に伴う建設事業債や、特に平成18年度においては、まちづくり基金の創設に加え財源確保のための特例債の発行等により、増加しています。歳出の義務的経費である公債費を縮減するためには、実質公債費比率等の財務指標を注視しながら、市債の発行を抑制する必要があります。

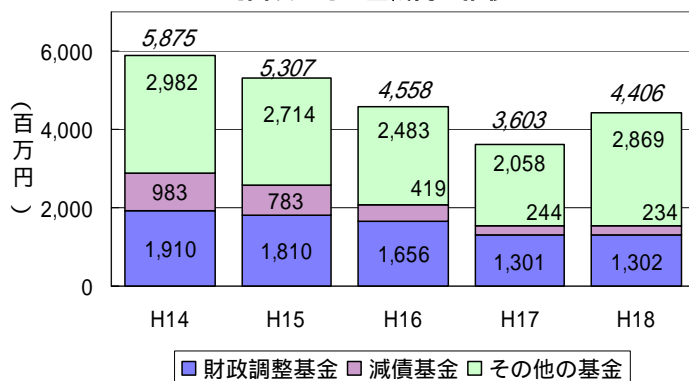
【図表12】市債残高の推移



エ 基金残高の推移

平成18年度は、地域住民の連帯強化及び地域振興を推進するためのまちづくり基金を設置したために増加していますが、近年は減少の一途をたどっています。市税、地方交付税といった一般財源総額が減少する状況のなか、行政サービスの維持のために各種基金を取り崩している側面もあり、歳出の見直しが急務となっています。

【図表13】基金残高の推移



(3) 健全で持続可能な財政運営に向けた取り組み

地方税をはじめとする自主財源基盤が強固とはいえない本市において施策・事業などを着実に実施するためには、中・長期的視点に立脚した計画的な財政運営が必要不可欠です。また、平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の公布により、財政運営の健全度を判断する指標及び数値基準が示されたとともに、普通会計のみならず公営企業、第三セクターを含めた財政運営状況に関する情報の開示が必要です。

このため、平成20年度から「財政健全化推進本部(仮称)」を組織し、健全で持続可能な財政運営に向け、下記事項に取り組みます。

財政基盤の充実・強化

ア 地方財政の強化

- ・ 分権型社会にふさわしい市町村への税源移譲を、国・県に対し働きかけていきます。その際、地方交付税については、「国が配る」から「地方で分ける」仕組みに転換するとともに、過疎地域など特別な財政需要のある地域については格差が是正できる制度設計を求めていきます。

イ 市税収入の確保

- ・ 企業誘致を始めとする産業振興や定住人口の確保による市税収入の充実に努めます。
- ・ 課税客体の適切な把握と、より一層の公正な賦課・収納に努めます。
- ・ 口座振替制度の推進、収納方法の拡充、徴収体制の強化等により、収納率の向上を図ります。
- ・ 収納率の目標設定・公表等を進め、滞納繰越を抑制します。

ウ 受益者負担の見直し・適正化

- ・ 使用料や手数料、減免措置については、適正な公費負担及び受益者負担の観点から検証し、適正化に努めるとともに、定期的な見直しを制度化します。

エ 資産の有効活用

- ・ 市や土地開発公社が保有する住宅用地、企業用地などについては、積極的な広報活動による早期販売・活用を行います。
- ・ 現在、未利用となっている施設や土地については活用を検討していきますが、早期の活用が見込めない場合は積極的に売却処分していきます。
- ・ 基金は、設置目的を達成するために活用し、状況の変化によっては統廃合の検討も行います。

オ 新たな財源確保

- ・ 市民利用施設や無料の行政サービスで受益者が限定されているものなどについては、類似する民間サービス内容や使用料等とのバランスを考慮し、受益者に適正負担を求めることによる財源確保を推進します。
- ・ 広報媒体等を活用した広告収入の拡大を進めます。

カ 多様な資金調達

- ・ まちづくりへの市民参加意識を高める住民参加型ミニ市場公募債の導入の検討や、特定の目的を実現するための寄附制度の研究を行います。
- ・ 金融情勢を踏まえた起債方法を研究し、公債費の抑制を図ります。

歳出構造の改善と財政運営の健全化・効率化

キ 事務事業の選択と財源の最適配分

- ・ P D C Aのマネジメントサイクルによる行政運営システムの確立を通じ、目標管理や施策・事務事業評価に基づく事務事業の選択と優先度の明確化、事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底化を踏まえた財源配分を行います。

ク 予算編成手法の改善

- ・ 基本計画に登載された事業を着実に当該年度の予算編成に反映させるなど、総合計画と予算編成との整合を図ります。
- ・ 各部局ごとのマネジメントによる予算編成、予算執行を推進するため、当該年度の各部局予算のうち執行段階での削減努力により節減した額の一部を翌年度の部局予算に優先的に配分するなどの「インセンティブ予算制度」の手法をさらに検討し、実行します。
- ・ 各部局の予算要求状況などの情報の公開をさらに進め、予算編成過程における透明性の確保を図ります。
- ・ 施策の成果目標や施策を達成するため事業ごとの成果指標等を公開することで、予算化される主な事務事業についての進捗管理を市民と共に進めます。

ケ 行政コストの削減

- ・ すべての市職員がコスト意識を持って行政運営にあたります。
- ・ 一般競争入札や電子入札制度の拡充により、公共事業のコスト削減に努めます。
- ・ 共通する事務の集約化、公共施設における指定管理者制度の導入、市の業務のうち公権力の行使に関する業務を除き委託が可能な分野については民間企業や地域への委託を積極的に推進し、コスト削減に努めます。

コ 人件費の削減

- ・ 組織の簡素化、市行政改革推進計画（集中改革プラン）に基づく職員の定数管理と適正配置、諸手当の見直しにより、総人件費を抑制します。

サ 市債の抑制による後年度負担の軽減

- ・ 実質公債費比率や市債残高に留意した公債費の管理を行い、プライマリーバランスの黒字を維持するとともに毎年度の償還元金を上回る額の市債を発行しないことを原則とします。

シ 特別会計・企業会計の見直し

- ・ 適正な料金、使用料水準の確保や経費の節減を通じ健全な事業運営を進め、定められた繰出基準を上回る一般会計からの繰出金を抑制します。

- ・ 病院事業会計については、診療体制を充実させるとともに経営の一層の効率化に努め、独立採算制を確保します。

ス 第三セクター等の健全化

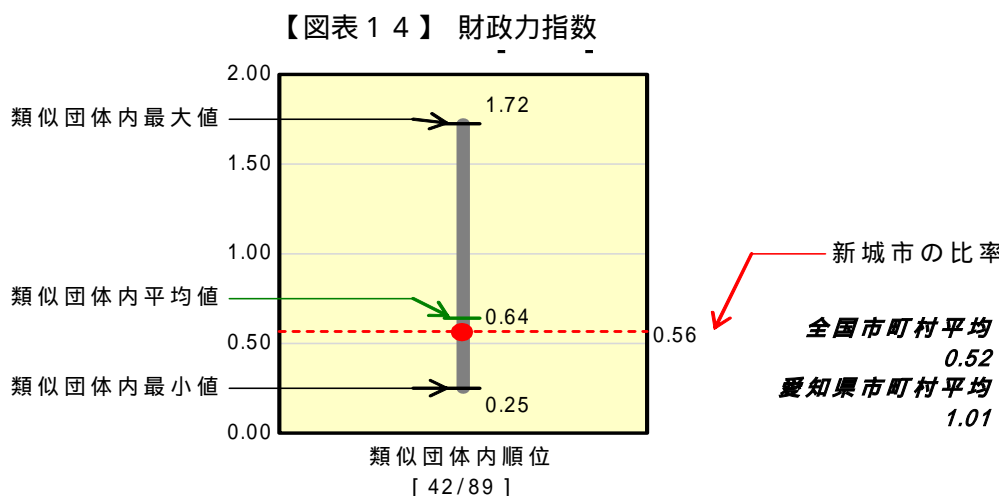
- ・ 出資又は出えんを行っている第三セクターについては、法令及び条例に基づき経営状況の把握と公表を推進します。
- ・ 他の団体と類似の業務を行うもの、目的を達したものの、事業の存続が困難と判断されるものが生じた場合には、統廃合や民営化等を進めます。

(4) 財政指標の設定

他の市町村と比較可能な財政指標を示すことによって財政運営上の課題をより明確にするとともに、前期基本計画期間の目標値を定め、財政構造の改善に努めていきます。

なお、下記の表は平成17年度の状況を示したものであり、「類似団体」とは、人口及び産業構造により全国の市町村を35のグループに分類した結果、新城市と同じグループに属する市町村をいいます。

ア 財政力指数（平成17年度0.56、平成18年度0.60 平成22年度目標値0.63）

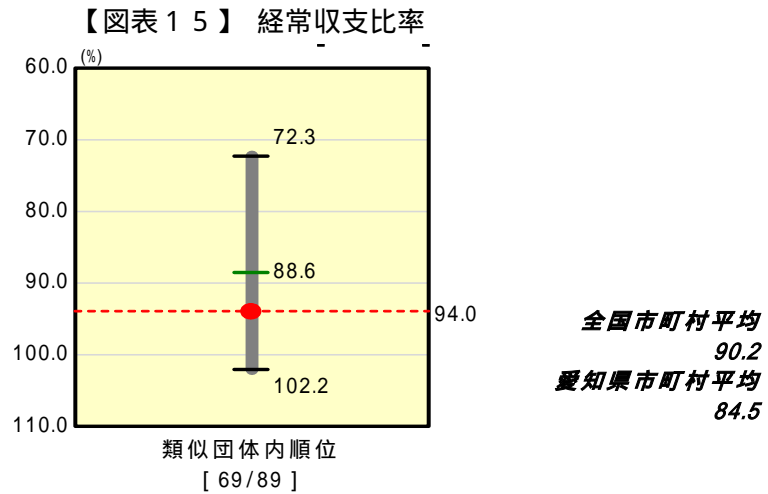


財政力指数は、地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表しており、普通交付税算定基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3カ年平均値をいいます。

新城市は類似団体平均を下回っていますが、今後、企業団地への早期企業誘致を推進するなど税収の増加を図り、財政基盤の強化に努めます。

イ 経常収支比率（平成 17 年度 94.0%、平成 18 年度 91.5%）

平成 22 年度目標値 91.0%）

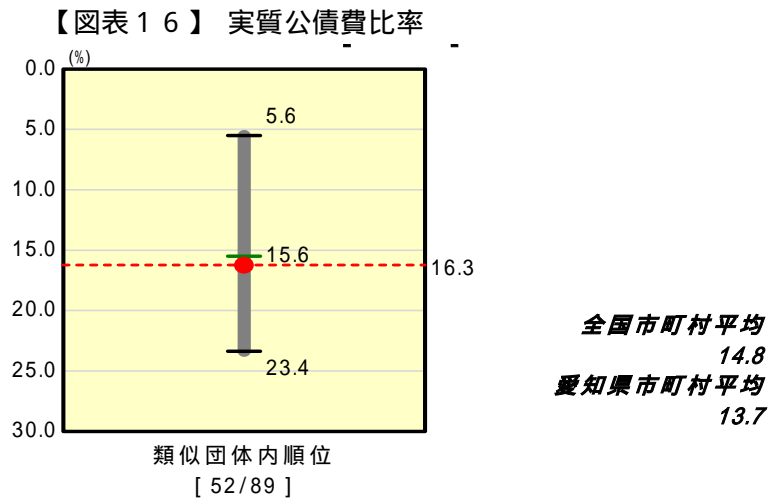


経常収支比率とは、税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどのくらい充当しているかをみることで、財政の弾力性を判断します。この比率が高くなる程、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営上の選択肢が狭められます。

合併前に旧 3 市町村で整備してきた公共施設は、多種多様なものが機能を重複する形で運営されています。市域が広大であることを考慮しながら、市行政改革推進計画に基づき、公共施設の複合化・廃止による維持管理コストや職員の削減による経常経費の節減に努めます。

ウ 実質公債費比率（平成 17 年度 16.3%、平成 18 年度 15.7%）

平成 22 年度目標値 13.3%）



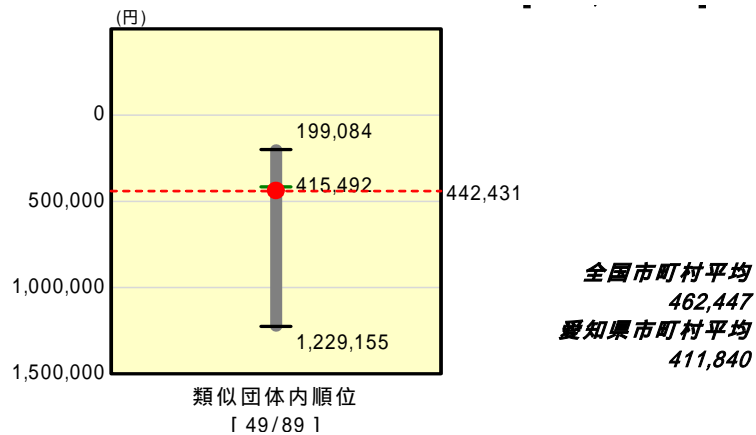
平成 18 年 4 月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標で、公債費による財政負担の程度を示す指標です。普通会計における公債費に加え、公営企業や特別会計の公債費への一般会計からの繰出金や一部事務組合への公債費負担、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入して 3 ヶ年の平均値で表します。

この比率が 18%を超えると地方債の発行に国の許可が必要となり、25%を超えると一般事業等の起債が制限されます。

今後、防災行政用無線の整備や公共施設の耐震化工事などに多額な地方債の発行が見込まれることから、事業の計画について常に必要性・規模等を見直し、将来負担の抑制に努めます。

エ 人口 1 人当たり地方債現在高（平成 17 年度 442,431 円、平成 18 年度 462,282 円
平成 22 年度目標値 458,347 円）

【図表 1 7】 人口 1 人当たり地方債現在高



市が借りた特定の歳出に充てるため、市が年度を越えて元利を償還する借入金の年度末の総額を市民一人当たりで求めた額です。

毎年度プライマリーバランスの黒字を維持するため、市債発行額を償還額以下に抑えます。

(5) 財政推計

(3) で掲げた「健全で持続可能な財政運営に向けた取り組み」を着実に実施し、(4) で示した「財政指標」の目標を達成するため、前期基本計画の期間(平成 20 年度から平成 22 年度)のみならず、中・後期基本計画の期間(平成 23 年度から平成 30 年度)も含めた財政の収支見通しを明らかにし、計画的な財政運営のための指標とします。

なお、この推計は毎年度行い、公表します。

計画期間

平成 20 年度から平成 30 年度までとします。

対象会計

普通会計とします。

【図表 18】 財 政 推 計

(単位:百万円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
歳入 計	20,492	19,854	19,112	19,352	18,951	19,222	19,205	19,238	19,102	18,879	18,712
ア.市税	7,489	7,545	7,585	7,625	7,602	7,644	7,688	7,653	7,688	7,724	7,696
イ.地方譲与税等	1,460	1,477	1,498	1,519	1,542	1,564	1,589	1,618	1,649	1,679	1,712
ウ.地方交付税	4,500	4,470	4,470	4,470	4,570	4,670	4,570	4,570	4,340	4,020	3,800
エ.使用料等	1,034	1,040	1,041	1,043	1,049	1,051	1,053	1,061	1,063	1,065	1,073
オ.国・県支出金	2,530	2,160	1,984	2,026	2,079	2,133	2,182	2,291	2,348	2,407	2,469
カ.繰入金	376	313	312	312	12	12	12	13	12	9	9
キ.市債	2,015	1,661	1,033	1,168	908	959	921	845	814	786	763
ク.その他の歳入	1,089	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189
歳出 計	20,492	19,854	19,112	19,352	18,951	19,222	19,205	19,238	19,102	18,879	18,712
ケ.人件費	5,201	5,345	5,369	5,078	5,166	5,163	4,957	5,070	5,046	4,774	4,456
コ.扶助費	1,824	1,960	2,058	2,161	2,269	2,382	2,501	2,626	2,757	2,895	3,040
サ.公債費	3,171	2,875	3,009	2,921	2,851	2,728	2,502	2,166	2,024	1,896	1,774
シ.物件費	2,668	2,648	2,628	2,608	2,588	2,568	2,568	2,568	2,568	2,568	2,568
ス.補助費等	1,357	1,412	1,404	1,396	1,388	1,378	1,380	1,381	1,384	1,387	1,389
セ.繰出金	2,177	2,157	2,184	2,222	2,236	2,305	2,363	2,353	2,251	2,314	2,327
ソ.投資的経費	3,452	2,864	1,865	2,370	1,856	2,100	2,335	2,475	2,470	2,443	2,553
タ.その他の歳出	643	594	595	596	597	598	599	600	602	603	604

前提条件

ア 市税	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税は、政府経済見通しによる名目経済成長率を踏まえて平成 21 年度の伸率を 2.0%、その後は緩やかな上昇とし、本市の推計人口を加味する。 ・固定資産税は、土地については平成 21 年度までに負担調整が終了、家屋については 3 年毎の評価替えによる経年減価をマイナス 5.0%、とする。
イ 地方譲与税等（地方譲与税、県税交付金、地方特例交付金、交通安全特別対策交付金）	<ul style="list-style-type: none"> ・市税（個人市民税）の算出に準じる。
ウ 地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・本市固有の事業費補正、公債費補正等は個別に算出し、その他については地方財政計画における地方交付税総額の過去の推移を勘案して伸率をマイナス 1.0%とする。
エ 使用料等（分担金・負担金、使用料・手数料）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料などの料金改定を見込む。
オ 国・県支出金	<ul style="list-style-type: none"> ・歳出と連動させる。
カ 繰入金	<ul style="list-style-type: none"> ・特定目的基金からの繰入は、その目的と基準に従う。 ・財源不足を補うため、平成 23 年度までは財政調整基金からの繰入を見込む。
キ 市債	<ul style="list-style-type: none"> ・歳出と連動させる。 ・臨時財政対策債は地方交付税とセットで見込む。
ク その他の歳入（財産収入、寄附金、繰越金、諸収入ほか）	<ul style="list-style-type: none"> ・伸率は 0%とし、繰越金は 3 億円を見込む。
ケ 人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数は、市行政改革推進計画に準拠する。 ・退職手当は、定年退職者数を勘案して見込む。
コ 扶助費	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の推移を勘案して伸率を 5.0%とする。
カ 公債費	<ul style="list-style-type: none"> ・政府経済見通しによる名目経済成長率を踏まえ、平成 20 年度債の利率は 2.3%、その後は毎年 0.1%の上昇とする。
シ 物件費	<ul style="list-style-type: none"> ・施設統廃合等による削減を 5 ヶ年にわたり見込む。
ス 補助費等	<ul style="list-style-type: none"> ・市補助金等評価基準に基づき、個別補助金の削減を 5 ヶ年にわたり見込む。
セ 繰出金	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計への繰出のルール見直しを見込む。
ソ 投資的経費（普通建設事業費、災害復旧費）	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の実施計画判定を踏まえたものとする。 ・財源不足の場合は、投資的経費の減額で調整する。
タ その他の歳出（維持補修費、積立金、投資・出資・貸付金ほか）	<ul style="list-style-type: none"> ・維持補修費は伸率を 1.0%、その他については 0%とする。

2 行政改革ビジョン

(1) 行政改革ビジョンの役割

本市では、総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月29日）」に基づき「新城市行政改革推進計画（以下「集中改革プラン」という。）」を平成18年12月に策定し、事務事業の見直しや効率的な組織づくり、職員数の削減などに取り組んできました。

こうした中、総合計画基本構想で行政経営の原則とした「市民満足度を基調とした成果重視型の行政経営への転換」を進めるには、これまでの取り組みの成果に留まることなく、市民視点による更なる行政改革を推進していくことが必要です。

そこで、集中改革プランと一体の経営ビジョンとして、同プランで示した行政改革の取り組みの方向や数値目標を堅持し、今回の基本構想に掲げた「経営資源の分野別方針」の「組織」分野にあたる「行政改革ビジョン」を定めます。行政改革ビジョンでは、PDCAのマネジメントサイクルによる行政経営を定着させるため、「ア 市民参加と協働の推進」、「イ 事務事業の見直しと行政評価制度の導入」、「ウ 組織機構の見直しと定員管理の適正化」、「エ 民間委託等の推進と第三セクター、地方公営企業の健全経営」について、取り組みの方向を明らかにします。

集中改革プランと行政改革ビジョンとの関係

集中改革プランは、事務事業の再編・整理等（事務事業の見直し、歳入の確保、組織機構の見直し）、民間委託等の推進（業務の民間委託、公の施設の管理）、定員管理の適正化、給与の適正化、第三セクター等の経営、地方公営企業の経営、についての現況や取り組む内容、目標値などを定めた計画で、期間は平成17年度から平成21年度の5年間となっています。

今回定める行政改革ビジョンは、集中改革プランに替わるものではなく、集中改革プランの達成を前提とし、基本構想に掲げた行政経営の基本方針に基づく取り組みを整理・追記するなど一体のビジョンとして定めます。また、集中改革プランに掲げた目標値を検証しながら、総合計画に合わせて進捗管理を行うため、実施計画における平成22年度目標値を新たに定めます。

(2) 取り組みの方向

ア 市民参加と協働の推進

(ア)市民参加の位置づけの公表

- ・ PDCAマネジメントサイクルの各段階への市民参加や協働を、日常の行政経営に定着させるため、市の基本戦略に基づく施策の立案段階からの市民参加を心がけるとともに、施策目標を達成するための事業の立案・予算化にあたっては、マネジメントサイクルのどの部分に市民参加や協働を位置づけるのかを、市民に対し常に明らかにします。また、事業実施後における達成状況についても、併せて明らかにします。

(イ)公正と透明性の確保

- ・ 行政経営への市民参加や協働の前提条件となる行政情報の公開と共有を推進するため、後述の情報ビジョンにおいて、行政情報の公開ルールを定めます。
- ・ 公正で透明性の高い行政経営を進めるため、行政情報の公開と併行して、行政手続きの明確化を図ります。そのため、情報公開条例や行政手続条例に基づく審査基準や処分基準、標準処理期間等の提示、パブリックコメント制度の積極的な活用を進めます。また、監査機関による監査機能の強化と監査結果の市ホームページでの公表に取り組みます。

(ウ)地域内分権の推進

- ・ 市民自治社会の実現に向け、地域や市民自身が地域の課題や市民ニーズに的確に対応し、主体的にその解決を進める「地域力」を向上させるため、地域の特性や主体性を尊重しながら、地域自治区の設置を進めます。
- ・ 行政区等の地域自治組織や市民活動団体など、「新たな公共」の担い手が行う公共サービスの提供に対する取り組みに対し、活動場所の整備・提供や市民活動サポートセンターの充実などの支援を進めます。
- ・ 地域自治組織が区域内の特性や課題に応じて、総合的かつ計画的な取り組みを行うための「地域計画」の策定を進めます。地域計画の策定にあたっては、区域内の様々な階層の意見が反映されるよう努めるとともに、計画の推進が市民の自主性に基づいて行われるよう心がけます。
- ・ 地域計画の策定支援を始め、地域と行政のパイプ役として、行政情報の提供や地域課題の共有を図り、課題解決に向けた地域内議論をサポートするため、市職員による「地域担当制度」を創設します。そのため、個々の職員の意識改革やサポート体制の整備、市民への広報活動などに積極的に取り組みます。
- ・ 行政組織の一部であり、地域自治組織としての役割を担う行政区について、地域自治区の設置に向けた取り組みと併行して、その役割や規模等について研究を進め、行政区の再編に向けた提言をまとめます。

イ 事務事業の見直しと行政評価制度の導入

(ア) 事務事業の見直し（内部評価）

- ・ 「新たな公共」における役割を分担し合うため、すべての事務事業について、行政の責任領域や関与の必要性、地域自治組織や市民活動団体等への事務分掌、権限委譲の可能性の観点から、事務事業の点検を行います。

- ・ すべての事務事業について、市民ニーズとの合致性、有効性、能率性、緊急性などの内部評価に基づく見直しと市民への公表を定期的に行い、事業効果や優先度の低い事務事業についての再編・整理、廃止・統合を行います。
- ・ 予算編成過程において、内部評価による事業選択と優先順位を明らかにするなど、評価と予算編成の連動を進めます。
- ・ 補助金・交付金等の見直しにあたっては、平成19年4月1日から適用した「新城市補助金等評価基準」に基づき、補助金等の支出が適正であるかを常に検証し、市民への公表を行います。

(イ) 行政評価制度の導入（市民評価）

- ・ 市民満足度を基調とした成果重視型の行政経営への転換を進めるため、行政評価を行政経営に的確に反映する制度を構築します。そのため、評価過程への市民参加を保障し、評価の基準となる成果目標や成果指標の公表と進捗状況の公表を行います。
- ・ 行政評価制度については、当面、総合計画の基本計画に登載された施策と実施計画に登載された主な事業について行い、総合計画市民委員会による評価と進捗状況の公表を行うことで、市民の視点による進捗管理の定着を進めます。
- ・ 行政は、常に成果目標や成果指標の設定と公表、及びその達成に全力を傾けるとともに、すべての事務事業についての体系化と評価を早期に行い、マネジメントサイクルに基づく総合計画と予算編成との連動を進めます。

(ウ) 組織目標の公表

- ・ 行政の部局ごとに総合計画の理念や市長マニフェストをはじめ、実施計画や施政方針、予算編成等を踏まえた、組織目標を作成し公表します。組織目標は、部局における運営方針と重点施策からなり、総合計画と同様に成果目標と成果指標を設定することで、市民及び行政内部における情報共有を進めます。

ウ 組織機構の見直しと定員管理の適正化

(ア) 組織機構の見直し

- ・ 市民ニーズや市の戦略、社会経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応し、政策推進機能が効果的に発揮できる簡素で効率的な機構と人員配置を常に心がけます。
また、縦割りの弊害をなくし、部局を超えた横断的な連携を可能とするための調整・連絡機能の充実を進めるとともに、地域自治区の設置などの地域内分権に対応した組織機構の見直しと組織内分権を推進します。

- ・ 本市の行政機構は、合併協議により本庁と 2 総合支所を基本に運営されています。これは、合併に伴う住民サービスの低下を防止するための措置として導入されたもので、「合併後、概ね 10 年度以内に本庁方式を検討する」ことを合併協議で定めています。こうした中、総合支所については、市民ニーズや市民自治社会移行への進捗に配慮しながら、引き続き事務行程の精査と事務の集中・分担、総合支所の果たす役割や必要な業務についての検討を進め、広大な市域を抱える本市にふさわしい組織機構を構築します。
- ・ 平成 18 年 4 月から、意思決定の迅速化をはじめ、流動的で機動的な業務執行を進めるために導入したグループ制（係制の廃止）について、所期の目的が達成されるよう制度の理解と定着を図ります。
- ・ 政策横断的に取り組む行政課題に対処するため、部局を超えたプロジェクトチームによる取り組みを推進します。その際、プロジェクトチームによる報告書を課がまとめたものと同等の扱いとするなど、位置づけを明確にします。

(イ) 定員管理の適正化

職員数の現状

- ・ 本市の職員数は、合併時に旧 3 市町村及び新城広域事務組合の一般職の職員の身分を引き継いだため、平成 18 年 4 月 1 日における総職員数は、1,028 人となっています。集中改革プランに照らすと、このうち一般行政部門及び特別行政部門における職員数は 681 人で、図表 19 のとおり類似団体に比べ 119 人の超過となっています。

(集中改革プランの策定時には、類似団体職員数を推計値で求めたため、124 人の超過と公表)

- ・ 同様に平成 19 年 4 月 1 日現在の職員数は、総数で 978 人、一般行政部門及び特別行政部門における職員数は 659 人と、97 人の超過（平成 18 年 4 月 1 日現在類似団体職員数確定値との比較）となっています。この 1 年間に職員総数で 50 人が削減されましたが、退職予定者に対する予定採用補充割合を 50%程度に設定したことに加え、退職予定者を大幅に上回る早期退職及び自己都合による退職希望者が出たこと（とりわけ、病院職員の自己都合による退職者が顕著だったこと）が要因となっています。
- ・ 類似団体に比べ職員数が多い要因としては、以前より市内に民間保育所が少ないことや広範な市域に集落が分散する地形・地理的条件から、比較的小規模な公立保育所、小学校が多数設置されていること、鳳来・作手の 2 総合支所を設置していること、市域外の消防・救急業務を本市が担っていることなどの地域特有の要因が上げられ、当該職員数をもって単純比較することはできません。

- また、普通会計部門以外の病院、上水道、下水道等の地方公営企業部門には、319人（平成19年4月1日現在）の職員が配置され、それぞれが独立した経営体として運営を図っています。

【図表19】部門別職員の状況及び類似団体との比較（平成18年4月1日現在及び平成19年4月1日現在）
（単位：人・％）

【集中改革プラン】		【現在値】							
区 分	新城市職員数 A (18.4.1)	類似団体との比較 (類似団体職員数は確定値に修正済)			新城市職員数 A (19.4.1)	類似団体との比較			
		類似団体職員数 B	超過数 C(A-B)	超過率 C/B×100		類似団体職員数 B	超過数 C(A-B)	超過率 C/B×	
一般行政	議会・総務・税務	152	132	20	15.15%	141	132	9	6.82%
	民生・衛生	222	182	40	21.98%	216	182	34	18.68%
	経 済	47	44	3	6.82%	48	44	4	9.09%
	建 設	49	43	6	13.95%	48	43	5	11.63%
	一般行政部門小計	470	401	69	17.21%	453	401	52	12.97%
特別行政	教 育	91	82	9	10.98%	86	82	4	4.88%
	消 防	120	79	41	51.90%	120	79	41	51.90%
	特別行政小計	211	161	50	31.06%	206	161	45	27.95%
普通会計計	681	562	119	21.17%	659	562	97	17.26%	
公 営 企 業 等	病 院	282				255			
	上 水	23				22			
	下 水	13				13			
	その他	29				29			
	公営企業等小計	347				319			
合 計	1,028				978				

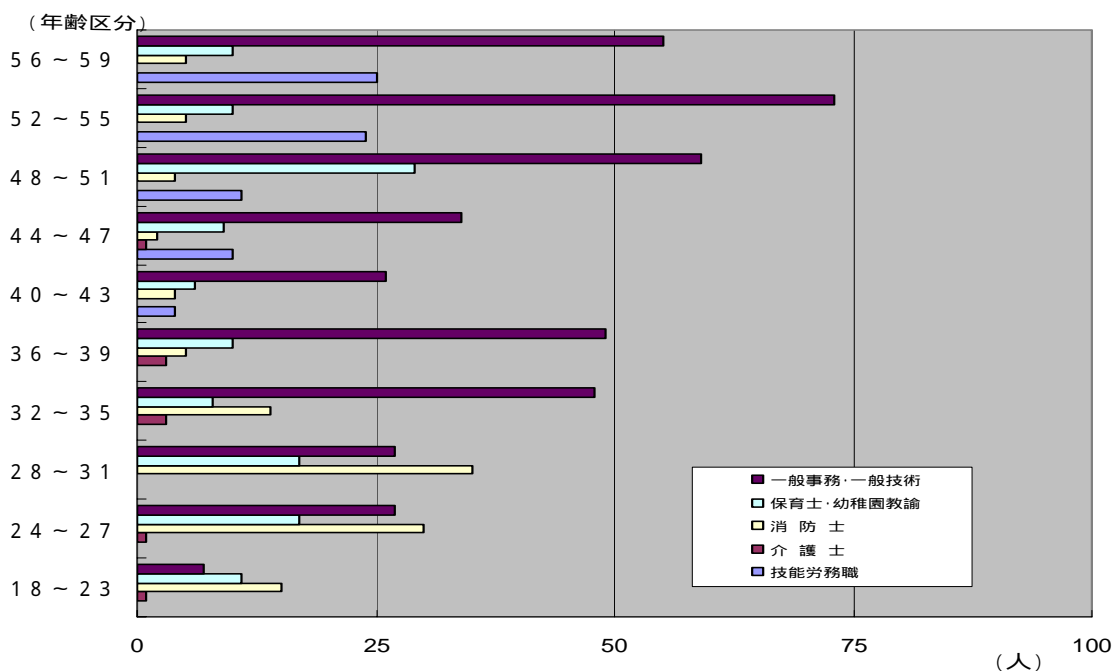
- 注：1 類似団体職員数は、全国の市町村を人口及び産業構造を基準にしたグループに分け、そのグループごとの人口1万人あたりの普通会計部門別職員数を指数化したものに、新城市の住民基本台帳人口(平成18年4月1日現在 52,467人)を乗じて得た職員数を記載しています。平成19年4月1日現在の類似団体職員数は未発表のため、平成18年4月1日現在値を使用。
(新城市は、一般市の人口50,000人以上～100,000人未満、第2次・第3次産業従事者割合95%未満、第3次産業従事者割合55%未満の区分となります。)
- 注：2 公営企業等の「病院」は市民病院及び作手診療所、「上水」は水道事業、工業用水道事業及び簡易水道事業、「下水」は公共下水道事業、地域下水道事業及び農業集落排水事業、「その他」は国民健康保険事業、老人保健、介護保険事業及び農業共済事業の職員数を表わします。(以下同じ。)

職員の年齢区分構成

- 本市の一般行政職・技能労務職の職員の年齢区分構成は、図表20のとおり、40歳代後半から50歳代の職員が非常に多く、逆ピラミッド型の年齢構成となっています。職種別では、20歳代から30歳前後に職員が集中する消防士や40歳代後半の職員が多い保育士・幼稚園教諭に特徴が見られます。
- 基本計画の目標年度である平成22年度末までに、平成19年4月1日比で13.7%にあたる134人の職員が退職する見込みであるため、人材確保の観点からも計画的な採用計画が不可欠といえます。

(計画期間内における各年度の職員数の推移見込みは、図表21のとおり。集中改革プランで示した計画値と平成18年度、19年度の実績値を加えた見込み値を集計)

【図表 20】 一般行政職・技能労務職の年齢区分別構成（平成19年4月1日）



取り組みの方向

- ・ 本市の職員数は、前述の特殊要因はあるものの、類似団体に比べ明らかに超過となっています。今後、さらに厳しい財政運営が想定されるなか、引き続き事務事業の見直しや情報通信技術の活用による事務の効率化・集約化、職場協力体制の強化、市民協働の推進、指定管理者制度や民間委託の推進などを通じ、類似団体職員数への近似をめざした計画的な定員管理に努めます。
- ・ 団塊の世代の大量退職期を迎えることから、職員数の削減の取り組みと並行して、職員年齢構成の平準化を見据えた職員採用計画を進めます。
- ・ 一般行政職退職予定者に対する採用補充比率について集中改革プランでは、合併時の財政推計に合わせ 50%程度と計画し取り組んできましたが、予想を上回る早期退職や自己都合退職があったため、実質の採用補充比率はここ3年間の合計で 30%程度となっています。そこで、今後の職員採用にあたっては、こうした急激な減少が、行政活動の停滞や市民サービスの低下を招くことがないよう十分配慮する一方、定員の適正化を進めるため、普通会計職員のうち一般事務職の採用補充比率(実質)を引き続き 50%程度に設定します。

(図表 21 では、平成 22 年 4 月 1 日現在の普通会計職員数を、集中改革プランでは 627 人と見込みましたが、実績及び今後の取り組みにより 618 人となることが伺えます。)

- ・ 消防及び地方公営企業部門の職員数は、現在の職員数を維持します。特に病院については、医師不足による診療業務範囲の縮小等により大幅な職員数の減

少が見られますが、経営改善への取り組みを踏まえ、集中改革プランの平成 22 年 4 月 1 日での目標数値を堅持することとします。

- ・技能労務職については、退職に伴う新規採用を原則見送ることとし、民間委託や臨時職員の雇用による対応を進めます。

【図表 2 1】 計画期間内の取組（各年度における職員数）

単位：人・%

区分	平17	平18	平19	平20	平21	平22	5年度間の比較	
	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)	増減数	増減率
一般行政	496	470	458	452	440	427	69	13.9%
特別	90	91	87	83	83	80	10	11.1%
行政	119	120	120	120	120	120	1	0.8%
小計	209	211	207	203	203	200	9	4.3%
普通会計計	705	681	665	655	643	627	78	11.1%
病院	323	282	286	290	294	295	28	8.7%
上水	21	23	23	23	23	23	2	9.5%
下水	12	13	13	13	13	13	1	8.3%
その他	36	29	29	29	29	29	7	19.4%
小計	392	347	351	355	359	360	32	8.2%
合計	1,097	1,028	1,016	1,010	1,002	987	110	10.0%
一般事務・一般技術	442	419	412	406	400	391	51	11.5%
保育士・幼稚園教諭	140	135	132	132	132	132	8	5.7%
消防士	117	116	113	113	113	113	4	3.4%
介護士	9	9	9	9	9	9	0	0.0%
技能労務職	86	78	74	69	62	55	31	36.0%
医師・歯科医師	34	25	32	32	32	32	2	5.9%
医療技術職	53	52	51	51	51	51	2	3.8%
看護職	216	194	193	198	203	204	12	5.6%
合計(再掲)	1,097	1,028	1,016	1,010	1,002	987	110	10.0%
対前年比		69	12	6	8	15		
退職者(見込)	79	36	23	21	30	29	総数(5年度間退職)	189人
採用者(見込)	10	24	17	13	15	15	総数(5年度間採用)	79人
うち病院関係退職者(見込)	41	(40)	(17)	(2)	(2)	(4)	うち病院総数(5年度間退職)	(104人)
同 採用者(見込)	10	(12)	(8)	(27)	(29)	(29)	同	(5年度間採用)

注：1 職員数は各年4月1日現在

2 退職者(見込)は、当該年の4月2日から翌年3月31日までの退職者見込数

なお、平成19年度以降は定年退職予定者数

3 採用者(見込)は、当該年の4月2日から翌年4月1日までの採用者見込数（なお、平成19年度以降は定年退職予定者に対する採用者見込数）

4 採用者(見込)数は、一般行政職にあっては定年退職者に対し5割採用（H20年までは実績3割程度）で計算。（技能労務職は採用なし。その他職種は100%補充を原則とした。）また、病院職員については平成22年の当初計画人数を達成する計画とした。

エ 民間委託等の推進と第三セクター、地方公営企業の健全経営

(ア) 民間委託等の推進

- ・ 市民サービスの向上、行政運営の効率化のために、公権力の行使に関する業務を除く、委託が可能な市の業務の民間委託を進めます。
- ・ 民間への委託にあたっては、人件費を含めた直営で行った場合のコストとの比較検討をはじめ、経常的に必要とされない業務や必要性の薄れている業務の洗い出しを行い、業務の廃止や民営化を含めて検討を行います。
- ・ 業務の委託先の選定については、固定化や業務の独占が生じないように、選定過程の透明性や競争性が保たれるよう努めます。
- ・ 指定管理者制度の対象となる公の施設については、「新城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を始めとする規則や要綱、ガイドラインに則り、同制度による管理を進めます。
- ・ 本市が直接管理運営する施設については、指定管理者制度への移行を検討するとともに、人件費の抑制や人員配置の面から管理体制の見直しを進めます。また、今後新たに設置する施設については、原則として指定管理者制度を適用することとします。
- ・ 公の施設の更新については、PFI手法などの活用による財政負担の軽減に努めるとともに、年度間の平準化にも留意します。
- ・ 民間委託や指定管理者制度の実施にあたっては、施設利用者の安全が損なわれることのないように、行政の管理監督責任を果たすよう留意します。

(イ) 第三セクター、地方公営企業の健全経営

- ・ 新城市土地開発公社や株式会社山湊、財団法人農林業公社しんしろなどの第三セクター等の運営については、設立目的に沿った健全な運営が図られるよう努めます。
- ・ 第三セクター等の経営状況については、法令等に基づく決算状況や経営資料の議会報告に留まることなく、積極的に市民に経営状況を公開するよう努めます。
- ・ 上水道事業、工業用水事業、病院事業の3つの法適用企業と、公共下水道事業、地域下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業、宅地造成事業、介護サービス事業の6つの法非適用事業の経営については、地方公営企業法に定められた独立採

算制などの基本原則に立ち返り、常に企業としての経済性の発揮、公共の福祉の増進、受益者負担の適正化などの観点から経営状況の健全化に努めます。

- ・ 病院事業については、「新城市民病院経営改善アクションプラン（平成 18 年 5 月）」に基づく経営改善を進める一方、病病・病診連携を軸とした地域医療体制の整備や広報活動の推進等を通じ、市民の安心と信頼の確保に努めます。

3 人材育成ビジョン

(1) 人材育成ビジョンの役割

地方分権時代における行政経営を進めるには、市民と行政の協働のまちづくりを進める一方、市職員の能力や資質の向上を図り、経営体としての組織力を高めていくことが不可欠です。

本市では、個々の職員の「資質を見極め、能力を伸ばし、個性ある人材をつくる」ことを目標とする「新城市人材育成基本方針」を平成19年3月に策定しました。基本方針では、求められる職員像の明示をはじめ、市職員のやる気が活かされ、成果が適切に評価される人事制度の構築、市職員が自発性を活かす研修制度への移行などの基本方針が示され、市職員の能力を行政経営に活かすための人材育成が進められています。

そこで、新城市人材育成基本方針に基づく職員の育成を積極的に推進していくための一体の経営ビジョンとして「人材育成ビジョン」を定め、必要な制度や仕組みの構築を進めます。人材育成ビジョンでは、新城市人材育成基本方針に示された「求められる職員像」を改めて示し、「ア 人材の確保と育成」、「イ 職員のやる気が活かされる人事制度の構築」、「ウ 人材育成のための環境整備」について、取り組みの方向を明らかにします。

(2) 求められる職員像

基本構想の「行政経営の基本方針」を踏まえ、多様な市民ニーズや新たな行政課題に対応した成果重視型のマネジメントを進めるため、次の職員を求め、育成していきます。

ア 求められる職員像

- (ア) 市民の立場に立って考え、親切な対応と笑顔で接する職員
 - (イ) 質の高い行政サービスを提供できる職員
 - (ウ) 専門的な知識を持ち、常に誠意ある態度で職務を遂行し、市民から信頼される職員
 - (エ) 最小の経費で最大の効果を得られるよう、コスト意識を持って業務の効率化を図る職員
 - (オ) 広い視野と創造力・行動力を持ち、市民と協働してまちづくりを進める職員
- (新城市人材育成基本方針より)

参考：市では、新城市人材育成基本方針に掲げた「求められる職員像」を検証するため、総合計画の策定に合わせた市民アンケート（市民5,000人を対象）の中で、市民が望む職員像についての設問を行いました。結果は図表22のとおり、「親切な対応と笑顔で接する職員」、「専門的な知識を持ち、市民からの問い合わせや相談に的確に応えられる職員」、「住民と協働してまちづくりを進めようとする職員」の選択率が高くなっています。

【図表 2 2】参考：市民アンケート「あなたが望む職員像」より

(%)

アンケート質問項目	新城地区	鳳来地区	作手地区	全市
・常に住民に対して親切な対応と笑顔で接する職員	59.2%	61.0%	61.0%	59.9%
・専門的な知識や資格を持ち、住民からの問い合わせや相談に的確に応えられる職員	55.2%	55.1%	49.3%	54.5%
・専門以外の幅広い知識を持ち、豊かな発想力で物事を判断できる職員	28.0%	33.7%	31.2%	29.9%
・常にコスト意識をもって仕事に臨む職員	25.4%	19.4%	15.2%	22.6%
・行政の仕事を住民に分かりやすく説明することができる職員	27.2%	26.1%	26.6%	26.9%
・何事も「市民目線」で考え、住民と協働してまちづくり(事業)を進めようとする職員	49.3%	44.9%	53.5%	48.5%
・集落やコミュニティ、消防団、青年団、子ども会、PTA等の地域組織で活躍する職員	7.6%	8.9%	12.8%	8.6%
・職務とは別に、地域の文化・スポーツクラブや市民サークル等の指導・育成に取り組む職員	5.5%	4.1%	4.6%	5.1%
・地域に誇りと愛着を持つ職員	26.8%	32.0%	27.7%	28.3%
有効回答者数 (= n)	n = 1,642	n = 728	n = 282	

イ 求められる資質と能力

求められる職員像をめざすため、以下の資質・能力を引き出すよう、職員一人ひとりの「個性」を活かしながら育成を図ります。

(ア) 常に問題意識をもつ職員

- ・与えられた職務の遂行に留まらず、何事にも失敗を恐れず果敢に挑戦する意欲を備えた職員

(イ) 得意とする分野をもつ職員

- ・多様化する市民ニーズや高度化する行政業務に対応可能な、専門的知識を備えた職員

(ウ) 哲学・ポリシーをもつ職員

- ・市民の視線で物事を捕らえ、全体の奉仕者として市民福祉の哲学やポリシーを持ち、常に市民協働意識を備えた職員

(エ) 政策をつくり実行する職員

- ・社会経済情勢の変化や市民ニーズに対応する豊かな発想力を持ち、成果を生み出す行動力と折衝力を備えた職員

(3) 取り組みの方向

ア 人材の確保と育成

(ア) 人材の確保

- ・職員採用にあたり、「本市が求める職員像」及び「求める資質・能力」を採用希望者に明示するとともに、職員構成や市の戦略に基づく業務執行体制を踏まえた、計画的な採用を行います。

- ・ 職員採用を人材確保のもっとも有効な手段と位置づけ、専門的な知識を有した柔軟で新しい発想を持つ優秀な人材を幅広い階層から確保できるよう、採用制限年齢の引き上げや人物評価など、試験制度・選考基準の柔軟な見直しに努めます。

(イ) 人材の育成

- ・ 多様な市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応できる職員の資質・能力を引き出し、育成するため、研修制度の充実と自己啓発を推進します。
- ・ 職員研修の充実に向け、従来の受動的な講義形式から、受講者が主体的に運営・学習する参加形式の研修スタイルへの転換を進めます。
- ・ 自己啓発を職員の能力開発の基本と位置づけ、自己選択を尊重した「カフェテリア型研修制度（多くのメニューの中から自分に必要なものを必要なだけ選択できる研修スタイル）」の導入を進めます。
- ・ 自己選択の研修受講を勧めるため、年度当初に各種研修メニューを提示し、個人で意思で予め受講希望を受け付ける「研修エントリー制度」を進めます。
- ・ 所属する部局や課内における「職場内研修」を日常化するためのマニュアルの作成を行うなど、研修・セミナーの内容を所属職員が共有できる環境づくりを進めます。
- ・ 職務に必要な最新の情報や高度な専門知識・技能の修得を推進するため、自治大学校や市町村アカデミー、市町村振興協会研修センターなどの専門研修機関への継続的派遣を進めます。また、広域で実施している市町村職員研修における研修内容の充実を図るため、近隣の広域研修協議会との共同開催を検討します。
- ・ 市民協働を進めるための説明能力やファシリテーション能力の向上を図るため、まちづくりや市民活動など、研修以外の市民対話の機会を積極的に活用するよう推奨します。

イ 職員のやる気が活かされる人事制度の構築

(ア) 目標管理による人事評価制度

- ・ 部局や課が設定する組織目標を達成するため、人事評価制度において、個々の市職員が組織目標を基にした個別目標を設定する制度を導入します。これは、市職員の能力開発や勤務意欲の向上をはじめ、組織目標の効果的・効率的達成、業務間の優先順位の明確化、業務品質の向上、組織内コミュニケーションの向上を目的に行うもので、個々の市職員が個別目標を達成することによって、組

組織目標の達成につながる仕組みを構築します。

- ・ 個別目標の設定は、上司面談（職場ミーティング）を通じて、組織目標を基とする目標の設定と目標ごとの難易度の設定を行い、課内・部局内調整によって決定します。決定された個別目標は、毎年度、実績・達成度を自己評価し、上司面談により報告するとともに、上司による人事評価を行います。個別目標は現在、課長職以上を対象に試行導入をしていますが、できるだけ早期にすべての職員を対象に行うように調整を進めます。
- ・ 人事異動については、職員が広い視野と見識を積むことができるように、ジョブローテーションを確立するとともに、職員の適性、希望に応じ能力開発と総合職、専任職、専門職等のキャリア選択が可能な複線型人事制度の導入を進めます。また、人材の有効活用の観点から、部局における人事権の拡大や自己申告制度の充実を進め、必要とする人材を募集する庁内公募制度の導入についても検討を進めます。
- ・ 職員のモチベーションを高めるため、職員の研修履歴に配慮した人事配置・任用に努めるとともに、功績や実績を評価した表彰制度や倫理基準・懲戒処分基準の周知徹底など賞罰制度の透明性を高めます。

（イ）能力に対する適正評価

- ・ 人材育成を主目的に、職員の人事評価が昇任や給与に適正に反映されるなど、能力と業績が活かされる昇任・給与制度をめざします。評価にあたっては、評価者研修による適性評価と評価基準や昇任・分限処分基準の公正性・透明性を確保するとともに、被評価者に対する結果の開示、疑問・不満への対応についても制度整備を進めます。
- ・ 能力に対する評価の公正を進めるため、知識偏重でない総合的な能力と適性を評価できる昇任試験制度の導入について、検討を進めます。
- ・ 人事評価と処遇の連動を進めるため、評価による適正な昇任、分限処分の運用を進めます。
- ・ 採用・昇任・配置・評価など人事管理上のすべての場面で、男女を理由とした格差や先入観・偏見による適用が行われないよう、職員の能力の積極的な活用を図ります。

ウ 人材育成のための環境の整備

- ・ 職員の能力ややる気が発揮できる職場環境の形成は、管理職の責務でもあります。職場における人材育成を管理職の職務として位置づけ、管理職の人事考課における評価の重要な要素とします。
- ・ 部局・課における組織目標や進捗状況を常に明確化し、他部局を含めた職員同士が共有できるようにします。
- ・ 職員研修や自己研鑽を奨励する職場環境の形成に努めるとともに、超過勤務の縮減、セクシャルハラスメントの防止を進めます。
- ・ 職員の自主性を引き出し、問題発見・解決能力、学習意欲を高める職員提案制度への職員参加と公表、提案の具体化など、制度の活用を進めます。
また、職員の政策形成能力を高めるプロジェクトチームへの参加を促進するため、編成段階での職員公募等を積極的に活用します。
- ・ 職員の健康管理やメンタル疾患対策を進めるため、健康診断や健康指導体制、専門医による相談、職場復帰支援制度等の充実を図ります。
- ・ 情報化や生活の24時間化などの社会環境の変化、家庭環境等による職員負担等に対応した人材の確保・育成を進めるため、時差勤務制度の導入など、勤務時間や勤務体制の弾力化による公務の効率的な運用を検討します。
- ・ 職場と家庭との両立による職員負担の軽減を図るため、介護支援策や特定事業主行動計画を推進します。

4 情報ビジョン

(1) 情報ビジョンの役割

潤いに満ちた快適で活力ある地域社会を創造していくためには、新たな公共社会を担う市民（市民自治組織を含む）、事業所、行政のそれぞれが、様々な情報媒体を活用し、保有する情報を共有し合い、地域の課題解決に一体となって取り組んでいくことが重要です。

また、近年の情報技術の急速な進歩に伴い、日常生活をはじめ行政サービス、市民活動、企業活動のあり方も大きく変化しており、情報通信基盤を利用したサービスの有無や質によって、大きな地域間格差（情報格差や経済的損失）が生まれています。市では、こうした事態に対処するため、平成18年12月に「新城市地域情報化計画」を策定し、当計画に基づき全市域を光ファイバネットワークで結ぶ情報通信基盤を整備しました。

そこで、「ア 市民との情報共有・情報交流の推進」及び「イ 情報技術を活用した行政サービスの推進」に向けた行政経営ビジョンとして「情報ビジョン」を定め、取り組みの方向性を明らかにします。

(2) 取り組みの方向

ア 市民との情報共有・情報交流の推進

(ア) 行政情報の公開

- 行政経営への市民参加を促進し、真の市民自治社会を構築するには、市民の知りたい情報がわかりやすく公開されていることが前提となります。情報通信基盤を活用した迅速かつ積極的な情報の発信を行うための公開ルールを徹底し、新たな公共を担う主体同士のフラットなパートナーシップを推進します。

【行政情報の公開ルールの基本的事項】

行政情報の公開とは、行政活動のマネジメントサイクルの各段階において、方針決定に至るプロセスをはじめ、進捗状況、成果や課題、評価と改善の内容等を、迅速かつ最も効果的な方法で周知することです。個人情報保護の徹底を図る中で「情報の公開なくして情報の共有なし」の意識を行政経営の基本に据えるため、行政情報の公開ルールとして以下の事項の徹底を図ります。

行政活動における会議等は、職員同士の内部会議を除き、常に原則公開とし、事前に開催目的や議題、日時等の公開・周知を行います。

上記の会議においては、方針決定に至るプロセスを明らかにするための議事録を作成し、会議資料と合わせて原則公開とします。

施政方針、財政状況、補助金・交付金等の交付基準や交付実績など、共有すべき情報については、開示請求の有無によらず、行政の責任において積極的に公開するよう努めます。

(イ) 広報活動の充実

- ・ 情報通信基盤を活用したケーブルテレビ自主放送番組の充実を図るため、市民を交えた番組制作委員会の設置やモニター制度の導入、NPO等による自主放送番組の制作、データ放送の実施などを進めます。
- ・ 行政情報を的確に伝え、市民に親しまれる広報紙をめざし、広報モニター制度による紙面改善や市民編集委員による紙面作成などを進めます。
- ・ 市民が必要とする情報を容易に見つけ出せるホームページをめざし、ホームページ作成システム(CMSシステム)の活用やアクセシビリティ診断の導入を図り、市民、閲覧者に対してやさしく迅速な情報提供に努めます。

(ウ) 広聴活動の充実

- ・ 市民ニーズに沿った成果重視型の行政経営への転換を進めるため、定期的な市民満足度調査を実施し、地域別・年代別など、よりきめの細かな市民ニーズの把握に努めます。
- ・ 「市政報告懇談会」への市民参加の促進や職員の「地域担当制度」等を通じた意見交換の機会を積極的に設けることで、開かれた行政の確立と広聴活動の充実を図ります。
- ・ 市長や市政に対する市民意見を把握するために設けられている「市長への提言」(手紙・FAX・メール)のPRに努め、市民意見の把握と市政に対する理解の促進、信頼関係の構築を進めます。
- ・ 市の基本的な計画等の策定にあたり、その趣旨、目的、内容を事前に公表し、市民から意見、情報、専門的知識の提出を求め、市の考え方を公表する「パブリックコメント制度」の活用を進めます。

イ 情報技術を活用した行政サービスの推進

(ア) 情報技術の活用にあたって

- ・ 市民の多様な生活スタイルや年齢・身体的な条件等による情報技術の利用機会及び活用能力の格差是正に取り組み、より多くの市民が情報技術を活用し、情報の交流と行政サービスを享受できる環境の整備を進めます。
- ・ 情報技術の活用による事務事業の迅速化、効率化、市民手続きの簡素化を進めるため、行政手続きのオンライン化の推進や総合行政ネットワーク(LGWAN)、住民基本台帳カードの利活用の推進など、電子自治体の構築を進めます。

- ・ 情報技術の活用を進める施策の展開にあたっては、情報技術の進展動向を注視し、導入・運用経費と市民の活用度合い等を比較検討するなど、経費の節減や費用対効果に配慮することとします。
- ・ 情報技術の活用や電子自治体化にあたっては、職員の情報セキュリティ意識の徹底を図り、個人情報等の非公開情報の漏洩防止に努めることで、市民の財産を守り、市民から信頼される行政をめざします。

(イ) 情報技術を活用した行政サービスの推進

- ・ 住民の生命や財産、生活の安全を確保するため、地震・台風などの大規模災害や犯罪の発生時に、被害の拡大防止と迅速で適切な対応を支援する「防災情報システム(防災行政無線、携帯電話による情報配信など)」の運用とPRに努めます。
- ・ インターネットを通じて各種申請手続きができる「電子申請システム」を活用し、多様化する市民ニーズに対応する窓口サービスの充実に努めます。
- ・ 本市の未来を担う児童・生徒が、情報技術に親しみ、基礎的な情報技術を習得しながら成長できるよう、小中学校における情報教育環境の整備を進めるとともに、市内の小中学校における教材・情報の共同利用やテレビ会議システムによる研究発表などを可能とする「学校教育支援システム」の充実に努めます。
- ・ 市民の市政への参加を促し、市民に開かれた市議会を構築するため、ケーブルテレビによる議会中継を開始するとともに、市民が時間的制約を受けずに議会の審議過程を知ることができる「インターネットを活用した議会中継」の実施をめざします。
- ・ インターネットを活用した公平で透明性の高い電子入札等を推進し、契約手続きにおける事業者の利便性を高めます。
- ・ 市民同士、市民と行政の情報交流を推進するため、電子会議室の設置についての研究を進めます。
- ・ 携帯電話不通地域の解消に向け、情報通信基盤の未利用芯線の民間携帯電話事業者への開放を進め、携帯電話サービスの提供地域の拡大を進めます。
- ・ 市民生活の利便性の向上に向け、図書館情報ネットワークシステムや施設予約システムの構築をはじめ、介護相談や健康相談、市の史跡名勝を紹介するデジタルミュージアム、地図情報配信システム(GIS)、電子投票の導入等、情報通信基盤を使つての市民サービス提供に向け、引き続きシステムの導入に向けた検討を進めます。

第4章 基本計画（まちづくり編）

1 計画の体系

基本構想で示した「市民自治社会創造」、「自立創造」、「安全・安心の暮らし創造」、「環境首都創造」の4つの基本戦略ごとに、まちづくりの目標となる「戦略の方向」と「目標が達成された姿」、施策にあたる「個別目標」を示します。

このうち「目標が達成された姿」は、基本構想の「行政経営の基本方針」で示した市民満足度を基調とした成果重視型の行政経営への転換を進めるため、行政側から見たサービスの提供状況ではなく、「市民がどのような生活をしているのか」、「社会がどのような状態になっているか」など、市民と行政が共にめざす本市の姿を表します。

基本戦略	
戦略の方向	個別目標(施策)
目標が達成された姿	
1. 市民自治社会創造	
1-1. 市民と行政が協働する「山の湊」を創る	
1-1-1. 市民参加や協働がしやすい環境が整っている	重点 1-1-1-1. まちづくりの協働体制を整備します 重点 1-1-1-2. 情報の発信と共有を進めます 重点 1-1-1-3. 市民ニーズを把握します
1-1-2. 広域連携・交流が進んでいる	1-1-2-1. 広域連携・交流を進めます
1-2. 市民が主役の「山の湊」を創る	
1-2-1. 市民が主体的に地域の課題を解決しようとしている	重点 1-2-1-1. 市民活動を応援します 重点 1-2-1-2. 地域内分権の担い手を組織します
1-2-2. 市民同士の交流や融和が進んでいる	1-2-2-1. 市民交流を進めます 1-2-2-2. 市民融和を進めます
1-2-3. 男女共同参画の意識が浸透している	1-2-3-1. 男女共同参画社会をつくります 1-2-3-2. 男女平等意識の浸透を進めます
1-2-4. 国際化への対応が進んでいる	1-2-4-1. 多文化共生を進めます 1-2-4-2. 国際交流活動を応援します
2. 自立創造	
2-1. 地域の魅力を発信する「山の湊」を創る	
2-1-1. 市内に多くの人々が訪れている	重点 2-1-1-1. 地域資源を活かした観光戦略を進めます 2-1-1-2. 観光施設を有効に活用します
2-1-2. 光ファイバネットワークを活用した情報の受発信が盛んである	重点 2-1-2-1. 利用可能な情報システムの拡大を進めます 2-1-2-2. 光ファイバネットワークを有効に活用します
2-2. 活気や賑わいを生み出す「山の湊」を創る	
2-2-1. 森林が適正に管理され、林業が営まれている	重点 2-2-1-1. 森林の保全・整備を進めます 2-2-1-2. 林業生産活動を応援します 2-2-1-3. 林業基盤の整備を進めます
2-2-2. 地産地消や消費者交流など、生命をたくなく魅力ある農業が営まれている	重点 2-2-2-1. 農業生産物の消費拡大を進めます 2-2-2-2. 農業生産活動を応援します 2-2-2-3. 農業基盤の整備を進めます
2-2-3. まちの賑わいと働く場が確保されている	2-2-3-1. 魅力ある商店街づくりを応援します 重点 2-2-3-2. 企業誘致を進め、雇用を確保します 2-2-3-3. 頑張る中小企業を応援します

2-3.人が集い暮らす「山の湊」を創る	
2-3-1. 快適に移動できる交通体系が整備されている	重点 2-3-1-1. 公共交通網の整備と利用向上を進めます 2-3-1-2. 道路網の整備を進めます
2-3-2. 快適に暮らせるまちになっている	2-3-2-1. 活気がある市街地をつくります 2-3-2-2. 安全な水を届けます 2-3-2-3. 下水を処理し水環境を守ります 2-3-2-4. 公園、墓園の整備を進めます 重点 2-3-2-5. 良質な住宅の整備を進めます
2-4.地域の文化と人を育む「山の湊」を創る	
2-4-1. 歴史文化財が継承・活用されている	2-4-1-1. 歴史文化財を継承します 2-4-1-2. 歴史文化財の紹介・活用を進めます
2-4-2. 子どもが健やかに育っている	2-4-2-1. 確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます 2-4-2-2. 地域ぐるみで青少年の健全育成を進めます
2-4-3. いつでも学べる場が用意され、文化・スポーツ活動が盛んに行われている	2-4-3-1. 市民文化活動を応援します 2-4-3-2. 市民スポーツ活動を応援します 2-4-3-3. 生涯学習活動を応援します
3.安全・安心の暮らし創造	
3-1.健康に暮らせる「山の湊」を創る	
3-1-1. 地域の医療体制が整っている	重点 3-1-1-1. 病院、診療所の体制を整えます 重点 3-1-1-2. 地域医療の連携を進めます
3-1-2. みんなが健康づくりに努めている	3-1-2-1. 予防医療を進めます 3-1-2-2. 健康づくりを応援します
3-2.みんなで支え合う「山の湊」を創る	
3-2-1. 地域で子育てを応援する意識が広がっている	重点 3-2-1-1. 子どもを生む環境を整えます 重点 3-2-1-2. 子どもを育てる環境を整えます 重点 3-2-1-3. 保育ニーズに対応する保育サービスを進めます
3-2-2. だれもが生きがいを持って社会に参加している	重点 3-2-2-1. 地域内福祉・相互扶助活動を進めます 3-2-2-2. 高齢者の生きがい対策を進めます 3-2-2-3. 障害者の自立を支援します
3-3.安全に暮らせる「山の湊」を創る	
3-3-1. 災害に強いまちづくりができています	重点 3-3-1-1. 地震・防災対策を進めます 重点 3-3-1-2. 災害対応能力を強化します 重点 3-3-1-3. 消防体制を強化します
3-3-2. 地域ぐるみの安全対策が進んでいる	3-3-2-1. 防犯活動を進めます 3-3-2-2. 交通安全対策を進めます 3-3-2-3. 消費者支援活動を進めます
4.環境首都創造	
4-1.環境首都「山の湊」を創る	
4-1-1. 環境への理解が浸透している	4-1-1-1. 地域の環境を学びます 4-1-1-2. 地域の環境を調査し紹介します
4-1-2. 良好な自然環境が保全されている	4-1-2-1. 農村環境を保全します 4-1-2-2. 森林環境を保全します 4-1-2-3. 水辺環境を保全します
4-1-3. 地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している	重点 4-1-3-1. 循環型社会への取り組みを進めます 4-1-3-2. 廃棄物の適正処理を進めます

2 基本戦略別計画

基本計画シートの見方 (例示)

1-1: 市民と行政が協働する「山の湊」を創る 基本戦略を構成する「戦略の方向」を示します。

1-1-1: 市民参加や協働がしやすい環境が整っている 「目標が達成された姿」を示します。

私たちがめざす市民自治社会とは、「新たな公共」の役割を、行政だけでなく多くの市民や地域自治組織、市民活動団体などが、互いに担う社会といえます。そのためには、行政経営のマネジメントサイクルの各段階において、市民参加や協働の機会が確保されていることが必要であり、行政経営のしくみを市民に分かりやすい形に整備し、市民とともに歩む経営を行います。

重点 **1-1-1-2: 情報の発信と共有をめざします** 戦略の方向や目標が達成された姿を実現するための「個別目標(施策)」を示します。

基本構想に掲げた重点プロジェクトを示します。

施策の基本方針 「戦略の方向」や「目標が達成された姿」を創るために取り組む施策についての基本方針として、現状及び11年間で行う取り組みの方向性、前期基本計画の期間である3年間における取り組みなどを示します。

広報紙やCATV自主放送番組、ホームページ等を通じ、市民への迅速かつ的確な情報提供を行い、行政との協働体制を構築するための情報共有を進めます。また、モニターや市民編集委員等の参加により、市民が知りたい情報の発信に努めるとともに、情報公開のルール作りを行います。

(1) 目標 個別目標(施策)の達成度状況を判断するための「ものさし(尺度)」

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
市の広報・広聴の充実(市民満足度)	62.8%	65.0%	市民アンケート調査
地域情報化への取り組み(市民満足度)	54.8%	65.0%	市民アンケート調査

指標の把握方法 前期基本計画最終年度の目標数値

(2) 課題 この施策を進めるにあたって、解決すべき課題を示します。 現在値(原則は平成19年度、把握が困難な場合は過年度とします。)

- ・広報編集委員の処遇の改善と市民スペース確保(行政情報との配分)
- ・CATV加入率の向上。(情報格差の是正)
- ・情報発信についての明確なルール化が図られていないため、行政内部で情報公開に対する温度差が見られる。庁内情報公開基準を作成し徹底を図る。

(3) 主な事業と成果指標、協働指数 取り組みが想定される事業の内容を示します。 事業についての成果指標(又は活動指標)と目標値を示します。

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
ケーブルテレビ番組の編集	・CATV番組制作 ・データ放送 ・NPO等による自主放送番組の制作 ・番組制作市民委員会の設置 ・市議会中継ほか	ケーブルテレビ加入率	49.59%(H20.1)	55%	60%	65%	行政主導
		CATV市政番組満足度	—	50%	↗	↗	
広報紙の発行	・広報紙の発行(月1回) ・市民広報編集委員会議の開催 ・広報モニターによる紙面改善ほか	市民編集委員の人数	4人	7人	→	→	行政主導
		広報モニター的人数	5人	→	→	→	
		広報モニター紙面満足度	—	65%	↗	↗	

施策を達成するために基本構想の期間内(11年度間)に行う主な事業を示します。 市民協働の度合いを指数で示します。

市民協働指数

- 指数 : 行政主体(行政の責任と主体で行う分野)
- 指数 : 行政主導(行政主導のもと、市民と協力して行う分野)
- 指数 : 双方対等(市民と行政が連携と協力で行う分野)
- 指数 : 市民主導(市民主導のもと、行政が協力して行う分野)
- 指数 : 市民主体(市民の責任と主体で行う分野)

施策達成指標、成果指標、活動指標

施策達成指標や成果指標は、地域の課題や市民ニーズが解決された状態である「成果」がどの程度達成されたかを測るための指標であり、できる限り数値として表します。一方、活動指標は、行政が投入する予算や活動の量を示しますが、「成果指標」で表すことが難しい場合に使用することとします。

今回の総合計画では、「成果」を重視した行政経営への転換をめざすこととしており、最終的な「成果」を達成するために施策や事業があり、その有効性や進捗を市民みんなが理解し、管理できる計画とするためこれらの指標を明らかにします。

1-1: 市民と行政が協働する「山の湊」を創る

1-1-1: 市民参加や協働がしやすい環境が整っている

私たちがめざす市民自治社会とは、「新たな公共」の役割を、行政だけでなく多くの市民や地域自治組織、市民活動団体などが、互いに担う社会といえます。そのためには、行政経営のマネジメントサイクルの各段階において、市民参加や協働の機会が確保されていることが必要であり、行政経営のしくみを市民に分かりやすい形に整備し、市民とともに歩む経営を行います。



1-1-1-1: まちづくりの協働体制を整備します

施策の基本方針

地方分権時代における「新たな公共」の理念に基づき、まちづくり活動の担い手の育成や地域自治体の調査・研究、情報の共有など、行政経営における市民参加と協働体制の見直し・整備を市民の視点で進めます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「住民参加への取り組み」の満足度	54.4%	60.0%	市民アンケート調査
「住民自治の活性化」の満足度	53.7%	60.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・「新たな公共」概念の市民理解の促進
- ・職員の意識改革とマネジメントサイクルに基づく経営手法への周知徹底
- ・地域計画・職員担当制の制度設計

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)					市民協働指数
		指標	現在	20年度	21年度	22年度	
地域計画の策定	・自治組織との調整 ・地域計画の策定 ・解説書の作成 ・市職員のサポート ・地区設定 ほか	地域計画策定地域割合	0% (新規)	0% (新規)	10% (見直含)	30% (見直含)	市民主導
		計画に基づく活動地域数	—	—	5地区	10地区	
地域担当制度の創設・運用	・制度設計(地区割) ・職員の配置 ・庁内リーダー会議 ・地区懇談会 ・地区内委員選考 ほか	地域計画策定地域割合	0% (新規)	0% (新規)	10% (見直含)	30% (見直含)	行政主導 市民主導(H21-)
		めざまち事業申請件数	5件	5件	8件	15件	
		担当職員平均懇談回数	—	2回	7回	10回	
地域自治体の調査・研究【再掲】	・庁内検討の実施 ・市民委員会設置(H21年度発足) ・市民意見募集(H22年度募集) ・先例地視察 ほか	庁内プロジェクトの開催	—	5回/年	→	→	行政主導
		市民委員会の開催	—	—	5回/年	→	
		市民意見数(パブコメ)	—	—	—	30件	
自治基本条例の研究	・講演会やワークショップ開催による研究・啓発 ・条例制定目標(H22年3月議会)	講演会の開催	—	1回	2回	△	双方対等
		講演会の参加人数	—	300人	700人	△	
		ワークショップ参加人数	—	150人/5回	450人/15回	△	

重点 1-1-1-2 : 情報の発信と共有をめざします

施策の基本方針

広報紙やCATV自主放送番組、ホームページ等を通じ、市民への迅速かつ的確な情報提供を行い、行政との協働体制を構築するための情報共有を進めます。また、モニターや市民編集委員等の参加により、市民が知りたい情報の発信に努めるとともに、情報公開のルール作りを行います。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「市の広報・広聴の充実」の満足度	62.8%	65.0%	市民アンケート調査
「地域情報化への取組み」の満足度	54.8%	65.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・広報編集委員の位置づけの明確化と市民スペース確保(行政情報との配分)
- ・CATV加入率の向上。(情報格差の是正)
- ・情報発信についての明確なルール化が図られていないため、行政内部で情報公開に対する温度差が見られる。庁内情報公開基準を作成し徹底を図る。

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)					市民協働指数
		指標	現在	20年度	21年度	22年度	
ケーブルテレビ番組の編集	・CATV番組制作 ・データ放送 ・NPO等による自主放送番組の制作 ・番組制作市民委員会の設置 ・市議会中継ほか	ケーブルテレビ加入率	49.59%(H20.1)	55%	60%	65%	行政主導
		CATV市政番組満足度	—	50%	↗	↗	
広報紙の発行	・広報紙の発行(月1回) ・市民広報編集委員会議の開催 ・広報モニターによる紙面改善ほか	市民編集委員の人数	4人	7人	→	→	行政主導
		広報モニター的人数	5人	→	→	→	
		広報モニター紙面満足度	—	65%	↗	↗	
ホームページによる情報の提供	・CMSシステムの稼働() ・システム保守 ・情報更新と研修 ・ホームページ検討委員会 ・行政・市民双方向情報連携ほか	アクセス件数	約2万件(H19年)	21,000件	22,000件	24,000件	行政主導
		年間情報更新頻度	約200件	→	→	→	
		アクセシビリティ診断()	—	70点	↗	↗	

()CMS(コンテンツマネジメントシステム)

ホームページを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理したり、編集したりするソフトウェアのこと。市では、じょうほう課による一元管理・編集から、各課が情報を管理・編集するシステムへ移行することをめざしている。

()アクセシビリティ診断

アクセシビリティとは、高齢者や視覚障害者など多様な身体特性のある方や、事故等で一時的な障害のある方のように、ホームページ等の閲覧や情報収集になんらかの制約があったり、利用に慣れてない方々を含め、どなたでもホームページで提供されている情報や機能を支障なく利用できることを指す言葉です。市では、専門機関による診断を通じ、すべての市民、閲覧者にやさしいホームページを目指します。

重点 1-1-1-3 : 市民ニーズを把握します

施策の基本方針

市民自治社会の実現に向けた市民視点の行政経営を進めるうえで、市民のニーズや施策・事業に対する評価、意見の把握は欠かせません。

的確な情報提供に合わせ、市長が直接市民の声を聞く「市政懇談会」等の充実、定期的な市民満足度調査による地域別・年代別ニーズの把握等を通じ、市民ニーズに沿った成果重視型の行政経営への転換を進めます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「市の広報・広聴の充実」の満足度	62.8%	65.0%	市民アンケート調査
「住民参加への取り組み」の満足度	54.4%	60.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・市政懇談会への参加者が少ないため、内容、開催時期等を検討する。
- ・「市長への提言」件数が少ない。(苦情・要望が多い。)
- ・パブリックコメント期間が短く、意見が少ない。パブリックコメントに至る会議の公開・内容PRを十分に行うことが必要。
- ・市民満足度調査項目の検討

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
市政報告・懇談会の開催	・市政報告・懇談会の実施	市政報告・懇談会	19カ所	19カ所	→	→	行政主導
		参加者数(市民)	664人(H19実績)	1,000人	↗	↗	
市長への提言窓口の設置	・市長への提言(メール、手紙、FAX) ほか	市長へのメール・手紙・FAXの数	100件	110件	120件	→	行政主導
パブリックコメントの活用	・パブリックコメントの実施 ほか	パブリックコメント数/件	7件(測定中)	10件	↗	↗	行政主導
市民満足度調査の実施・活用	・市民満足度調査の実施 ・調査結果の分析公表 ・NPO委託検討 ほか	アンケート回収率	54.30%	—	—	70%	双方対等

1-1-2: 広域連携・交流が進んでいる

都市間競争が激しさを増す中、本市が持続的な発展を続けていくには、東三河や三遠南信の広域圏域の各市町村との連携・協力による一体的な振興・発展が不可欠です。中山間地域における新たな暮らし、文化の発信拠点「山の湊」として、本市が果たす役割を明確にする中で、行政同士だけでなく市民・企業同士の連携・交流を推進します。

1-1-2-1: 広域連携・交流を進めます

施策の基本方針

広域連携・交流を進めるため、市域を超えて活躍する市民や企業同士の連携を支援するとともに、行政課題の解決に向けた行政職員の交流を進めるなど、広域圏域市町村との協力体制を築きます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「広域連携への取り組み」の満足度	50.5%	55.0%	市民アンケート調査
「市の宣伝・情報提供の充実」の満足度	39.6%	45.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・市町村間における意見集約の時間短縮。
- ・行政課題の研究機会の拡大(職員レベルの交流拡大)
- ・市民・企業レベルの交流機会の創出

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
広域行政連携の推進	・広域連携協議会等(三河の山里活性化事業、新城・北設楽広域市町村圏協議会、愛知県交流居住推進協議会(仮称)ほか)	三河山里交流事業参加者	20人	20人	↗	↗	行政主導
		シニアリフレッシュ事業参加者	20人	20人	↗	↗	
東三河市民活動推進協議会との協働 [再掲]	・情報サイト(どすごいネット)への参加 ・団体交流会参加ほか	ネット登録市内団体数	30団体	32団体	37団体	42団体	行政主導
		交流会参加市内団体数	3団体	4団体	6団体	7団体	

1-2：市民が主役の「山の湊」を創る

1-2-1：市民が主体的に地域の課題を解決しようとしている

市民自治社会の実現には、主権者である市民が、行政とともに公共のサービスを担い、必要とするサービスを自ら選択するとともに、地域の抱える様々な課題について地域で解決できるものは地域で解決することを基本に、市民の力を発揮できる仕組みを整えることが大切です。行政は地域内分権を進めるとともに、市民が力を発揮できるように活動のサポートを積極的に行います。

重点 1-2-1-1：市民活動を応援します

施策の基本方針

公益性のある社会活動の実践やサービスの提供等を行うNPOやボランティア団体等市民活動団体の自立を促すため、活動の拡大・活性化のための活動を支援し、合わせて団体同士のネットワークづくりを進めます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「住民自治の活性化」の満足度	53.7%	60.0%	市民アンケート調査
「住民参加への取り組み」の満足度	54.4%	60.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・市民活動サポートセンターの充実と管理運営の指定管理者委託
- ・行政と市民活動団体をつなぐコーディネーターの育成・確保

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
「めざせ明日のまちづくり事業」の推進	・地域審議会による事業採択審査 ・成果報告会開催 ・優良事業の普及ほか	地域計画策定地域割合	0% (新規)	0% (新規)	10% (見直含)	30% (見直含)	双方対等
		申請件数	6件	20件	30件	→	
市民活動のサポート	・常駐サポート員配置検討 ・夜間囑託員配置 ・コーディネーター委託検討 ・コーディネーター運営委託ほか	サポートセンター登録団体数	22団体	24団体	29団体	34団体	行政主導
		サポートセンター会議室利用数/年	110件	150件	200件	230件	
市民活動サポートセンターの運営	・運営委員会開催 ・団体交流会開催 ・紙面による団体紹介(コーナー設置)ほか	交流会満足度	—	50%	55%	60%	双方対等
		交流会参加団体数	29団体	30団体	30団体	35団体	
		サポートセンター登録団体数	22団体	24団体	29団体	34団体	
NPO・ボランティアの育成	・県等主催人材育成研修会への市民参加 ・市内育成講座の開催	市内育成講座参加者数	17人	20人	30人	→	双方対等
		サポートセンター登録団体数	22団体	24団体	29団体	34団体	

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
市民活動についての相談・協力	・市民活動相談 ・市民相談員登録 ・市民活動サポート員配置検討ほか	相談開催数	毎月1回	→	→	↗	双方対等
		相談団体数	測定中	↗	↗	↗	
東三河市民活動推進協議会との協働	・情報サイト(どすごいネット)への参加 ・団体交流会参加ほか	ネット登録市内団体数	30団体	32団体	37団体	42団体	行政主導
		交流会参加市内団体数	3団体	4団体	6団体	7団体	
コミュニティ活動への支援	・コミュニティ助成事業の周知・支援 ・コミュニティ活動の広報ほか	コミュニティ助成申請数	5件	5件	6件	→	市民主体
		コミュニティ活動紹介(広報紙面)	なし	毎月1団体	→	→	
公民館活動への支援	・鳳来公民館活動支援(補助金ほか) ・新城公民館活動支援(補助金ほか)	盆踊りイベント参加者(17箇所)	2,800人	→	→	→	市民主体
		公民館まつり参加者(4箇所)	1,770人	↗	↗	↗	

重点 1-2-1-2 : 地域内分権の担い手を組織します

施策の基本方針

地方分権時代における「新たな公共」の担い手を育成し、市民自治社会の形成に向けた地域内分権を進めるため、地域自治区の導入に向けた調査・研究を進めるとともに、行政組織の一部でもある行政区についても、組織運営や規模、現行の要望事業、行政費交付金などのあり方を検討し、組織の再編を進めます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「住民自治の活性化」の満足度	53.7%	60.0%	市民アンケート調査
「住民参加への取り組み」の満足度	54.4%	60.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・「新たな公共」概念の市民理解の促進
- ・地域自治区の導入に向けた制度設計
- ・行政区活動の実態把握
- ・行政区のあり方の検討と再編への市民理解の促進
- ・要望事項の選定基準の明示、行政費交付金の交付基準の統一

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
地域自治区の調査・研究	・行政内部プロジェクトチーム検討 ・先例地視察 ・市民委員による検討チーム ほか	プロジェクトの開催	—	年5回	年5回	年5回	行政主導
		市民委員会の開催	—		年5回	年5回	
		市民意見数				30件	
行政区の運営	・行政費交付金の交付基準の統一 ・区長会の開催及び代表区長会の運営、あり方検討 ほか	地域計画参加行政区割合(既存計画への参加を含む)	30.8% (52区)	31.3% (52区)	36.1% (60区)	↗	双方対等
行政区の再編	・庁内検討会議 ・代表区長会・区長会での検討 ほか	庁内検討会議の開催数		5回	5回	5回	双方対等
		行政区同士の検討会議		—	2箇所	4箇所	
		行政区総数	169区	159区	↘	↘	
行政区要望への対応	・要望事項の検討(担当課) ・庁内関係部署連携による検討 ・代表区長会・区長会への報告・回答	協働作業提案行政区数	—	2行政区	6行政区	15行政区	行政主導

1-2-2: 市民同士の交流や融和が進んでいる

市町村合併に伴う市民融和、一体感の醸成を図るため、文化・スポーツイベントへの市民参加・参画、市花・市木等の制定、市民憲章の制定を進めることで、「山の湊しんしろ」創造への市民の求心力を高めます。

1-2-2-1: 市民交流を進めます

施策の基本方針

文化・スポーツイベント等を通じた市民交流、市民参加・参画の機会の拡大に努めることで、市民同士のネットワークづくりを進め、一体感の醸成を進めます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
市の一体感を感じる人の割合	—	40.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・市民が企画運営するイベントの創設
- ・イベントへの幅広い市民スタッフの動員(地域・年代を超えての参加)

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
文化イベントの開催 【再掲】	・文化イベントの開催 ・実施計画の策定ほか	観客満足度(アンケート)	—	70%	↗	↗	行政主導
		観客動員数	2,928人	3,000人	3,200人	3,500人	
スポーツ大会・イベントの開催 【再掲】	・春夏市民体育大会の開催 ・スポレク祭の開催ほか	春夏市民体育大会参加者数	4,700人	4,800人	4,900人	4,900人	双方対等
		スポレク祭等参加者数	1,500人	1,500人	1,500人	1,600人	
DOS(ドゥ・アウトドア・スポーツ)による地域再生 【再掲】	・新城ラリー ・ツール・ド・新城 ・三河高原トレイルランニングレース ・新城パラグライダーカップ ・オリエンテーリングほか	観客動員数	15,000人	15,000人	14,000人	15,000人	双方対等
		イベント参加者(出場者・スタッフ)	4,000人	4,000人	3,500人	5,000人	

1-2-2-2: 市民融和を進めます

施策の基本方針

市町村合併に伴う市民融和、一体感の醸成を図るため、合併時に新市で定めるとした市花・市木等の制定や、同じく新市で検討するとして市民憲章の制定を進めます。制定は、市民の参加と創意によって進めることとし、制定の意義や制定体制、制定方法等について、十分な議論を経ることとします。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
市の一体感を感じる人の割合	—	40.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・地域ごとに異なる文化や市民ニーズへの理解の促進
- ・市花・市木、市民憲章の制定意義の検証、市民参画による策定体制の整備

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
市民憲章の制定	・市民憲章制定庁内検討 ・市民策定委員会による制定作業(H24～)ほか	庁内検討会議	—	2回	2回	2回	市民主導
		市民アンケート(制定ニーズの把握)	—	—	—	実施	
市花・市木等の制定	・庁内検討 ・市民制定委員会による制定作業 ほか	市民応募点数	—	—	—	5,000点	市民主導

1-2-3 : 男女共同参画社会の意識が浸透している

性別に関わらず個々の持つ能力や個性を發揮できる市民自治社会を実現するため、家庭、地域、働く場、政策・方針決定の場などあらゆる機会・場面を通じて、男女共同参画の理解を進めます。とりわけ行政においては、男女共同参画についての学習機会を積極的に設けるとともに、行政委員会等への女性登用率の向上等を進めます。

1-2-3-1 : 男女共同参画社会をつくります

施策の基本方針

男女共同参画の市民理解を促進するための学習、啓発活動、条例制定等を行い、家庭・地域・職場を通じた方針決定の場における男女共同参画を進めます。また、女性が安心して結婚・出産・就業できる社会環境を整えるための相談事業の充実を進めます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
各種委員会等への女性登用率	17.2%	25.0%	担当課調査
「住民参加への取り組み」の満足度	54.4%	60.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・男女共同参画に対する理解の促進
- ・女性人材の把握ができていない。

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
男女共同参画プラン策定・推進事業	・策定委員会・推進協議会による策定 ・パブリックコメント ・推進協議会による進捗把握 ほか	市民平等意識割合(市民アンケート)	14.6%	—	—	↗ (H23)	双方対等
		パブリックコメント数	—	10件		10件 (H23)	
女性悩みごと電話相談事業	・女性悩みごと電話相談の設置 ・広報紙への掲載(相談日時) ほか	電話相談件数:2回/月	—	2件以上/回	2件以上/回	2件以上/回	行政主体
		広報掲載回数	1回/毎月	1回/毎月	1回/毎月	1回/毎月	

1-2-3-2: 男女平等意識の浸透を進めます

施策の基本方針

すべての市民が男女共同参画に対する理解を進め、男女が互いの生き方や考え方を尊重し、能力を發揮できる社会を実現します。また、活動の中心となる女性の人材育成を進めます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
各種委員会等への女性登用率	17.2%	25.0%	担当課調査
「住民参加への取り組み」の満足度	54.4%	60.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・男女共同参画に対する理解の促進
- ・女性人材育成講座への新規参加者数が少ない

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
男女共同参画意識啓発事業	・講演会の開催(年1回) ・講座の開催(年1回) ほか	市民平等意識割合	14.60%	—	—	↗ (H23)	講演会 双方対等
		講座参加者満足度	—	60.0%	70.0%	80.0%	
女性人材育成事業	・講座の開催(年1回) ・出前講座の開催(年1回) ・女性会議への市民派遣 ・女性人材バンクへの登録啓発 ほか	講座参加者満足度	—	70.0%	→	→	行政主導
		女性人材バンク登録	21名	35名	40名	45名	

1-2-4：国際化への対応が進んでいる

増加の傾向にある外国人市民との共生社会を築くためには、市民の世界的視野を育み、お互いの文化や価値観の違いを理解する風土を育てることが大切です。そのため、学校教育における国際理解教育の推進をはじめ、外国人市民に対する生活相談支援、外国人の子どもたちへの学習支援など、外国人が市民として安心して暮らし、活躍できる環境づくりを進めます。

1-2-4-1：多文化共生を進めます

施策の基本方針

多文化共生を進めるため、外国人の文化や価値観へ理解を進める講演会の開催や語学講座などを通じたコミュニケーション能力の向上を図るほか、外国人市民に対する生活相談窓口の設置、多言語での情報提供などの支援を行います。

(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「国際交流への取組み」の満足度	59.6%	62.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・在住外国人の滞在形態が定住に変わりつつある中で、まだまだ言語の問題が障害となっている。
- ・お互いに理解しあうためには言語や文化の理解が必要だが、そのためには時間が必要である。

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
外国人への支援	・市役所内に外国人相談窓口を設置 ・多言語での情報提供を実施	相談件数	30件 (18年度)	60件	70件	80件	双方対等
		各国語の情報紙発行	3回	4回	4回	5回	
異文化理解の推進	・各種語学講座の開催 ・交流イベントの開催	語学講座参加者	68人	40人	60人	80人	行政主導
		国際理解講演会	1回	1回	2回	2回	

1-2-4-2：国際交流活動を応援します

施策の基本方針

新城国際交流協会の活動を核に、民間の国際交流団体への支援や文化交流事業の実施、青少年の海外派遣・学校間交流など、国際交流の機会を提供します。

(1)目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「国際交流への取組み」の満足度	59.6%	62.0%	市民アンケート調査

(2)課題

- ・海外の友好都市訪問は経費負担が大きい。
- ・市民同士の交流を促すためには、市民と市民を結びつけるきっかけを提供する必要がある。
- ・新城市国際交流協会の会員数が伸び悩んでいる。
- ・民間交流団体は各々の目的があるため、統一的な事業展開が難しい。

(3)主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
学生交流の推進	・海外友好都市への高校生派遣 ・青年への語学留学機会の提供 ・海外との学校間交流	高校生派遣参加者	12人	-	15人	-	行政主導
		留学参加者	1人	1人	2人	2人	
市民交流の推進	・市民交流のメニュー検討 ・市民の芸術を海外で紹介 ・市民の文化交流事業を実施	芸術交流参加者数	-	-	10人	10人	行政主導
		共催事業数	1	3	3	4	
国際交流協会への支援	・協会の事務費に対する補助 ・公益事業に対する補助	協会での実施事業数	4	4	4	4	行政主導
民間交流団体への支援	・国際交流協会との事業の共催 ・各種情報の提供 ・団体の活動をPR	共催する事業の数	1	3	3	4	行政主導
		団体活動のPR回数	4回	4回	4回	4回	

2-1：地域の魅力を発信する「山の湊」を創る

2-1-1：市内に多くの人を訪れている

地域の賑わいや活力の増進のためには、定住人口の拡大に加え市内を訪れる観光客やイベント参加者、ビジネス客などの交流人口の拡大が欠かせません。そのため、自然環境や歴史、文化などの地域資源を活かした市民ぐるみの受け入れ態勢やイベントの充実、魅力を効果的に発信するための情報戦略など、来訪者の滞在性や回遊性を高める活動を進めます。



2-1-1-1：地域資源を活かした観光戦略を進めます

施策の基本方針

農林業における体験型観光や自然環境を活かしたDOS（ドゥ・アウトドア・スポーツ）の展開、豊富な自然・民俗・歴史等の文化資源のネットワーク化、案内ボランティアの育成など、地域の資源を効果的に活かし発信するための観光戦略を策定します。

(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「にぎわいの創出と交流人口対策」の満足度	44.1%	50.0%	市民アンケート調査
市への観光入り込み客数	180万人	190万人	県観光リクリエーション利用者統計

(2) 課題

- ・全体的な観光方針が具体化していないため、これを策定し、体系的に実施する必要がある。
- ・温泉宿泊客の減少に伴い、温泉源を維持するための温泉使用料が減少傾向にある。

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
観光基本計画の策定・推進	地域の魅力を戦略的に発信していくため基本計画を策定する	観光基本計画の策定	—	策定会議の実施	策定	—	③ 双方対等
		住民、観光客アンケート	—	3回	3回	3回	
観光イベントの実施	賑わいを創出するイベントを観光協会と共に実施する	イベント来場者数	335,000人	335,000人	335,000人	335,000人	③ 双方対等
		イベント回数	7回	7回	7回	7回	
「観光のまち新城」のPR	長篠の戦いを始め観光地を効果的にPRし観光に活かす。	チラシ配布枚数	50,000枚	50,000枚	50,000枚	50,000枚	② 行政主導
		物産展等出展回数	10回	10回	10回	10回	

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)					市民協働指数
		指標	現在	20年度	21年度	22年度	
新たな観光産業の展開	グリーンツーリズム、体験型観光等の滞在型の観光を図る	状況調査	—	2回	2回	—	④ 市民主導
		検討会の開催	—	3回	3回	3回	
温泉源施設の維持管理	湯谷温泉の配湯所施設、配湯管を維持管理していく	温泉使用量	102,600m ³	105,000m ³	107,000m ³	109,000m ³	① 行政主体
		温泉スタンド使用量	1218m ³	1,242m ³	1,266m ³	1,291m ³	
温泉を活用した振興	足湯の設置、振興イベントにより温泉の魅力向上を図る	イベント集客数	2,200人	2,200人	2,200人	2,200人	④ 市民主導
		イベント回数	2回	2回	2回	2回	
DOS(ドゥ・アウトドア・スポーツ)による地域再生【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・新城リー(自動車) ・ツール・ド・新城(自転車) ・三河高原トレイルランニングレース ・新城トレイルランレース(山岳マラソン) ・新城パラグライダーCUP ・オリエンテーリング全日本学生選手権大会 ・オリエンテーリングアジア選手権大会 	観客動員数	15,000人	15,000人	14,000人	15,000人	③ 双方対等
		イベントへの参加者数	4,000人	4,000人	3,500人	5,000人	
民俗芸能の保存・活用【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・指定外民俗芸能の調査 ・保存・活用方法の検討 	民俗芸能調査	資料収集	検討	検討	検討	① 行政主体
		団体実態調査	保存活用方法検討	検討	検討	検討	

2-1-1-2：観光施設を有効に活用します

施策の基本方針

道の駅や温泉施設、歴史・文化を紹介するための資料館などを、集客交流の拠点施設として有効に活用するため、施設の充実と適正な維持管理に努めます。また、市内に点在する観光施設の案内看板や公衆トイレの整備など、来訪者の利便性の向上を進めます。

(1)目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
市への観光入り込み客数	180万人	190万人	県観光リクリエーション利用者統計

(2)課題

- ・老朽化している施設が多数あるため維持管理が困難になる。
- ・維持管理のために地元の協力体制を整える必要がある。

(3)主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
観光施設の維持管理	桜淵公園、鳳来寺山周辺、東海自然歩道、案内看板、公衆トイレなどの管理	入り込み客数	1,800,000人	1,836,000人	1,872,000人	1,909,000人	③ 双方対等
		設備修繕件数	12件	12件	12件	12件	
観光施設(指定管理者指定施設)の運営	・鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな ・サイクリングターミナル ・布里テニスコート	施設利用者数	210,000人	210,000人	210,000人	210,000人	① 行政主体
		売上額	72,000,000円	72,000,000円	72,000,000円	72,000,000円	
観光案内板、公衆トイレの整備	・案内看板の整備 ・公衆トイレ建設	看板設置数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	② 行政主導
		公衆トイレ更新数	—	2	1	1	

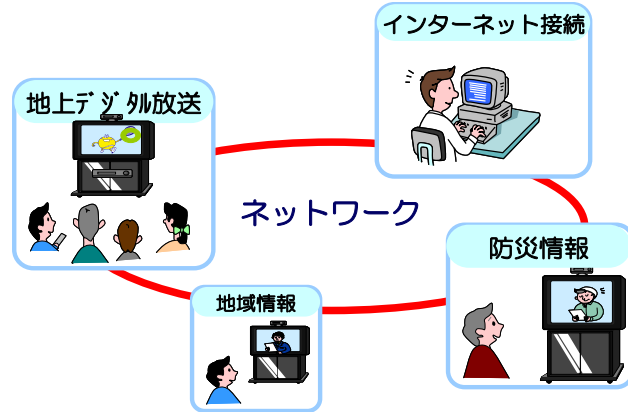
2-1-2：光ファイバネットワークを活用した情報の受発信が盛んである

情報格差の解消による地域間競争力の向上と行政情報の共有による市民協働の拡大、市民自治社会の実現をめざすため、全市域に整備した光ファイバネットワークの接続世帯の拡大を進めます。

重点 2-1-2-1：利用可能な情報システムの拡大を進めます

施策の基本方針

平成19年度に市内全域で整備の光ファイバネットワークの維持管理、それを活用したまちづくり支援システム、公共施設予約システム、図書館情報システム、地域介護支援ネットシステム、子育て支援システム等の整備、運用を行い、市民サービスの向上を図ります。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
光ファイバケーブル引込率	70%	73%	年度末の状況
「地域情報化への取組み」の満足度	54.8%	60.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・障害発生時の迅速な連絡、復旧体制の構築
- ・各システムの連携、システム開発費及び導入時期の調整

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
情報基盤の管理・運営	・光ファイバネットワークの維持、管理、システム保守 ほか	障害発生時の復旧時間	—	(基準)	↘	↘	② 行政主導
情報基盤を活用した各種システムの構築	・まちづくり支援システム、公共施設予約システム、図書館情報システム、地域介護支援ネットシステム、子育て支援システム等の整備、運用	各システム利用者数(又は利用件数)	(各システム毎に設定)				① 行政主体 又は ② 行政主導
		各システム利用者の満足度	(各システム毎に設定)				

2-1-2-2: 光ファイバネットワークを有効に活用します

施策の基本方針

携帯電話事業者と協力しての携帯電話の不通地域の解消、まちなみ情報センターを利用した市民の情報リテラシーの向上など、光ファイバネットワークの有効活用を図ります。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「地域情報化への取組み」の満足度	54.8%	60.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・携帯電話事業者はサービス提供地域での採算性により参入し事業を行うため、その地域住民の加入者確保が必要。
- ・サーバ機器、ネットワーク、パソコン等の定期的な更新又は内容の見直しが必要。

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
携帯電話 不通地域の解消	・未利用開放芯線 利用の携帯電話 事業者の募集	携帯電話の 人口カバー率	96.7%	↗	↗	98.0%	① 行政主体
		各携帯電話事業 サービス提供エリア マップ内人口 調査	100%	100%	100%	100%	
庁内LANの管理・ 運営	・システムの開発、 保守 ・機器等の更新 ほか	利用者満足 度	90%	95%	95%	95%	① 行政主体
まちなみ情報セン ターの管理・活用	・指定管理者制度 による管理運営 (市民パソコン塾 開催など) ・システムの開発、 保守 ほか	利用者数	7,440人	7,514人	7,590人	7,665人	② 行政主導
		利用者満足 度	80%	85%	90%	95%	
		市民パソコン 塾受講者満 足度	99%	100%	100%	100%	

2-2：活気や賑わいを生み出す「山の湊」を創る

2-2-1：森林が適正に管理され、林業が営まれている

広大な市域の83.5%を占める森林は、本市最大の特徴であり、三河材の生産をはじめ、治水、水源など公益機能を果たす本市の大きな資源です。産業としての採算性の低下や後継者の不足などによる森林荒廃の現状を打開するため、行政と関係機関、森林所有者が連携し、産業としての再生を進めます。



2-2-1-1：森林の保全・整備を進めます

施策の基本方針

森林の保全・整備につながる除間伐等を進めるため、森林組合等への施業の集約化や林家担い手への情報提供・技術指導、小径木の利活用、ボランティア等による森づくりなどを進めます。

(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
間伐実施面積	1,121ha	3,600ha (H20～22の累計)	年度末実績
作業路新設延長	累計2,953m (H18. 19累計見込)	累計3,732m (H20～22の累計)	年度末実績

(2) 課題

- ・計画区域は市内全域の広大な施業区域となるため、計画的に効果的で効率的な事業を行う必要がある。
- ・森林の有する多面的機能が発揮されるためには、適切な間伐等健全な森林の育成を図ることが必要である。

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)					市民協働指数
		指標	現在	20年度	21年度	22年度	
森林整備に関する地域活動への支援	対象となる森林面積の境界の明確化や歩道整備等の地域活動を支援する	境界の明確化	143筆	200筆	200筆	200筆	① 行政主体
		歩道整備等	9路線	10路線	10路線	10路線	
間伐の推進	補助事業を有効活用することで、間伐の推進を図る	間伐実施面積	1,121ha	1,200ha	1,200ha	1,200ha	① 行政主体
		団地化数	1箇所	1箇所	2箇所	3箇所	
水源林の整備	除間伐等の実施作業路の新設(第六期水源林対策事業基本計画による)	除間伐等面積	見込み 213.62ha	235ha	235ha	233ha	① 行政主体
		作業路新設延長	見込み 1,490m	1,250m	1,250m	1,232m	
市民参加の森づくりの推進【再掲】	森林を対象とした体験学習を開催する	参加者数	累計(見込) 1,000人	累計 5,000人	累計 10,000人	累計 15,000人	② 行政主導
		参加者の満足度・理解度	—	100%	100%	100%	

2-2-1-2：林業生産活動を応援します

施策の基本方針

施業の集約化や機械化・基盤整備による生産コストの削減、住宅分野のニーズに対応した製品の開発と地元材のPR、後継者育成に向けた研修への参加支援・情報提供、森林総合産業の創出に向けた検討など、林業生産活動を応援するための取り組みを進めます。

(1)目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
林業従事者の数	—	↗	従業者数調査
木材市場での取扱量	29,000 m ³	30,000 m ³	年度末実績

(2)課題

- ・林業従業者の労働条件の向上を図る必要がある。
- ・この地域に合う森林総合産業の提案を早急に出す必要がある。
- ・林業施業の団地化を図るため関係住民の理解が必要である。
- ・木材の安定供給を図ることが必要である。

(3)主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
林業従事者の育成	森林現場作業に従事できる人材の育成 (H18～H22までの5年のプログラム)	人材育成研修	—	0日	18日	27日	① 行政主体
		一人当たり年間従事日数	—	240日	240日	240日	
森林資源の調査・研究	・森林資源の利活用を調査研究 ・林業事業体の確保・育成	林業事業体の確立	—	—	—	1件	② 行政主導
林業関係団体との連携	間伐の普及啓発を図り、施業の団地化を進める	間伐実施面積	1,121ha	1,200ha	1,200ha	1,200ha	① 行政主体
		団地化数	1箇所	1箇所	2箇所	3箇所	

2-2-1-3：林業基盤の整備を進めます

施策の基本方針

林業の再生に向けた林業生産コストの削減と森林管理作業の省力化を進めるため、計画的な林道網の整備など林業基盤の整備を進めます。

(1)目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
木材市場での取扱量	29,000m ³	30,000m ³	年度末実績

(2)課題

- ・林道利用区域内の森林整備をフォローアップする調査が必要である。
- ・関係する権利者との協働がさらに求められる。

(3)主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
林道の開設	松峯線 他7本	開設延長 (左の8本)	H19実績 1,590m (見込み)	1,000m	1,000m	1,000m	② 行政主導
林道の改良	羽布下り沢線 他10本	改良延長 (左の11本)	H19実績 780m (見込み)	1,600m	1,500m	500m	① 行政主体
林道の舗装	舟着山線 他10本	舗装延長 (左の11本)	対象路線 実舗装 4,452m (見込み)	2,300m	2,300m	2,300m	① 行政主体
		林道の舗装 済割合 (左の11本) 母数:現在の延長	12.4%	18.8%	25.2%	31.6%	

2-2-2：地産地消や消費者交流など、生命をつなぐ魅力ある農業が営まれている

生命産業としての農業の再構築を進めるため、基盤整備や他産業との連携、販路拡大、後継者育成を進めるとともに、食の安全や付加価値化、地元農業の育成をめざした直販システムの整備など、地産地消の推進や消費者交流・拡大を積極的に進めます。



2-2-2-1：農業生産物の消費拡大を進めます

施策の基本方針

安全な食生活指向に対応した無農薬栽培や有機栽培、栽培履歴管理など、消費者ニーズに沿った付加価値の高い農業生産物の生産に努め、消費者との信頼関係による消費の拡大、地産地消の推進、小中学校等における食育を進めます。

(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
朝食の欠食割合(小学生)	3%	0%	アンケート調査 (毎年度末)
「第1次産業の振興」の満足度	53.7%	55.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・食の安全や健全な食生活に対する関心が高まっている。
- ・多様化・高度化するニーズ。

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
地産地消の推進	・学校給食における地域産品の利用 ・イベント開催の支援	学校給食地域産品利用促進検討会	2回	2回	2回	2回	② 行政主導
		年間イベント支援回数	2回	2回	2回	2回	
農産物消費者との交流推進	・グリーンツーリズムの普及啓発や推進 ・観光との連携による交流の推進 ・関連する協議会での活動	棚田の体験教室開催回数	3回	3回	3回	3回	③ 双方対等
食育の推進	・食育推進計画の策定 ・出前授業 ・ガイド誌の配布	検討会の開催	—	2回	—	—	② 行政主導
		出前授業の実施	—	—	2校	2校	

2-2-2-2：農業生産活動を応援します

施策の基本方針

農業経営の安定と農業生産活動を推進するため、担い手農家への農地の利用集積や集落営農組織育成を進めるとともに、多様な人材・世代が参入できる研修や情報提供の充実、農業関係機関との連携による営農指導、ブランド品の開発、販路拡大、鳥獣害対策、担い手育成への支援等を進めます。

(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「第1次産業の振興」の満足度	53.7%	55.0%	市民アンケート調査
専業農家数	287戸	293戸	JA農産物等の部会員集計

(2) 課題

- ・担い手の育成・確保や米政策への適切な対応などの土地利用型農業の構造改革が立ち遅れている。
- ・グローバル化の進展。
- ・効率化だけでなく、自然循環機能の維持増進が期待されている。
- ・農業関係機関相互の担い手育成支援窓口の一元化が望まれる。
- ・農業関係機関の連携促進方を検討する必要がある。

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
鳥獣害への対策	・地域農業者等の自衛体制の整備 ・普及啓発活動 ・捕獲委託と防護柵購入補助	農作物被害額	13,448千円	13,210千円	13,030千円	12,850千円	③ 双方対等
		農作物被害面積	74.3ha	73ha	72ha	71ha	
水田農業構造改革対策の推進	・米の生産調整に取り組む生産者への助言、指導 ・産地づくり対策 ・稲作構造改革対策	水稲作付面積	1,000ha	983ha	973ha	—	③ 双方対等
		転作作物作付面積	500ha	509ha	519ha	—	
農業の担い手育成への支援	・農業借入資金の利子補給 ・認定農業者制度の活用	認定農業者数	81人	100人	110人	120人	③ 双方対等
		新規就農者数	1人	5人	5人	5人	

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
中山間地域農業の振興	集落協定の締結を推進し、その集落協定に基づく活動に交付金を支払う	担い手への利用集積協定数	0	0	1	—	② 行政主導
		農作業の作業委託協定数	0	0	3	—	
農地・水・環境保全向上対策	協定を締結した地域が、水路、農道など管理や生活環境保全の活動を共同で行う	環境向上活動参加者	—	3,800人	3,800人	3,900人	② 行政主導
		生物の生息状況調査	16地区	16地区	16地区	16地区	
特産物を活用した振興の推進	・八名丸里芋拡大補助金 ・茶、梅、自然薯の生産振興	里芋作付け面積	6.0ha	6.4ha	11.4ha	16.4ha	④ 市民主導
		里芋販売金額	18,900千円	20,160千円	35,910千円	51,660千円	
農業関係窓口の一元化の推進	・共同事務所内に農業の支援窓口を設置する ・地域農業の問題分析と提案を行う	農地相談件数	200件	200件	250件	300件	② 行政主導
		企画提案件数	—	1件	2件	3件	
農林業公社運営への支援	農林業公社の運営に対する助成	農地保有合理化事業	100件	140件	150件	160件	③ 双方対等
農業委員会の運営	・農業委員会活動 ・農地基本台帳の整備 ・農業者年金事業	農地法3条申請受付件数	77件	70件	70件	70件	① 行政主体
		農地法4条申請受付件数	33件	30件	40件	50件	
		農地法5条申請受付件数	121件	110件	120件	130件	
農業共済事業への支援	農業共済事業運営に係る経費の助成	水稻共済加入農家数	2106	2,676	2,700	—	① 行政主体
		家畜共済加入農家数	86	100	100	—	
畜産振興の推進	・畜産経営、環境の指導及び支援 ・家畜診療事業	家畜診療頭数	1,991頭	1,900頭	1,950頭	2,000頭	② 行政主導
		飼育頭数	4,050頭	4,000頭	4,025頭	4,050頭	

2-2-2-3：農業基盤の整備を進めます

施策の基本方針

農村における食料供給機能や多面的機能を発揮し、農業生産条件整備及び生活環境整備等による集落の維持・増進を図ります。また、多彩な地域資源を生かし、都市との交流による地域力の向上を図ります。

(1)目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「第1次産業の振興」の満足度	53.7%	55.0%	市民アンケート調査
農家戸数	3,557戸	3,386戸	JA部会員の集計

(2)課題

- ・担い手の育成・確保や米政策への適切な対応などの土地利用型農業の構造改革が立ち遅れている。
- ・グローバル化の進展。
- ・効率化だけでなく、自然循環機能の維持増進が期待されている。
- ・農村経済の活性化が望まれる。
- ・農村地域の生活環境の向上が望まれる。

(3)主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
農業生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備事業 ・豊川用水改修事業 ・農地環境整備事業 ・重川池地区整備事業 ・万福寺池地区事業 	黒瀬地区工事進捗率	60%	100%	—	—	② 行政主導
		黒瀬下山地区工事進捗率	—	—	20%	40%	
農業経営近代化施設整備への支援	農業団体の施設導入に対する助成	施設導入相談件数	5件	3件	3件	3件	④ 市民主導
環境保全型農業の推進	農業全体を環境保全を重視したものに転換するための啓蒙活動	調整会議の開催件数	2回	2回	2回	2回	② 行政主導
		エコファーマーの認定者数	25人	30人	40人	50人	

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
「三河三石」の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの更新 ・施設のバリアフリー化 ・駐車場の充実 	トイレ利用者数	50人/日	50人/日	50人/日	100人/日	② 行政主導
		観光バス利用台数	7台/週	7台/週	7台/週	14台/週	
「山びこの丘」の管理運営	山びこの丘の施設の維持管理	宿泊者数	8,172人	8,170人	8,200人	8,220人	① 行政主体
		利用客数	47,473人	47,410人	47,550人	47,700人	
「つくで手作り村」の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場整備 ・簡易宿泊施設 ・管理運営 	手作り村入込客数	74,862人	74,000人	74,500人	75,000人	② 行政主導

2-2-3：まちに賑わいと働く場が確保されている

まちに賑わいを生み出すため、市街地の計画的な整備をはじめ、気軽に飲食や買い物ができる魅力的で機能的な商店街の創出、企業立地の推進や中小企業への支援による雇用の創出を進めます。

2-2-3-1：魅力ある商店街づくりを応援します

施策の基本方針

市街地を形成する商店街の魅力を高めるため、行政、商工団体、事業者、市民(消費者)が連携しあい、空き店舗の活用や新規店舗の誘導、イベントの開催、事業者の経営改善への支援などを進めます。

(1)目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「便利な市街地・中心街の整備」の満足度	29.7%	35.0%	市民アンケート調査
商工会会員加入率	62.3%	63.0%	年度末結果

(2)課題

- ・行政との統一した連携を図るためには商工会の統合が必要である。
- ・店主の高齢化。
- ・中心市街地活性化事業の財源の確保。
- ・中心市街地活性化事業に対する市民の合意が必要である。

(3)主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)					市民協働指数
		指標	現在	20年度	21年度	22年度	
経営改善普及事業への支援	・小規模事業者の経営改善事業に対する補助 ・市内商工会の合併	商工会の合併検討	商工会において協議会を検討	検討	合併	—	① 行政主体
		商工団体との打合せ回数	25回	30回	10回	10回	
商業・商店街の活性化	・街路灯設置 ・イベントの開催	街路灯設置商店街数	補助検討中	事業化の検討	1	1	④ 市民主導
		イベント回数	0回	事業化の検討	2回	2回	
中心市街地の活性化【再掲】	・駅前広場の整備 ・新城駅の橋上化 ・商業活性化等事業	事業の進捗	—	計画通り実施	計画通り実施	計画通り実施	② 行政主導



2-2-3-2：企業誘致を進め、雇用を確保します

施策の基本方針

地域経済の活性化と就業の場の確保、税収の増加を目的に企業誘致を積極的に進めます。また、安定した工業用水を供給するための老朽施設の更新、勤労者のための融資制度の充実を進めます。

(1)目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
事業所数(工業)	178	180	工業統計調査
従業員数(工業)	6,950人	7,000人	工業統計調査

(2)課題

- ・市内における労働力の確保が必要である。
- ・就業者の住宅等の確保が必要である。
- ・事業所への情報通信基盤の充実が必要である。
- ・工業用水道の更新は莫大な財源を必要とするため、料金改定が必要となる。

(3)主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)					市民協働指数
		指標	現在	20年度	21年度	22年度	
企業立地の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致説明会の開催 ・企業団地のPR ・企業訪問 ・情報収集、提供 	販売区画数	0区画	1区画	1区画	1区画	① 行政主体
		企業の訪問・問合せ回数	50件	100件	100件	100件	
企業立地の奨励	立地企業に3年間、固定資産税相当額を奨励金として交付する	販売区画数	0区画	1区画	1区画	1区画	① 行政主体
インター周辺企業団地の造成	県企業庁による造成と隣接した住宅用地を設ける	用地の買収(H24～予定)	調査・調整	調査・調整	調査・調整	調査・調整	② 行政主導
		造成工事・分譲(H25～予定)	調査・調整	調査・調整	調査・調整	調査・調整	

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
勤労者への融資	・勤労者住宅資金融資 ・東海労働金庫融資	勤労者住宅融資実績	0件	1件	1件	1件	① 行政主体
工業用水道施設の更新	工業用水道開始後33年が経過し、施設の老朽化が進んだため更新を図る	更新予定4施設中	—	—	1施設	1施設	① 行政主体

2-2-3-3：頑張る中小企業を応援します

施策の基本方針

中小企業を含めた既存産業を支援するため、経営基盤の強化と新たな起業に向けた融資制度の充実を図ります。

(1)目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「第2次産業の振興」の満足度	46.7%	50.0%	市民アンケート調査
「第3次産業の振興」の満足度	35.4%	40.0%	市民アンケート調査

(2)課題

・責任共有制度の導入等で、金融機関がリスクを背負うため、事業者の融資申込が却下されることもある。

(3)主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
商工業振興資金の融資	・商工業振興資金融資(愛知県) ・短期特別小口資金融資(市単独)	事業者融資数	商67件 短24件	150件	150件	150件	① 行政主体
		金融機関訪問	15回	15回	15回	15回	
起業者支援資金の融資	金融機関への預託により新規に事業を起こす方に、低金利の融資を行う	起業者融資	1件	1件	1件	1件	① 行政主体
		金融機関訪問	5回	6回	6回	6回	

2-3：人が集い暮らす「山の湊」を創る

2-3-1：快適に移動できる交通体系が整備されている

広大な市域を有する本市の交通手段は、現在、自家用車が中心となっていますが、少子化や高齢化の進行に伴い、公共交通であるバスやJR飯田線への依存度がますます高まることが予想されます。交通環境は、市民生活のみならず、産業や観光など、あらゆる面にわたり影響を及ぼすため、利便性を有する交通体系の構築を進めます。

重点 2-3-1-1：公共交通網の整備と利用向上を進めます

施策の基本方針

少子化に伴う学校の統廃合や高齢化の進行に伴い、公共バスやJR飯田線への期待は今後ますます高まることが予測されます。このため、公共交通網の要であるJR飯田線が利用しやすくなるよう要望活動を行うとともに、結節に配慮したバス路線を構築し、市民の通勤、通学や通院など日常生活の足を確保します。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「通学や生活の足としての公共交通機関等の充実」の満足度	32.1%	40.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・バスについては、小中学生との通学利用と一般利用者を同一路線で担っており効率的な運行となっていない。
- ・飯田線については、新城駅以北の列車本数が少ない。

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
公共バスの運行	・路線の見直し ・地区バス運行検討会設置、開催 ・乗降調査の実施ほか	利用者数	180千人	↗	↗	↗	③ 双方対等
飯田線の活性化	・ダイヤ編成、駅舎改善のJRへの要望活動	列車本数	新城駅 下り22本 上り37本 本長篠駅 下り14本 上り24本	→	→	→	② 行政主導

2-3-1-2: 道路網の整備を進めます

施策の基本方針

地域間交流や連携、産業・経済活動の展開、定住の促進、防災対策を兼ね備えた利便性の高い住環境整備を進めるため、市内及び広域を結ぶ道路網の総合的な整備を進めます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「円滑な道路網の整備」の満足度	47.3%	48.0%	市民アンケート調査
「快適な生活道路の整備」の満足度	45.5%	46.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・第二東名関連等他事業及び他機関との調整
- ・道路用地の買収及び寄附の協力が不可欠
- ・道路整備期間中の迂回路の確保
- ・事業実施しなかった場合は、狭い幅員等により交通事故発生や緊急車両の通行に支障となる

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
道路の改良	・市道上平井線外27路線の道路改良工事	改良済延長	508,635m	511,835m	514,899m	516,154m	① 行政主体
		改良率	37.22%	37.45%	37.68%	37.77%	
道路の舗装	・市道石田豊島線外14路線の道路舗装工事	舗装済延長	726,258m	728,080m	729,300m	730,720m	① 行政主体
		舗装率	53.14%	53.28%	53.37%	53.47%	
橋梁長寿命化修繕計画の策定・推進	・橋長15m以上の133橋の橋梁台帳、点検調書の作成及び長寿命化計画の策定	橋梁台帳、点検調書の作成	-	-	50%	100%	① 行政主体
生活道路の整備	・道路敷未登記物件の解消 ・道路維持修繕	未登記件数	7,245件	7,200件	7,100件	7,000件	① 行政主体
		維持補修箇所 の解消	100%	100%	100%	100%	
野田踏切の拡幅	・踏切部への歩道設置	事業の進捗	-	-	事業実施	事業完了	① 行政主体

2-3-2：快適に暮らせるまちになっている

誰もが潤いを感じながら快適に暮らしていくためには、住環境を構成する計画的な都市基盤の整備や自然・文化と調和した都市景観の保全が欠かせません。上下水道や公園、快適な居住空間、活気ある市街地の整備を進めます。

2-3-2-1：活気がある市街地をつくります

施策の基本方針

市の活力を取り戻し、住みよいまちづくりを促進するため、駅前広場整備や商業活性化等事業など中心市街地活性化のための事業、市街地整備方針の決定と道路・公園の整備などを行います。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「便利な市街地・中心街の整備」の満足度	29.7%	↗	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・市民の合意
- ・財源の確保

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
中心市街地の活性化	・駅前広場の整備 ・新城駅の橋上化 ・商業活性化等事業	事業の進捗	-	計画通り実施	計画通り実施	計画通り実施	② 行政主導
石田・橋向、平井地区市街地の整備	・整備方針の決定 ・道路、公園等の整備 ほか	事業の進捗	-	-	計画通り実施	計画通り実施	③ 双方対等

2-3-2-2: 安全な水を届けます

施策の基本方針

老朽施設の更新及び新設改良を行い、安全な飲料水を安定的に供給するとともに、配水管の未整備地域を整備することにより給水区域を拡張し、新規加入の促進と普及率の向上を図ります。

また、事業の統合により効率の良い維持管理を行い、経営の健全化を図ります。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「安全な水の供給」の満足度	72.2%	73.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・上水道と簡易水道の統合にあたっての事前の簡易水道事業の統合
- ・事業の統合に併せた料金の統一
- ・サービス提供にかかるコストと使用者負担額との差の調整
- ・緊急時の対応体制の構築

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
上水道の拡張	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水施設の整備 ・送水施設の更新 ・電機計装設備の更新 ・配水管の布設 	上水道普及率	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	① 行政主体
		配水管布設延長	—	L=1,700m	L=2,000m	L=2,000m	
上水道の設備改良	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震機能を有する配水管への布設替 ・老朽管の布設替 ・電気機械設備の改良、更新 	有収率	90.3%	90.9%	91.5%	92.2%	① 行政主体
		配水管布設替延長	—	L=5,280m	L=5,350m	L=5,740m	
簡易水道の拡張	<ul style="list-style-type: none"> ・新浄水場建設 ・遠方監視施設の設置 ・石綿管更新 ・施設設備の耐震、改修工事 	簡易水道普及率	95.1%	95.1%	95.1%	95.1%	① 行政主体
		石綿管延長	9,903m	9,903m	4,728m	3,728m	
簡易水道の施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の統合 ・料金の統一 ・配水池増設 ・機械設備の更新 ・緊急遮断弁新設 	簡易水道普及率	95.1%	95.1%	95.1%	95.1%	① 行政主体
		簡易水道事業数(統合結果)	12事業	12事業	11事業	10事業	

2-3-2-3: 下水を処理し水環境を守ります

施策の基本方針

快適な住環境と公共用水域の水質保全のため、緑が丘浄化センターの適正な維持管理、合併処理浄化槽の普及促進、公共下水道や農業集落排水の整備と維持管理を行います。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「衛生的な下水・雨水の処理」の満足度	90.4%	↗	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・接続率の向上
- ・公共下水道、地域下水道、農業集落排水の料金(住民負担)の差の調整
- ・サービス提供にかかるコストと使用者負担額との差の調整
- ・合併処理浄化槽の適正な維持管理指導(法定検査、定期点検、清掃)

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
地域下水道の維持管理	・緑が丘浄化センター等維持管理	放流水質	適正	→	→	→	① 行政主体
		運転停止回数	0回	0回	0回	0回	
合併処理浄化槽設置の推進	・浄化槽設置に対する補助	浄化槽普及率	18.5%	19.0%	19.2%	21.0%	② 行政主導
公共下水道の整備・管理	・市街化調整区域の公共下水道整備 ・管渠等維持管理 ・使用料徴収 ・排水設備資金融資あっせん、利子補給 ほか	計画面積に対する整備率	36.7%	↗	39%	40%	① 行政主体
		公共下水道接続率	83.1%	84.0%	84.5%	85.0%	
農業集落排水の整備・管理	・南部地区の施設整備事業の実施 ・巴地区の施設整備事業の実施 ・供用中の処理区の維持管理	接続人口	2,320人	2,530人	2,930人	3,180人	② 行政主導
		水洗化率	90.0%	83.2% (塩沢地区供用開始)	76.0% (巴地区供用開始)	82.5%	

2-3-2-4: 公園、墓園の整備を進めます

施策の基本方針

市民のレクリエーションの空間として、また、防災性の向上、環境の改善など豊かな地域づくりに資する交流の空間として、公園の整備を進めます。

また、市民の希望する墓園を検討、整備していきます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「憩い空間の充実」の満足度	42.0%	↗	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・事業実施の財源の確保
- ・農村公園整備にあたり、一級河川矢作川水系巴川の改修及び県営土地改良事業黒瀬下山地区との調整

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
都市公園の整備	・田町川北公園の整備 ほか	事業の進捗	-	-	-	田町川北公園整備完了	① 行政主体
農村公園の整備	・開成地区農村公園整備に向けた調整	事業の進捗	-	関係者との調整	関係者との調整	関係者との調整	① 行政主体
墓園の整備	・市営墓園建設整備	事業の進捗	-	場所、規模の調査検討	場所、規模の調査検討	建設計画作成及び地元説明	① 行政主体

重点 2-3-2-5: 良質な住宅の整備を進めます

施策の基本方針

地域活力や集落機能の維持を図り、コミュニティ活動を促進するためには、定住人口の確保が欠かせません。

このため、住宅を整備し、人口減少に歯止めをかけます。また、耐震改修・補強により、市民が安心して安全に生活できるまちづくりを進めます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
人口増減率	-	減少を前年度比0.2%以内に抑える	年度末人口
「暮らす場の整備」の満足度	53.1%	↗	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・住宅建設用地の確保と地元の合意
- ・耐震改修の制度のPRと必要性に対する市民の理解

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)					市民協働指数
		指標	現在	20年度	21年度	22年度	
市営住宅の建設・改築	・芳ヶ入住宅建替	事業の進捗	-	-	基本設計	実施設計	① 行政主体
新規住宅地の整備	・民間事業者が行う住宅地開発の支援	(平成26年度までに、新城地区で1団地の整備、鳳来・作手地区で30戸以上の整備を支援する)					⑤ 市民主体
木造住宅耐震化の推進	・耐震診断実施 ・耐震改修補助 ・耐震補強計画補助	耐震診断件数	80戸	80戸	80戸	80戸	① 行政主体
		耐震改修補助件数	1件	10件	10件	10件	
住宅計画の策定・推進	・住宅マスタープランの策定、推進	事業の進捗	-	-	計画策定	計画推進	② 行政主導

2-4：地域の文化と人を育む「山の湊」を創る

2-4-1：歴史文化財が継承・活用されている

地域に伝わる芸能や史跡などの歴史・文化財、行事等を、市民共有の財産として後世に引き継いでいくことは、現代を生きる私たち市民の使命といえます。幅広い世代が地域の文化に親しみ、学習し、体験できる紹介活動や、地域における継承活動を進めるなど、暮らしの中に歴史・文化の豊かさが感じられるまちづくりを進めます。

2-4-1-1：歴史文化財を継承します

施策の基本方針

国・県・市による指定文化財をはじめ、芸能・行事等の伝承文化や湿原など特異な自然環境・景観の保護・保全を図るため、後継者及び保存・継承団体の育成と調査・研究活動を進めます。

(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「文化、芸能等の振興保存」の満足度	69.2%	70.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・有形無形の文化財が市内には散在しており、未指定を含めると膨大な数になる。
- ・伝承文化の育成事業にあっては、魅力ある企画と独自性が求められる。
- ・長篠城址は、指定地の見直しを含め、範囲の確定を発掘調査により行う必要がある。又、史跡の復元には現施設の移転が必要となる。
- ・湿原の保全には、湿原だけでなく周辺的生活環境まで含めた計画が必要となる。

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)					市民協働指数
		指標	現在	20年度	21年度	22年度	
伝統・伝承文化の育成	地域の伝統文化を育み、地域づくりをリードする事業計画の策定	事業の策定	検討	検討	事業計画の策定	事業計画の策定	① 行政主体
指定文化財の保存	・調査、研究組織設立 ・民間芸能の後継者育成 ・ボランティア団体育成	調査報告書の作成	資料分類・整理	資料分類・整理	資料分類・整理	資料分類・整理	② 行政主導
		実態調査	検討	検討	検討	検討	① 行政主体
長篠城址史跡の保存・整備	・試掘調査及び文献調査 ・保存整備計画策定 ・公有地化、公園整備	保存整備計画の策定	試掘調査報告書作成	試掘調査報告書作成	試掘調査報告書作成	試掘調査報告書作成	① 行政主体
		公有地化	調査、検討	調査、検討	調査、検討	調査、検討	
湿原環境の整備・保全	・生態系調査 ・草刈などの環境整備 ・環境パトロール ・湿原の勉強会開催	ボランティア員数	1人	2人	6人	10人	② 行政主導
		環境整備	3.4ha	3.4ha	3.6ha	4ha	

2-4-1-2：歴史文化財の紹介・活用を進めます

施策の基本方針

市内の貴重な歴史・文化を紹介する博物館や資料館において、子どもから高齢者まで楽しめる分かりやすい展示構成の充実や特別展等の開催など、市民及び来訪者の学習・交流の場としての有効活用を進めます。また、今後の紹介・活用に係る事業展開を市民とともに考える機会の拡大に努めます。

(1)目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
保存館、資料館への来館者数	39,000人	41,000人	入館者の把握
企画展・講座・行事参加者数	8,600人	9,500人	入場者・参加者実績

(2)課題

- ・長篠城址史跡保存館と設楽原歴史資料館について、新たな保存館を建設するか、ガイドンス施設とするか、また両施設を統合するのか今後の検討が必要である。
- ・今後の歴史文化財の保存と活用について、市民との協働を進める必要がある。

(3)主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
民俗芸能の保存・活用	・指定外民俗芸能の調査 ・保存・活用方法の検討	民俗芸能調査	資料収集	検討	検討	検討	① 行政主体
		団体実態調査	保存活用方法検討	検討	検討	検討	
歴史・文化財、民俗資料等の収集・展示	・文化財保護施設整備の推進 ・企画展、歴史講座の開催 ・戦国の史跡めぐりコースの整備	保存館・資料館来館者数	39,000人	39,000人	40,000人	41,000人	② 行政主導
		企画展・講座参加者	8,600人	8,600人	9,000人	9,500人	

2-4-2：子どもが健やかに育っている

地域の未来を担う子どもたちが、地域や学校での様々な体験や人とのつながりの中で、のびのびと個性や能力を伸ばし、健やかに育つことは市民共通の願いです。学校、地域、家庭と行政が一体となって、すべての子どもたちが、いじめや暴力から守られ、豊かな感性と学力を備え、たくましく成長できるよう支援します。

2-4-2-1：確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます

施策の基本方針

耐震化を始めとする学校施設の改修・整備により、安心して居心地のよい学校環境を創出するとともに、学校教育カリキュラムの充実と教職員の資質向上を進めます。また、いじめ対策や不登校児童生徒対策を通じた子どもたちへの支援の充実、地域学習や体験学習、職能教育など地域愛を育む教育を実践します。

(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
学校耐震化率	68%	86%	年度末の実績
児童生徒による学校評価理解度(全校平均)	—	75%	児童生徒への学校評価アンケート
不登校児童生徒数	51人	↘	学校基本調査
「明日の新城を考える新城会議」開催回数	0回	2回	会議開催回数(年2回)
地産地消率	20%	30%	年度末実績

(2) 課題

- ・児童・生徒数の減少。
- ・アクティブ事業については、学校により参加者数に片寄りがある。
- ・LD等軽度発達障害の特別支援を要する児童、生徒の対応。
- ・適応指導教室指導員の増員、研修、待遇面での見直しが必要である。
- ・学校と保健所、児童相談所、市民病院等との連携が必要である。
- ・いじめ問題に対する住民協働型会議の開催が必要となる。
- ・学校給食への地場産物の通年安定供給が困難であり、種類も限定される。

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
学校設備施設の整備	学校の耐震補強、改築工事及び設備の改修、更新	耐震化実施済校	18校	2校	2校	2校	① 行政主体

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
学校教育カリキュラムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブ事業(英語コンベンション、数楽チャレンジ、聞いてください私の話) ・教職員の研修の充実 	アクティブ事業参加校数	14校	16校	17校	18校	① 行政主体
		教育論文応募者数	60人	60人	65人	70人	
「あすなろ教室(不登校対策)」の機能充実	不登校児童生徒への学習支援や社会性を養う場所の提供	学校復帰率(あすなろ教室からの復帰率)	13%	↗	↗	↗	③ 双方対等
		不登校児童生徒の「あすなろ教室」通室率	31%	↗	↗	↗	
いじめ問題の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者機関「いじめ問題サポート委員会」設置 ・いじめホットライン開設 	いじめ件数	31件(18年度)	↘	↘	↘	② 行政主導
学校給食の地産地消の推進	地場産物の学校給食への導入を促進する	地産地消率	15%	20%	20%	30%	② 行政主導

2-4-2-2：地域ぐるみで青少年の健全育成を進めます

施策の基本方針

めまぐるしく変化する社会環境の中で、青少年が将来への夢や希望を語り合い、ともに影響しあいながら成長できる地域社会の形成をめざします。そのため地域では、祭りや地区行事等における青少年の活躍の場の創出に努めるなど、地域ぐるみで規範性や社会性を培い、「郷土を愛する心、人を愛する心」に満ちた人間形成を支援します。

(1)目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「青少年の健全育成」の満足度	57.5%	60.0%	市民アンケート調査

(2)課題

- ・地区により、青少年の生活形態が異なっている。
- ・時代と共に青少年団体と地域との関り方も変化している。
- ・新成人にとって魅力ある式典内容の検討が必要

(3)主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
青少年の健全育成の推進	・新城子どもセンター事業(講座開催) ・子どもセンター情報誌発行 ・成人式の開催	講座参加者数	105人	110人	120人	130人	③ 双方対等
		成人式参加者	617人	↗	↗	630人	
		参加者アンケート(ニーズの把握)	—	実施	実施	実施	
青少年交流施設の運営	・青年の家の運営(新城、作手) ・施設の改修・廃止の検討	新城青年の家利用者数	33,812人	34,000人	34,500人	35,000人	② 行政主導
		作手青年の家利用者数	902人	1,000人	1,200人	1,300人	
子ども自然講座の開催【再掲】	子どもを対象とした自然講座	参加者満足度	—	100%	100%	100%	③ 双方対等
		実施数	—	4件	4件	4件	
食育の推進【再掲】	・食育推進計画の策定 ・出前授業 ・ガイド誌の配布	検討会の開催	—	2回	—	—	② 行政主導
		出前授業の実施	—	—	2校	2校	

2-4-3：いつでも学べる場が用意され、文化・スポーツ活動が盛んに行われている

2-4-3-1：市民文化活動を応援します

施策の基本方針

文化協会加盟団体への支援や各種大会、発表会の開催支援など、郷土芸能や文化活動に対する市民参加と市民理解の促進に努めることで、郷土の文化・芸能の伝承を進めます。また、文化施設の改修・整備に努め、利用率の向上を図ります。

(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
文化協会登録団体の会員数	1,650人	1,700人	協会登録人数
文化イベント観客動員数	2,928人	3,500人	チケット販売

(2) 課題

- ・文化イベント開催には魅力ある企画と独自性が求められる。
- ・集客のための情報PR活動の拡大が必要である。
- ・地域文化広場は、診断結果により補修を必要とされたが数億円規模の改修費用が必要となる。

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
文化団体の育成支援	・文化協会活動事務費 ・各種団体活動支援	文化協会登録団体	32	32	32	32	④ 市民主導
		文化協会会員数	1,650人	1,650人	1,700人	1,700人	
文化イベントの開催	文化イベント実施計画の策定	観客のアンケート(満足度)	—	70%	↗	↗	② 行政主導
		観客動員数	2,928人	3,000人	3,200人	3,500人	
地域文化広場の改修	図書館部分と文化ホール部分の屋根、外壁、照明、音響施設等の改修	図書館	—	改修工事	—	—	① 行政主体
		文化ホール	—	—	改修工事	改修工事	

2-4-3-2：市民スポーツ活動を応援します

施策の基本方針

マラソン大会など市民ニーズに基づくスポーツイベント・大会の開催や、体育協会及びスポーツ少年団加盟団体への支援、体育施設の整備を進め、市民の健康・体力向上と交流、青少年の健全育成を図ります。また、市内の自然を活かしたアウトドアスポーツのイベントを開催することで、経済効果や雇用の拡大、地域の活性化を進めます。

(1)目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
スポーツ団体の会員数	4,000人	4,300人	会員数実績
春・夏市民体育大会参加者数	4,800人	4,900人	参加者実績
マラソン大会参加者人数	1,800人	2,000人	参加者実績

(2)課題

- ・スポーツイベントは、多くのニーズに対応した種目が望ましいが、対応するスタッフ、会場の確保が難しい。
- ・アウトドアスポーツを地域にいかに根付かせるか。また、地域の住民理解と関係団体の協力体制作りが重要。
- ・市民が参加しやすい、応援しやすいマラソン大会にする必要がある。
- ・老朽化の進む体育館の改修・建設について、中長期的な計画検討が必要。
- ・夜間照明施設は利用頻度及び設置状況を考慮して、施設の維持修繕の優先度及び施設の見直し検討が必要。

(3)主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
スポーツ団体の育成・支援	体育協会・スポーツ少年団に対する活動補助	登録団体会員数	3,200人	3,200人	3,300人	3,400人	④ 市民主導
		スポーツ少年団会員数	890人	890人	900人	900人	

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
スポーツ大会・イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> 春・夏市民体育大会の開催 スポレク祭の開催 	春・夏市民体育大会参加者数	4,700人	4,800人	4,900人	4,900人	③ 双方対等
		スポレク祭等参加者数	1,500人	1,500人	1,500人	1,600人	
DOS(ドゥ・アウト・ア・スポーツ)による地域再生	<ul style="list-style-type: none"> 新城リー(自動車) ツール・ド・新城(自転車) 三河高原トレイルランニングレース 新城トレイルランレース(山岳マラソン) 新城ハログライダーCUP オリエンテーリング全日本学生選手権大会 オリエンテーリングアジア選手権大会 	観客動員数	15,000人	15,000人	14,000人	15,000人	③ 双方対等
		イベントへの参加者	4,000人	4,000人	3,500人	5,000人	
新城マラソン大会の開催	マラソン大会の開催	参加者人数	1,800人	1,900人	1,900人	2,000人	③ 双方対等
総合体育館の整備	<ul style="list-style-type: none"> メインアリーナ サブアリーナ 武道場 トレーニングジム 観客席 	プロジェクトチーム設立	検討	検討	検討	プロジェクトチーム設立	③ 双方対等
夜間照明施設の管理	<ul style="list-style-type: none"> 市内施設の点検 千郷小、新城小施設の大規模改修 	管理運営上の危険度解消	30%	50%	80%	90%	② 行政主導
		利用頻度(シーズン)	週3～5回	週3～5回	週3～5回	週3～5回	

2-4-3-3：生涯学習活動を応援します

施策の基本方針

市民の自己実現や自発的な学習・スポーツ活動を支援するため、活動の場の提供・整備や情報の収集・発信に努めるとともに、活動を支える指導者やリーダーの養成、人材登録を進めます。また、PTAや子ども会、公民館、コミュニティなどの社会教育団体が行う地域に根ざした生涯学習活動を支援するための活動助成を進めます。

(1)目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「生涯学習の推進」の満足度	65.4%	68.0%	市民アンケート調査
参加者数	392人	570人	土曜子ども教室及び自然観察会参加者実績

(2)課題

- ・社会教育団体の自立に向けた育成支援が必要である。
- ・子育て支援ネットワークづくりが必要である。
- ・市全域的な地域の特性を生かした公民館活動が必要である。

(3)主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
公民館活動の推進	公民館活動の育成支援	盆踊りイベント参加者(鳳来公民館)	2,800人	→	→	→	⑤ 市民主体
		公民館まつり参加者(新城公民館)	1,770人	↗	↗	↗	
家庭教育・生涯学習の推進	・土曜子ども教室の開催 ・自然観察会等の開催	子ども教室参加者数	285人	300人	360人	390人	② 行政主導
		観察会参加者数	107人	110人	150人	180人	

3-1：健康に暮らせる「山の湊」を創る

3-1-1：地域の医療体制が整っている

地域の医療体制の不安は市民生活に直接影響を及ぼすのみならず、定住対策や少子・高齢化社会対策、さらには企業誘致など様々な行政分野にも影響してきます。このため、市民病院の体制整備はもとより、休日・夜間救急医療や地域医療機関との連携を強化することにより、「365日、24時間の安心医療」の構築を進めます。

重点 3-1-1-1：病院・診療所の体制を整えます

施策の基本方針

市民が地域で安心して暮らせるための医療を提供するため、意欲ある医師の確保や高度医療機器の導入を行うとともに、休日・夜間における初期医療を運営・支援し、医療体制を整えます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「地域医療等の充実」の満足度	15.3%	30.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・全国的に深刻化している医師不足の現状
- ・夜間診療時間の拡充

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
診療・救急 医療体制の整備	・医師の募集 ・医療機器の購入 ほか	医師数	23人	↗	↗	↗	① 行政主体
休日・夜間 救急医療の運営	・休日診療所運営 ・在宅当番医補助 ・夜間診療所運営	年間診療 時間数	2,132時間	↗	↗	↗	① 行政主体

重点 3-1-1-2：地域医療の連携を進めます

施策の基本方針

地域医療連携システム等の導入、市内開業医や地域の保健・医療・福祉関係施設との情報交換を行うなど、地域の医療機関の連携を強化することで、地域医療サービスの向上を図ります。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「地域医療等の充実」の満足度	15.3%	30.0%	市民アンケート調査
紹介率	34.1%	40.0%	

(2) 課題

- ・関係者、関係機関の理解が得られるよう、十分な協議が必要

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
地域医療の連携	・地域医療連携システム導入 ほか	事業の進捗	—	—	連携システム稼動	→	② 行政主導
地域医療情報の交換	・市内開業医、地域の保健・医療・福祉関係施設との情報交換会の開催 ほか	事業の進捗	—	計画通り実施	計画通り実施	計画通り実施	② 行政主導

3-1-2：みんなが健康づくりに努めている

心身共に実りある生活を送るためには、健康であることが重要です。平均寿命も延び高齢化社会に突入した中では、病気の予防は介護の軽減や医療費の抑制にもつながります。そのため、市民の健康づくりや予防医療を積極的に支援するため、検診や相談活動、情報提供の充実を図ります。

3-1-2-1：予防医療を進めます

施策の基本方針

病気の治療は重要ですが、病気を未然に予防することはさらに重要であり、各種検診の実施や疾患・療養者への身近な場所での訓練・訪問指導などにより、市民が予防医療に取り組めるようにします。また、広報「ほのか」、病院だよりなどで病気や予防対策についての情報提供を行います。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「健康づくり支援の充実」の満足度	65.2%	↗	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・各個人が自分の健康は自分で管理する自覚を持つようにすること

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
健康診査の実施	・各種検診の実施	受診者数	11,872人 (18年度)	↗	↗	↗	① 行政主体
機能訓練、訪問指導の実施	・疾患、療養者に身近な場所での機能訓練や訪問指導の実施	機能訓練実施数	25回 (18年度)	↗	↗	↗	① 行政主体
		訪問指導数	494回 (18年度)	↗	↗	↗	
医療・診療の広報	・各種媒体による情報提供 ・本庁、総合支所に市民病院コーナーを設置	病院だより発行回数	12回	12回	12回	12回	① 行政主体

3-1-2-2：健康づくりを応援します

施策の基本方針

市民の健康づくりを推進するため、地域の公民館等に出向いての健康講座の開催、老人クラブや地域の運動会等の行事に参加しての応急処置や健康相談の実施、自己の健康管理のための健康手帳の配布、依頼に応じての健康教育や糖尿病などの個別健康教育健康相談の実施などに取り組みます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「健康づくり支援の充実」の満足度	65.2%	↗	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・健康づくりに各自が自主的に取り組むことが重要

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
出前健康講座の開催	・地域の公民館等に出向いての健康講座の開催	開催数	15回	↗	↗	↗	② 行政主導
「まちの保健室」の開催	・老人クラブや地域の運動会等の行事に参加しての応急処置や健康相談の実施	開催数	6回	↗	↗	↗	② 行政主導
健康手帳の交付	・自己の健康管理のための健康手帳の配布	配布件数	1,356人(18年度)	→	→	→	① 行政主体
健康教育の実施	・依頼に応じての健康教育、糖尿病の個別健康教育などの実施	実施回数 集団/個別	106回(18年度)	→	→	→	① 行政主体
健康相談の実施	・市民の健康に関する相談の実施	実施回数 重点/総合	180回(18年度)	↗	↗	↗	① 行政主体

3-2：みんなで支え合う「山の湊」を創る

3-2-1：地域で子育てを応援する意識が広がっている

近年の少子化、核家族化の進行などは、子育てへの不安や負担感につながっていると考えられます。このような状況においては、子育てを単に親の義務としてとらえるのではなく「地域社会の義務」と考え、子どもや子育て家庭を地域社会やボランティア、行政など地域全体で応援する環境づくりに取り組みます。

重点 3-2-1-1：子どもを生む環境を整えます

施策の基本方針

子どもを生む環境を向上させるためには、出産のリスクや不安、経済的負担を軽減・解消することが必要です。このため、妊婦健康診査の助成回数の増加や受診率の向上、乳児家庭の全戸訪問による助言や支援などに取り組むとともに、不妊に悩む夫婦に対しては不妊治療に要する費用の助成を行います。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
出生数	323人(18年度)	323人	年度出生数

(2) 課題

- ・妊婦健康診査に関して国や県が望ましいとしている助成回数に引き上げるための財源の確保
- ・乳児家庭への訪問に係る人材不足への対応

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
妊婦健康診査への助成	・妊婦健康診査への助成 ・母子手帳交付	助成延回数	945回 (18年度)	↗	↗	↗	① 行政主体
		対象妊婦の満足度 (アンケート実施)	—	実施	↗	↗	
乳児家庭への訪問	・乳児家庭への訪問による助言や支援 ・乳児のガイドブック配布 ほか	家庭訪問実施率	46% (18年度)	70%	100%	100%	① 行政主体
不妊治療への助成	・不妊治療費用の助成	助成延件数	5人 (18年度検査)	↗	↗	↗	① 行政主体
診療・救急医療体制の整備【再掲】	・医師の募集 ・医療機器の購入 ほか	医師数	23人	↗	↗	↗	① 行政主体

重点 3-2-1-2:子どもを育てる環境を整えます

施策の基本方針

地域をあげた子育て支援の仕組みづくりや、安心して子どもを育てることができる環境づくりを進めるため、子どもの医療費の本人負担分への助成対象の年齢枠の拡大や次世代育成支援地域行動計画の見直しなどに取り組みます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「子育てを応援するためのサービス」の満足度	64.5%	67.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・子ども医療費の助成は、財政状況や県・他市の動向を踏まえて助成対象を見直す必要がある。
- ・子育てサークルなどのボランティアや自主グループの掘り起こしと支援が必要である。

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
子ども医療費の助成	・子どもの医療費(通院:小学校3年生まで、入院:中学校卒業まで)の本人負担分を支給	受給者数	2,751人	↗	助成対象見直し	助成対象検討	① 行政主体
次世代育成支援体制の整備	・次世代育成支援地域行動計画策定 ・子育て支援センター整備 ・子育て支援ガイドブック作成	事業の進捗	—	アンケート調査によるニーズの把握	計画策定	支援センター整備着手 ガイドブック配布	② 行政主導
食育の推進【再掲】	・食育推進計画の策定 ・出前授業 ・ガイド誌の配布	出前授業の実施	—	—	2校	2校	② 行政主導
		ガイド誌の配布	—	—	配布	配布	

重点 3-2-1-3：保育ニーズに対応する保育サービスを進めます

施策の基本方針

保育時間の延長や乳児受け入れ園の増加、子どもたちが健やかに育つ保育サービス提供体制の整備や小学生低学年の自主学習・遊びを中心とした児童クラブの運営など、保育ニーズに応えた保育サービスの推進に取り組みます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「子育てを応援するためのサービス」の満足度	64.5%	67.0%	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・保育所の入園者数の見込みの把握や、それに対応した臨時保育士の中途採用が困難。
- ・保育施設の統廃合については、地域住民の理解が必要。
- ・急速に増加した学童保育の需要に応える体制づくりが急務。

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
延長保育、一時保育等の実施	・延長保育実施 ・乳児保育実施 ・一時保育実施	延長保育利用者数	354人	380人	400人	400人	① 行政主体
		乳児保育利用者数	13人	20人	25人	30人	
保育所の適正配置の推進	・保育所の統廃合 ・統廃合に伴う施設の改修及び建設	事業の進捗	—	計画通り実施	計画通り実施	計画通り実施	② 行政主導
学童保育の運営	・学童保育クラブの開設、運営	利用者数	175人	200人	200人	220人	① 行政主体

3-2-2：だれもが生きがいを持って社会に参加している

少子・高齢化社会において高齢者や障害者が安心して暮らすためには、それぞれの身体的・社会的条件に応じ積極的に社会参加できる環境が求められます。このため、市民一人ひとりが地域社会を構成する重要な一員として、共に生きがいを持って力を発揮できる地域社会づくりを進めます。

重点 3-2-2-1：地域内福祉・相互扶助活動を進めます

施策の基本方針

社会福祉法により規定された総合的な計画の策定・推進、市民の通院など日常生活の足となる移動手段の確保などを通じて、地域における福祉・相互扶助活動を進めます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「高齢者の自立支援や福祉対策」の満足度	62.5%	↗	市民アンケート調査
「障害者の自立支援や福祉対策」の満足度	55.4%	↗	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・福祉の法制度の変革期にあるため、安定した長期計画を立てにくい。
- ・福祉のみならず保健・医療各分野との連携が必要。

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
地域福祉計画の策定・推進	・地域福祉計画の策定と推進	計画策定	—	—	策定	推進	② 行政主導
NPO等による自家用車有償運送の実施	・有償運送運営協議会の開催 ・NPO等の適正な運営管理	年間延利用者数	818人 (18年度)	1,000人	1,200人	1,300人	④ 市民主導
公共バスの運行【再掲】	・路線の見直し ・地区バス運行検討会設置、開催 ・乗降調査の実施 ほか	利用者数	180千人	↗	↗	↗	② 行政主導

3-2-2-2：高齢者の生きがい対策を進めます

施策の基本方針

介護保険事業運営の基本となる計画の策定、老人保健施設やグループホームの整備、各種介護予防事業などの実施を通じて、高齢者の自立や社会参加を進めます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「高齢者の自立支援や福祉対策」の満足度	62.5%	↗	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・老人保健法の廃止に伴う新規健診方法の確立

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
高齢者保健福祉計画の策定・推進	・介護保険事業運営の基本となる計画の策定、推進	事業の進捗	—	計画策定	計画推進	計画推進	② 行政主導
介護施設の整備	・老人保健施設の整備 ・グループホームの整備	グループホーム利用者数	54人(H18)	→	↗	→	④ 市民主導
		老人保健施設利用者数	158人(H18)	→	→	↗	
介護予防健診の実施	・65歳以上の高齢者に対する個別健診の実施 ・特定高齢者を把握するための健診の実施	受診率	—	43%	44%	45%	① 行政主体
介護の予防・包括的支援の実施	・介護予防教室等の実施 ・地域包括支援センター等における各種相談等の実施	特定高齢者への予防プラン数	18(H18)	↗	↗	↗	① 行政主体

3-2-2-3：障害者の自立を支援します

施策の基本方針

障害者自立支援法に基づく障害者の自立・地域生活移行支援に関する具体的な数値目標を掲げた計画の策定、何らかの障害を抱えた人やその家族等に専門的な相談の継続的な実施などにより、地域全体での支援体制を整えます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「障害者の自立支援や福祉対策」の満足度	55.4%	↗	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・法制度の変革期にあるため、安定した長期計画を立てにくい
- ・地域の民間事業者が未成熟
- ・相談の専門家が不足

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
障害福祉計画の策定・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画年度の進捗状況管理 ・各期計画策定 	グループホーム・ケアホーム利用者数	10人	14人	23人	26人	② 行政主導
		生活介護利用者数	4人	15人	39人	41人	
		就労継続支援利用者数	1人	22人	43人	46人	
障害者相談支援の実施	・相談支援の実施	相談利用者数	24人	30人	36人	40人	③ 双方対等

3-3:安全に暮らせる「山の湊」を創る

3-3-1:災害に強いまちづくりができています

災害発生時における市民の自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政の対応だけでは時間的にも量的にも限界があります。特に、広大な面積を有する本市においては消防事象も多岐にわたり、災害に対して常備消防、消防団の適切な対処が欠かせません。そのため、市民、地域社会、行政など様々な主体が連携し、防災・消防を自分たちの地域問題として取り組むことで、災害に強いまちづくりを進めます。

重点 3-3-1-1:地震・防災対策を進めます

施策の基本方針

「東海地震に係る地震防災対策強化地域」の指定等を踏まえ、地域社会が効果的かつ効率的な被害軽減策を講じていくため、応急対策に必要な資機材の整備や無線による情報伝達手段の確保、河川・急傾斜地の整備を行い、地震、風水害、火災等に備えます。



(1)目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「大地震対策への取組み」の満足度	47.3%	↗	市民アンケート調査

(2)課題

- ・防災資機材等の備蓄に関しては行政のみでは限界があり、個人、地域、企業等との連携による備蓄調達体制の推進が必要
- ・急傾斜地対策には多額の事業費を必要とし、受益者負担金も発生

(3)主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
防災資機材等の整備	・簡易トイレ等災害用備蓄品整備 ・保存食備蓄 ・保存飲料水備蓄	保存食備蓄総数	26,000食	22,600食	24,600食	26,000食	② 行政主導
		飲料水備蓄総数	15,500本	20,500本	24,000本	26,100本	
防災行政無線設備の整備	・デジタル同報系無線整備 ・デジタル移動系無線整備	戸別受信機設置	—	全戸設置	全戸設置	全戸設置	① 行政主体
河川の改修	・五反田川改修 ・庚申川改修 ・又瀬川改修	改修区間の災害	—	災害発生なし	災害発生なし	災害発生なし	② 行政主導
急傾斜地・地すべりの対策	・乗本工区の調整 ・長篠工区の調整 ・四谷工区の調整	県及び地元との調整	—	調整実施	調整実施	調整実施	② 行政主導
木造住宅耐震化の推進 【再掲】	・耐震診断実施 ・耐震改修補助 ・耐震補強計画補助	耐震診断件数	80戸	80戸	80戸	80戸	① 行政主体
		耐震改修補助件数	—	10件	10件	10件	

重点 3-3-1-2:災害対応能力を強化します

施策の基本方針

市民の一人ひとりが防災意識を持てるよう地域における防災活動を推進するとともに、学習の場の提供や防災訓練を通じ、市全体の災害対応能力を強化します。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「大地震対策への取組み」の満足度	47.3%	↗	市民アンケート調査
「地域の防災組織の充実」の満足度	62.7%	↗	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・地域防災活動の推進のためには、地域の連携・連帯を高める取り組みが必要である。

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
防災学習の推進	・防災学習ホール(仮称)の運用管理	入館者数	—	(基準)	↗	↗	② 行政主導
自主防災組織の強化・育成	・自主防災組織に防災資機材を配備	防災資機材配備組織数	—	9	15	16	② 行政主導
災害危機管理体制の強化	・災害危機管理演習の実施 ・地域防災計画の見直し ほか	事業の進捗	—	計画通り実施	計画通り実施	計画通り実施	① 行政主体

重点 3-3-1-3：消防体制を強化します

施策の基本方針

複雑多様化する災害や事故に適切に対応するため、消防・救助・救急・通信業務の高度化を始めとした常備消防体制の充実強化を図るとともに、地域における消防活動の中核としての役割を果たす消防団活動を支援し、地域住民の安全安心を確保します。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「消防・救急体制の充実」の満足度	57.4%	↗	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・近年の特殊災害や事故においては高度な資機材や専門知識が必要であり、現有の常備消防力だけでは対応が難しくつつある。
- ・初期消火活動を担う消防団の役割は重要であるが、地域住民の構成の変化から団員を確保することが困難になっているところが多い。

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
消防本部・消防署の組織整備	・職員派遣 ・救急救命士の養成 ・派遣研修の実施ほか	救急救命士養成計画実施率	100%	100%	100%	100%	① 行政主体
		その他研修計画実施率	100%	100%	100%	100%	
消防指令業務の共同運用	・119番の受信等を豊橋市及び豊川市と共同で運用	現場到着所要時間	(基準)	基準より約1分短縮	基準より約1分短縮	基準より約1分短縮	① 行政主体
消防活動用施設・設備の整備	・車両の更新 ・消防水利の整備 ・資機材等の整備	施設・設備の整備	—	計画通り実施	計画通り実施	計画通り実施	① 行政主体
消防団活動体制の強化	・機能別消防団員制度の導入、運用	消防団実員数	975人	980人	980人	980人	③ 双方対等
消防団施設・設備の充実	・詰所、器具庫の集約 ・車両等の集約	詰所、車両等の集約	—	計画通り実施	計画通り実施	計画通り実施	② 行政主導

3-3-2：地域ぐるみの安全対策が進んでいる

市民が安心して快適に暮らすことのできる地域社会を実現するためには、生活の安全を自ら守ろうとする自主的な活動と、行政、警察を始めとした関係機関・団体等の連携と支援が必要です。地域ぐるみの安全対策に積極的に取り組んでいくことにより、より一層、安全・安心で快適なまちづくりを推進していきます。

3-3-2-1：防犯活動を進めます

施策の基本方針

地域における自主的な防犯活動等への支援、「しんしろ安全・安心で快適なまちづくり行動計画」の推進などを通じ、市民等と協働による安全・安心で快適なまちづくりに取り組みます。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「防犯対策への取組み」の満足度	58.2%	↗	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・自主防犯団体の活動には、「人」と「時間」と「意識」の醸成が必要

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
自主防犯団体の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防犯団体の設置依頼、設置団体へのパトロール用品の貸与 ・講習会の開催 	自主防犯組織設置率	45.6%	47.3%	53.3%	59.2%	④ 市民主導
		自主防犯団体設置行政区数	77	↗	↗	100	
「しんしろ安全・安心で快適なまちづくり行動計画」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業所等への周知、啓発 ・まちづくり推進協議会の運営 ・計画の推進 	計画の推進	計画策定	広報紙等による周知、啓発	必要に応じて計画の見直し	必要に応じて計画の見直し	③ 双方対等

3-3-2-2：交通安全対策を進めます

施策の基本方針

地域における自主的な交通安全活動の支援や啓発などを通じ、市民等と協働による安全・安心で快適なまちづくりに取り組みます。



(1)目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「交通安全対策の推進」の満足度	49.1%	↗	市民アンケート調査

(2)課題

- ・地域安全灯の整備については予算の範囲内で対応するため、地域からの要望すべてに対応できない場合がある。
- ・交通安全団体の活動には、「人」と「時間」と「意識」の醸成が必要。

(3)主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
地域安全灯整備への補助	・行政区による地域安全灯整備への補助	地域安全灯整備数(累計)	91	171	251	331	④ 市民主導
交通安全の啓発	・交通安全教室等の開催 ・交通安全運動の実施	交通安全教室等開催回数	25	25	25	28	④ 市民主導
		交通安全運動の実施回数	4	4	4	4	

3-3-2-3：消費者支援活動を進めます

施策の基本方針

消費者トラブルの解決に向けての助言、消費生活情報の提供による主体性のある消費者意識の醸成などを通じ、消費者が安全で安心できる消費生活を送れるように支援します。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
相談・問い合わせの解決率	—	100%	消費者相談や日々の問い合わせを集計

※「解決」には適切な他機関紹介も含む。

(2) 課題

- ・専門知識のある消費生活相談員の確保
- ・複雑化、多様化、広域化、悪質化するトラブルへの迅速な対応
- ・地域住民等が主体的にトラブルを防止する活動に取り組んでいけるような支援

(3) 主な事業と成果指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
消費者相談の実施	・消費生活相談の実施 ・消費生活相談専門窓口紹介 ほか	年間相談開催日数	12	12	12	24	② 行政主導
消費生活情報の提供	・消費生活情報の提供 ・消費生活講座の実施 ほか	消費生活講座の参加者数	—	20	30	30	② 行政主導

4-1：環境首都「山の湊」を創る

4-1-1：環境への理解が浸透している

本市最大の特徴である自然環境を、ここに住む私たち市民共有の財産として将来に引き継ぐためには、身近な自然環境を理解し、その豊かさを認識することが大切です。そこで観察会や講座の開催、調査・紹介活動を進め、市の魅力の発見と地球規模の環境問題への理解へとつなげます。

4-1-1-1：地域の環境を学びます

施策の基本方針

子どもから高齢者まで、多くの市民が地域の豊かな自然環境を学ぶことのできるよう、野外学習会や観察会、自然講座等の定期開催と充実を進めます。

(1)目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
参加者満足度調査	—	100%	参加者に対しアンケート実施
事業達成度	—	100%	計画数に対する参加者数の割合

(2)課題

- ・指導者、現地案内人の育成が重要である。
- ・市民の積極的な参加と理解者の拡大を進める必要がある。
- ・子どもの興味を引き出す講座内容を工夫する必要がある。
- ・子どもの受講環境を整備する必要がある。

(3)主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)					市民協働指数
		指標	現在	20年度	21年度	22年度	
野外学習会の開催	動物、植物、地学に関する現地学習会	参加者満足度	—	100%	100%	100%	③ 双方対等
		実施数	8回	9回	9回	9回	
子ども自然講座の開催	子どもを対象とした自然講座	参加者満足度	—	100%	100%	100%	③ 双方対等
		実施数	4回	4回	4回	4回	
屋根のない博物館ガイドツアーの開催	自然や景観等を総合的に巡る、ふるさとの自然探訪	参加者満足度	—	100%	100%	100%	③ 双方対等
		実施数	0回	2回	2回	2回	

4-1-1-2：地域の環境を調査し紹介します

施策の基本方針

自然環境の基礎調査を通じ、市内に生息する動植物のデータベースの作成や分布状況の把握、紹介を進め、希少種の保護と市民理解・学習の促進、市の魅力の発信につなげます。

(1)目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
調査結果の報告	5件	中間結果の報告	自然科学博物館館報に掲載

(2)課題

- ・専門家と市民、ボランティア等の協力、連携体制を構築し、精度の高いデータ収集が必要である。
- ・過去の基礎資料、情報は不十分であり、今後は愛知県および環境庁のレッドデータブックを参考にしつつ検討する必要がある。

(3)主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
自然環境基礎調査の実施	博物館を拠点として、市内全域の地学、動植物等についてのデータ収集	調査地域	新城地区	市内全域の既存資料の収集	新城地区	新城・作手地区	③ 双方対等
		調査報告	館報に掲載(5件)	館報に掲載	館報に掲載	館報に掲載	
新城版レッドデータブックの作成	基礎調査を基にレッドデータブックを作成	基礎調査報告後作成(平成26年度)	—	—	—	—	③ 双方対等
新城市史「自然編」の刊行	新市施行10周年を記念し、基礎調査の結果を市史として刊行する	レッドデータブック作成後作成(平成27年度)	—	—	—	—	③ 双方対等

4-1-2：良好な自然環境が保全されている

本市最大の特徴である自然環境は、私たちの居住空間そのものであり、これを市民共有の財産として、良好な状態で将来に引き継いでいかなくてはなりません。

そのためには、森林、農地、水との関わり方、活かし方を学び、「生産・生命」と密接に結びついた豊かな生活空間の創出に努めます。

4-1-2-1：農村環境を保全します

施策の基本方針

農地の多面的機能の発揮と、農村特有の豊かな自然環境や美しい景観、文化や営みに触れることのできる空間づくりに向け、地域住民による景観保全活動や都市住民との交流などの取り組みを進めます。

(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「住民参加への取り組み」の満足度	54.4%	55.0%	市民アンケート調査
都市部、地域住民の農地、農村環境に対する関心度	—	↗	行事等の参加人数により確認

(2) 課題

- ・経済効率の面や担い手の減少から農地の荒廃化が進み、農地の多面的機能の発揮に支障を来す事態が懸念される。

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
棚田の保全	・千枚田周辺環境整備 ・子ども農学校等 ・里山ウォーキング ・ボランティアの参加と交流	イベント参加者数	200人	200人	200人	200人	④ 市民主導
		見学者数	10,000人	10,000人	10,500人	11,000人	
県営水環境整備事業(重川池) 【一部再掲】	生態系保全、親水、景観保全に配慮したため池整備	整備後自然観察会の実施(H23以降)	—	—	—	—	② 行政主導
ため池の保全 【一部再掲】	・ため池の調査 ・ため池保全計画の策定 ・ため池保全連絡協議会開催	潰廃件数	0件	0件	0件	0件	② 行政主導
農地・水・環境保全向上対策 【再掲】	協定を締結した地域が、水路、農道など管理や生活環境保全の活動を共同で行う	環境向上活動参加者	—	3,800人	3,800人	3,900人	② 行政主導
		生物の生息状況調査	16地区	16地区	16地区	16地区	

4-1-2-2：森林環境を保全します

施策の基本方針

木材供給や水源涵養、国土保全、動植物の生息の場、保健休養、二酸化炭素吸収と酸素供給、地球温暖化防止などの多面的機能を有する森林を保全し活用するため、森林の適正管理と市民による森づくり等を進めるとともに、広域機能を維持増進させるための新たな仕組みづくりを研究します。

(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
林業事業体の確立	0	確立	設置件数
市民参加の森づくり参加者数	累計3,000人	累計15,000人	参加者数の把握

(2) 課題

- ・将来、民間活力を最大限引き出すため、この地域にあった森林総合産業の事業提案を早急に出す必要がある。
- ・市内全域での広大な計画区域となるため、計画的で効率的かつ効果的な事業を行う必要がある。

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
市民参加の森づくりの推進	森林を対象とした体験学習を開催する	参加者数	累計(見込)1,000人	累計5,000人	累計10,000人	累計15,000人	② 行政主導
		参加者の満足度・理解度	—	100%	100%	100%	
水源林の整備【再掲】	・徐間伐の実施 ・作業路の新設(第6期水源林対策事業基本計画に基づく事業)	徐間伐等実施面積	見込213.62ha	235ha	235ha	233ha	① 行政主体
		作業路新設延長	見込1,490m	1,250m	1,250m	1,232m	
森林資源の調査・研究【再掲】	・森林資源利活用の調査・研究 ・林業事業体の確保・育成	林業事業体の確保	0件	0件	0件	1件	② 行政主導
		林業事業体の育成	—	—	—	—	

4-1-2-3：水辺の環境を保全します

施策の基本方針

県下でも基調な資源とされる中間湿原群の保全を図るとともに、流下能力の劣る河川を環境保全・観察のフィールドとして整備します。また、市内河川の水質調査や水生生物調査等を通じ、身近な水辺環境の保全への理解を深めます。

(1)目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
環境保全協力員	—	10人	構成員の把握
多自然型川づくりの実施	多自然型川づくりの施行	多自然型川づくりの施行	植生、魚類、昆虫などの生息確認

(2)課題

- ・中間湿原群は広く点在するため、保全には行政、市民、団体の連携が必要である。
- ・多自然型河川は事業費が高額となる。

(3)主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
河川水質の管理	市内32地点での水質調査	調査の項目数(延べ)	640項目	640項目	640項目	640項目	② 行政主導
湿原環境の整備・保全【再掲】	・生態系調査 ・草刈などの環境整備 ・環境パトロール ・湿原の勉強会開催	ボランティア員数	1人	2人	6人	10人	② 行政主導
		環境整備	3.4ha	3.4ha	3.6ha	4ha	
多自然型川づくりの推進	五反田川の改修 ・植生ブロック ・亀ブロック ・河床捨石工 ・斜路式落差工	植生、昆虫、鳥類への配慮	—	植生ブロック使用	・植生ブロック ・河床捨石	植生ブロック完了	② 行政主導
		魚類への配慮	—	斜路落差工	亀ブロック	斜路落差工	

4-1-3：地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している

地球温暖化に代表される地球規模の環境問題に対処するためには、市民一人ひとりが「地球人」を自覚し、日常生活や事業活動において環境への負荷を減らす暮らしを心がけることが大切です。環境首都をめざす循環型社会の構築に向け、環境に軸足を置いた市民活動、行政活動を、地域の連携を踏まえながら広域的に展開します。



4-1-3-1：循環型社会への取り組みを進めます

施策の基本方針

環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現に向けて、ごみの減量対策や資源の再利用・再資源化をはじめ、新エネルギーの普及に向けた助成や情報提供、ごみの不法投棄防止や公害の未然防止等への対策を、日常生活の仕組みとして確立する取り組みを、市民と行政が協働しながら展開します。

(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
チーム・マイナス6%しんしろへの登録者数	600人	2,000人	登録者数
学習機会等への参加者数	1,820人	2,500人	参加者数の把握

(2) 課題

- ・市民自治基本条例及び行政評価システムとの関連づけ
- ・総合計画と連動し、実効性を持たせるものとするため、計画・実施・評価を市民・事業所・行政(関係部署の積極的な参加・協力)と協働して行なうことが必要。今後の環境技術や新たな課題に左右されることがあるため、計画の見直し等は的確に判断する。

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
エコオフィスの推進 (環境行動配慮事業)	・地球温暖化対策地域推進計画の助言・指導 ・環境家計簿の推進 ・緑のカーテン ・太陽光発電補助金	累計発電容量	524.7kw	600kw	700kw	850kw	② 行政主導
		環境家計簿取組者数(CO2削減量)	0	25人 (取組項目の前年度比30%減)	50人 (20年度実績により決定)	100人 (21年度実績により決定)	
エコアクションの推進 (環境活動改善事業)	・市民環境講座開催 ・情報提供の仕組みづくり ・環境活動サポート体制の仕組みの確立	講座への出席者数	1回目50人 2回目42人 3回目59人	150人	175人	200人	③ 双方対等
		学習会の実施回数	学校21回 地元4回	25回	27回	30回	

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)				市民協働指数	
		指標	現在	20年度	21年度		22年度
エコガバナンスの推進 (環境連携構築事業)	環境に基軸を置いた持続可能な市民自治社会の確立 ・市民、職員への普及啓発 ・環境基本計画の推進 ・家庭版・学校版EMSの普及	システムの定着	—	コンプライアンスに関するマネジメント、システム設計	コンプライアンスに関するマネジメント、システム運用	コンプライアンスに関するマネジメント、システム定着	② 行政主導
		説明会の開催数	24回	24回	30回	35回	
不法投棄の監視	生活環境委員や関係機関との体制により不法投棄を監視し、不法投棄をさせない環境をつくる	不法投棄通報件数	65件	60件	55件	50件	② 行政主導
		クリーンフェスタ参加者数	3,750人	3,800人	3,900人	3,900人	

4-1-3-2: 廃棄物の適正処理を進めます

施策の基本方針

市民生活から排出される資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみなどの適正な処理、処分場の整備と適正な管理により、良好な市民生活環境を確保します。



(1) 目標

施策達成度指標	現在(平成19年度)	平成22年度	測定方法
「ごみ・し尿処理への取組み」の満足度	58.5%	↗	市民アンケート調査

(2) 課題

- ・ゴミの分別及び減量化の徹底。
- ・埋立処分場は必要不可欠な施設であるが、地域住民の同意が得にくい。また、自然公園区域内に一般廃棄物処理施設の建設ができないため、用地選定場所が限られる。
- ・3つの最終埋立処分場の一体的な運用。

(3) 主な事業と活動指標、協働指数

主な事業	左の内容	成果指標(又は活動指標)					市民協働指数
		指標	現在	20年度	21年度	22年度	
汚泥処理センターの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理 ・指定管理者制への移行 ・新施設の計画策定 	指定管理者制への移行	-	-	-	実施	① 行政主体
		(平成23年度以降に新施設の計画を策定する予定)					
埋立処分場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進地域計画の作成 ・焼却灰の新処分場の建設候補地選定、地元交渉 	事業の進捗	-	-	基本計画	基本設計	② 行政主導
廃棄物の収集運搬・収集処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックヤード、クリーンセンターの管理運営 ・塵芥収集車の購入ほか 	週2回収集拡大人口	-	1,300人	3,013人	鳳来全地区8,728人	③ 双方対等
		減量化のためのPR活動	-	10箇所	20箇所	30箇所	
最終埋立処分場の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥原、七郷一色、作手菅沼処分場の維持管理・設備の更新 ・破砕機の更新ほか 	水質検査	項目毎の基準値	項目毎の基準値	項目毎の基準値	項目毎の基準値	① 行政主体

第5章 基本計画（行政経営編）

1 計画の体系

基本構想の「行政経営の基本方針」で示した市民満足度を基調とした成果重視型の行政経営への転換を進めるため、第3章で示した4つの経営資源ごとの経営ビジョンに沿って、同ビジョンで示した取り組みの方向及び個別目標を施策として体系化し、目標値となる「施策達成度指標」と「計画期間内の主な取り組み（又は事業）」について明らかにします。

①経営ビジョン	
②取り組みの方向	③個別目標(施策)
1. 財政ビジョン	
1-1 財政基盤の充実強化	1-1-1 財源の確保に努めます 1-1-2 負担の適正化・資産の活用を進めます
1-2 歳出構造の改善と財政運営の健全化・効率化	1-2-1 財源配分・予算編成を見直します 1-2-2 歳出の抑制に努めます
2. 行政改革ビジョン	
2-1 市民参加と協働の推進	2-1-1 市民参加の機会を示します 2-1-2 行政手続きを明確にします 2-1-3 地域内分権を進めます
2-2 事務事業の見直しと行政評価制度の導入	2-2-1 事務事業を見直します 2-2-2 行政評価制度を導入します 2-2-3 組織目標を公表します
2-3 組織機構の見直しと定員管理の適正化	2-3-1 組織機構の見直しを進めます 2-3-2 適正な定員管理を進めます
2-4 民間委託の推進と第三セクター、地方公営企業の健全経営	2-4-1 民間委託等を進めます 2-4-2 地方公営企業等の健全運営を進めます
3. 人材育成ビジョン	
3-1 人材の確保と育成	3-1-1 優秀な人材を確保します 3-1-2 人材を育成します
3-2 職員のやる気が活かされる人事制度の構築	3-2-1 目標管理による人事評価を進めます 3-2-2 能力に応じた適性評価を進めます
3-3 人材育成のための環境整備	3-3-1 人材を育てる職場をつくります
4. 情報ビジョン	
4-1 市民との情報共有・情報交換の推進	4-1-1 行政情報の公開ルールを定めます 4-1-2 情報の発信と共有を進めます 4-1-3 市民ニーズを把握します
4-2 情報技術を活用した行政サービスの推進	4-2-1 情報技術によるサービス向上を進めます

1-1：財政基盤の充実強化

1-1-1：財源の確保に努めます

基本方針

「財政健全化推進本部(仮称)」を組織し、地方財政の強化に向けての国・県への働きかけ、市税収入の確保に向けての取り組み、その他財政全般に係る取り組みを強力に推進し、自主財源の安定した確保、さらには市独自の施策に振り向けることのできる財源の確保を図っていきます。

目標

施策達成度指標	現在 (19年度)	平成22年度	測定方法
経常収支比率	91.5% (18年度)	91.0%	財政課調べ
行政経営の健全度 (市民満足度)	—	50.0%	市民アンケート調査(追加)

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
「財政健全化推進本部(仮称)」による取り組み			◎	⇒	⇒	⇒	
市町村への税源移譲の働きかけ (地域格差是正の制度設計を含む)	○	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
市税等の収納率向上対策(口座振替 制度の推進、収納方法の拡充、徴収 体制の強化等)	○	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

1-1-2：負担の適正化・資産の活用を進めます

基本方針

受益者負担の見直し、資産の有効活用、多様な資金調達等に取り組むことで、必要とする財源を公平かつ確実に確保していきます。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
行政経営の健全度 (市民満足度)	—	50.0%	市民アンケート調査(追加)

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
使用料、手数料、減免措置の見直し (受益者負担の見直し)	△	⇒	○ (見直しの制度化)	○ (定期的な見直し)	⇒	⇒	
住宅用地、企業用地の早期 販売・活用	○	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
広告収入の導入、拡大		○	○	⇒	⇒	⇒	
住民参加型ミニ市場公募債 の導入			△	◎ (時期は社会経済情勢を考慮)	⇒	⇒	
起債方法の研究			○	⇒	⇒	⇒	

1-2:歳出構造の改善と財政運営の健全化・効率化

1-2-1:財源配分・予算編成を見直します

基本方針

予算編成手法の改善、予算編成過程における情報開示に取り組み、財源配分を市民とともに考える環境づくりを進めます。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
市財政課ホームページへのアクセス数	(集計中)	↗	年間総数
行政経営の健全度 (市民満足度)	—	50.0%	市民アンケート調査(追加)

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
各部局ごとのマネジメントによる予算編成の導入、拡充	○ (導入)	○ (「インセンティブ予算制度」の導入)	○ (拡充)	⇒	⇒	⇒	
予算要求状況などの公開		○ (導入)	○ (拡充)	⇒	⇒	⇒	

1-2-2:歳出の抑制に努めます

基本方針

プライマリーバランスの黒字、市債発行額の抑制により歳出総額を抑えたうえで、人件費の見直しなど歳出の抑制に取り組みます。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
経常収支比率	91.5% (18年度)	91.0%	財政課調べ
実質公債費比率	15.7% (18年度)	13.3%	財政課調べ
人口一人当たり地方債現在高	462,282円 (18年度)	458,347円	財政課調べ

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
一般競争入札制度の導入・拡充		○ (導入)	○ (拡充)	⇒	⇒	⇒	
電子入札制度の導入・拡充		○ (導入)	○ (拡充)	⇒	⇒	⇒	
人件費(諸手当)の見直し	○	○	○	○	△	⇒	
プライマリーバランスの黒字の維持		◎	⇒	⇒	⇒	⇒	一般会計当初予算ベース
市債発行額を原則として償還元金以内に抑制			◎	⇒	⇒	⇒	一般会計当初予算ベース
特別会計・企業会計への繰出金の見直し			△	○	△	⇒	

2-1:市民参加と協働の推進

2-1-1:市民参加の機会を示します

基本方針

PDCAのマネジメントサイクルの各段階における市民参加や協働を日常の行政活動に定着させるため、事業の立案・予算化にあたっては、市民参加や協働をどの部分で位置づけるのかを市民に対し明らかにします。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
住民参加への取り組み(市民満足度)	54.4%	60.0%	市民アンケート
住民自治の活性化(市民満足度)	53.7%	60.0%	市民アンケート

計画期間内の主な取り組み

:実施 :一部実施 :検討 :継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
施策・事業シート(実施計画シート)の作成と公表		(実施計画)					

シートに市民参加・協働の時期・方法を明記

2-1-2:行政手続きを明確にします

基本方針

公正で透明性の高い行政経営を進めるため、行政手続きの明確化を行います。そこで、審査基準や手続き期間の提示、パブリックコメント制度の積極的活用、監査機能の強化等に取り組みます。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
住民参加への取り組み(市民満足度)	54.4%	60.0%	市民アンケート
窓口サービスの対応(市民満足度)	66.3%	70.0%	市民アンケート

計画期間内の主な取り組み

:実施 :一部実施 :検討 :継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
審査基準・処分基準・標準処理期間等の提示		(各課対応)	(表示統一)				
監査結果の公表(ホームページ)				(HP公表)			

2-1-3:地域内分権を進めます

基本方針

市民自治社会の実現に向け、地域や市民自身が地域の課題を解決できるよう地域内分権を進めます。行政は、職員の「地域担当制度」等を通じ積極的なサポートを行います。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
住民参加への取り組み(市民満足度)	54.4%	60.0%	市民アンケート
住民自治の活性化(市民満足度)	53.7%	60.0%	市民アンケート

計画期間内の主な取り組み

:実施 :一部実施 :検討 :継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
地域自治区の設置に向けた調査・検討及び設置			(庁内検討)	(市民会議)	(計画提示)	(24年度)	

2:行政改革ビジョン

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
市民活動サポートセンターの充実(団体交流会の実施)		(市民団体の企画参加)					
地域計画の策定支援	(鳳来・作手の一部地域)		(庁内検討)				H26年度全地区完了
集落担当制度の実施			(庁内検討)				
行政区の再編に向けた検討(提言書のまとめ)		(庁内検討)	(市民提示)				

2-2: 事務事業の見直しと行政評価制度の導入

2-2-1: 事務事業を見直します

基本方針

すべての事務事業について、行政の責任領域の検討を行うとともに、市民ニーズとの合致性、有効性、能率性、緊急性などの基準による見直しを行います。また、評価と予算編成との連動、補助金・交付金等の支出状況の公表を行います。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
住民参加への取り組み(市民満足度)	54.4%	60.0%	市民アンケート
※経常収支比率	91.5% (18年度)	94.0%	財政課調べ

※経常経費の節減に向けた事務事業の見直しが行われている

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
事務事業の見直し(内部評価:部局配分予算)	○ (18年度)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	毎年度見直し
補助金・交付金の見直し(評価基準設定)	○ (18年度)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	毎年度見直し
予算・事業の公表(ガイセイの話・施策シート)の公表)	○ (18年度)	⇒	○ (施策シート)	⇒	⇒	⇒	

2-2-2: 行政評価制度を導入します

基本方針

成果重視型の行政経営を進めるため、行政評価過程への市民参加を保障し、結果を行政経営に的確に反映します。また、すべての事業の体系化を早期に実施し、評価評価の基準となる成果目標や成果指標の設定と公表を行います。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
住民参加への取り組み(市民満足度)	54.4%	60.0%	市民アンケート
行政経営の健全度(市民満足度)	—	50.0%	市民アンケート(追加)

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
施策・事業シート(実施計画シート)の作成と公表		○ (実施計画)	⇒	⇒	◎	⇒	
行政評価制度の導入	△	⇒	○ (実施計画)	○ (全事務事業体系化)	◎	⇒	

2-2-3: 組織目標を公表します

基本方針

市民及び行政内部における情報を共有し、成果重視型の行政経営を進めるため、部局ごとに運営方針と重点施策からなる組織目標を設定します。また、組織目標を達成するための成果目標と成果指標を合わせて公表します。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
住民参加への取り組み(市民満足度)	54.4%	60.0%	市民アンケート
組織目標の設定と公表割合	—	100.0%	人事課調べ
広報・広聴の充実(市民満足度)	62.8%	65.0%	市民アンケート

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
組織目標の設定と公表			◎	⇒	⇒	⇒	

2-3: 組織機構の見直しと定員管理の適正化

2-3-1: 組織機構の見直しを進めます

基本方針

市民ニーズや市の戦略、社会経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応できる、簡素で効率的な機構と人員配置に努めます。また、グループ制の定着や部局間調整・連絡機能の充実、地域内分権に伴う組織機構の見直し・行政組織内分権を進めます。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
行政経営の健全度 (市民満足度)	—	50.0%	市民アンケート(追加)
※広報・広聴の充実 (市民満足度)	62.8%	65.0%	市民アンケート

※行政経営の健全化に向けた取り組みが広報されている

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
本庁・総合支所機能の集中と分担	○ (17年度)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	毎年度見直し
部課の統廃合等 (収入役の廃止:17年度)	◎ (18年度)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	毎年度見直し
グループ制への移行	◎ (18年度)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
プロジェクトチーム等の活用	○ (17年度)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

2-3-2: 適正な定員管理を進めます

基本方針

本市の職員数は、合併や地理的条件等による特殊要因があるものの類似団体に比べ超過となっており、集中改革プランによる計画的な定員管理に努めています。今後とも、事務の効率化、集約化、市民協働・民間委託の推進、職場協力体制の強化等により、適正な定員管理を進めます。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
行政経営の健全度 (市民満足度)	—	50.0%	市民アンケート(追加)
集中改革プランの達成度 (普通会計職員数)	101.0%	100.0%	人事課調べ
※広報・広聴の充実 (市民満足度)	62.8%	65.0%	市民アンケート

※行政経営の健全化に向けた取り組みが広報されている

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
定員管理計画の策定と公表、実施	◎ (18年度)	⇒	⇒	⇒	◎ (見直し)	⇒	

※職員数の推移・見込み、年齢構成等は、行政改革ビジョンを参照

2-4：民間委託の推進と第三セクター、地方公営企業の健全経営

2-4-1：民間委託等を進めます

基本方針

市民サービスの向上、行政運営の効率化を進めるために民間委託や指定管理者制度による公の施設管理を進めます。また、民間委託等に当たっては、施設の安全管理、選定過程の透明性に十分配慮することとします。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
行政経営の健全度 (市民満足度)	—	50.0%	市民アンケート(追加)
住民参加への取り組み (市民満足度)	54.4%	60.0%	市民アンケート

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
委託業務の拡大と見直し	○ (18年度)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	毎年度見直し
指定管理者制度の推進 (ガイドラインの策定と実施)	◎ (18年度)	◎ (19年度)	⇒	⇒	⇒	⇒	毎年度見直し

2-4-2：地方公営企業等の健全運営を進めます

基本方針

本市の職員数は、合併や地理的条件等による特殊要因があるものの類似団体に比べ超過となっており、集中改革プランによる計画的な定員管理に努めています。今後とも、事務の効率化。集約化、市民協働・民間委託の推進、職場協力体制の強化等により、適正な定員管理を進めます。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
行政経営の健全度 (市民満足度)	—	50.0%	市民アンケート(追加)
※広報・広聴の充実 (市民満足度)	62.8%	65.0%	市民アンケート

※行政経営の健全化に向けた取り組みが広報されている

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
第三セクターの健全運営と決算状況、経営資料の公表	○ (議会報告)	○ (ザイセイの話)	⇒	⇒	⇒	⇒	
公営企業の健全運営と決算状況、経営資料の公表	○ (議会報告)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

3-1：人材の確保と育成

3-1-1：優秀な人材を確保します

基本方針

職員採用を人材確保の最も有効な手段と位置づけ、専門的な知識や新しい発想を持った優秀な人材を幅広い階層から確保できるよう、試験制度、選考基準の見直しに努めます。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
行政経営の健全度 (市民満足度)	—	50.0%	市民アンケート(追加)
集中改革プランの達成度(採用計画)	100.0%	100.0%	人事課調べ
※広報・広聴の充実 (市民満足度)	62.8%	65.0%	市民アンケート

※優秀な人材の確保に向けた取り組みが広報されている

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
職員採用試験・採用基準の見直し		○ (19年度)	⇒	⇒	⇒	⇒	毎年度見直し
職員募集時の「求める職員像・資質」の明示			◎	⇒	⇒	⇒	

3-1-2：人材を育成します

基本方針

自己啓発を職員の能力開発の基本と位置づけ、研修制度の見直し・充実、職場内研修の推進に努めるとともに、職員の説明責任やファシリテーション能力の向上を図るために、市民対話機会を積極的に活用するよう推奨します。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
行政経営の健全度 (市民満足度)	—	50.0%	市民アンケート(追加)
※専門研修・特別研修参加者数	74人 (18年度)	100人	人事課調べ
自主研修参加者数 (庁内研修)	延3,628人 (18年度)	延3,900人 (4回/人)	人事課調べ

※研修者総数(延べ)から階層別派遣研修、自主研修を除いた研修者数

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
人材育成方針の策定と継続的取り組み	◎ (18年度)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
年間研修日程の周知と募集 (庁内LAN)		◎	⇒	⇒	⇒	⇒	

3-2：職員のやる気が活かされる人事制度の構築

3-2-1：目標管理による人事評価を進めます

基本方針

部局ごとの組織目標を達成するために、人事評価制度において「個別目標(個人目標)」を設定する制度を導入します。また、人事異動(人員配置)においてジョブローテーション制度や複線型人事制度の導入を進めます。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
行政経営の健全度 (市民満足度)	—	50.0%	市民アンケート(追加)
個人目標の設定割合	課長職以上 (100%)	一般行政職 (100%)	人事課調べ

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
人事評価制度の見直し (一般行政職全員の目標管理による人事評価制度の導入)	△	○ (考課マニュアル作成)	△ (目標管理)	◎ (目標管理)	⇒	⇒	
目標管理による人事評価制度			◎	⇒	⇒	⇒	
複線型人事制度の導入			△	◎	⇒	⇒	

3-2-2：能力に応じた適性評価等を進めます

基本方針

人材育成を主眼に、職員の人事評価が昇任や給与に適正に反映されるなど、能力と業績が活かされる昇任・給与制度をめざします。また、男女を理由とした格差等が生じないようにします。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
行政経営の健全度 (市民満足度)	—	50.0%	市民アンケート(追加)
個人目標の設定割合	課長職以上 (100%)	一般行政職 (100%)	人事課調べ

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
人事評価基準、昇任・分限処分基準の周知		○ (考課マニュアル作成)	⇒	⇒	⇒	⇒	
昇任試験制度の導入検討			△	⇒	⇒	○	

3-3：人材育成のための環境整備

3-2-1：人材を育てる職場をつくります

基本方針

職員のやる気や能力が活かされる職場環境の形成に努めるとともに、組織目標の公表や、職員提案制度の充実、健康管理、勤務体制の弾力化等に取り組みます。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
行政経営の健全度 (市民満足度)	—	50.0%	市民アンケート(追加)
組織目標の設定と公表割合	—	100.0%	人事課調べ

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
組織目標の設定と公表			◎	⇒	⇒	⇒	
職員提案制度の運用・充実	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
時差勤務制度など勤務体制の弾力化			△	⇒	○	⇒	

4-1:市民との情報共有・情報交換の推進

4-1-1:行政情報の公開ルールを定めます

基本方針

新たな公共を担う主体同士が、様々な情報媒体を活用し、保有する情報を共有し合うため、情報共有の前提となる行政情報の公開ルールを徹底します。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
住民参加への取り組み(市民満足度)	54.4%	60.0%	市民アンケート
広報・広聴の充実(市民満足度)	62.8%	65.0%	市民アンケート

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
個人情報保護への取り組み(情報セキュリティ研修)		◎	⇒	⇒	⇒	⇒	
行政情報公開ルールの策定			○ (情報ビジョン)	◎	⇒	⇒	

4-1-2:情報の発信と共有を進めます

基本方針

広報紙やCATV自主放送番組、ホームページ等を通じ、市民への迅速かつ的確な情報提供を行い、行政との協働体制を構築するための情報共有を進めます。また、モニターや市民編集委員等の参加により、市民が知りたい情報の発信に努めます。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
住民参加への取り組み(市民満足度)	54.4%	60.0%	市民アンケート
広報・広聴の充実(市民満足度)	62.8%	65.0%	市民アンケート
地域情報化の取り組み(市民満足度)	54.8%	65.0%	市民アンケート

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
ケーブルテレビ番組の放送と編集			◎	⇒	⇒	⇒	
広報紙の発行(市民編集委員・モニターの充実)	○	⇒	◎	⇒	⇒	⇒	毎年度見直し
ホームページによる情報の提供(CMSシステムの稼働・運用)		◎	⇒	⇒	⇒	⇒	

4-1-3:市民ニーズを把握します

基本方針

的確な情報提供に合わせ、市長が直接市民の声を聞く「市政懇談会」等の充実、定期的な市民満足度調査による地域別・年代別ニーズの把握等を通じ、市民ニーズに沿った成果重視型の行政経営への転換を進めます。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
住民参加への取り組み(市民満足度)	54.4%	60.0%	市民アンケート
広報・広聴の充実(市民満足度)	62.8%	65.0%	市民アンケート

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
市政報告・懇談会の開催・充実	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
パブリックコメントの活用 (ガイドラインの周知)	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	毎年度見直し
市民満足度調査の実施・活用		◎			◎	⇒	

4-2：情報技術を活用した行政サービスの充実

4-2-1：情報技術によるサービス向上を進めます

基本方針

市民の多様な生活スタイルや年齢・身体的な条件等による情報技術の利用機会、及び活用能力の格差是正に取り組み、より多くの市民が情報技術を活用し、情報の交流と行政サービスを楽しむことができる環境を整備します。なお、各システムの導入に当たっては、費用対効果や情報技術の進展動向に十分配慮することとします。

目標

施策達成度指標	現在 (平成19年度)	平成22年度	測定方法
住民参加への取り組み(市民満足度)	54.4%	60.0%	市民アンケート
広報・広聴の充実(市民満足度)	62.8%	65.0%	市民アンケート
地域情報化の取り組み(市民満足度)	54.8%	65.0%	市民アンケート

計画期間内の主な取り組み

◎:実施 ○:一部実施 △:検討 ⇒:継続

主な取り組み	取り組みの時期						備考
	(18年度以前)	(19年度)	20年度	21年度	22年度	(23年度以降)	
防災情報システムの運用とPR		○	◎	⇒	⇒	⇒	
電子申請システムの充実	△	○	⇒	⇒	⇒	⇒	
学校教育支援システムの充実		△	◎	⇒	⇒	⇒	
CATV及びインターネットを活用した議会中継の実施		△	⇒	◎	⇒	⇒	
電子会議室の調査研究			△	⇒	⇒	◎	
各種情報システムの導入検討及び導入		△	⇒	⇒	○	⇒	実施未定